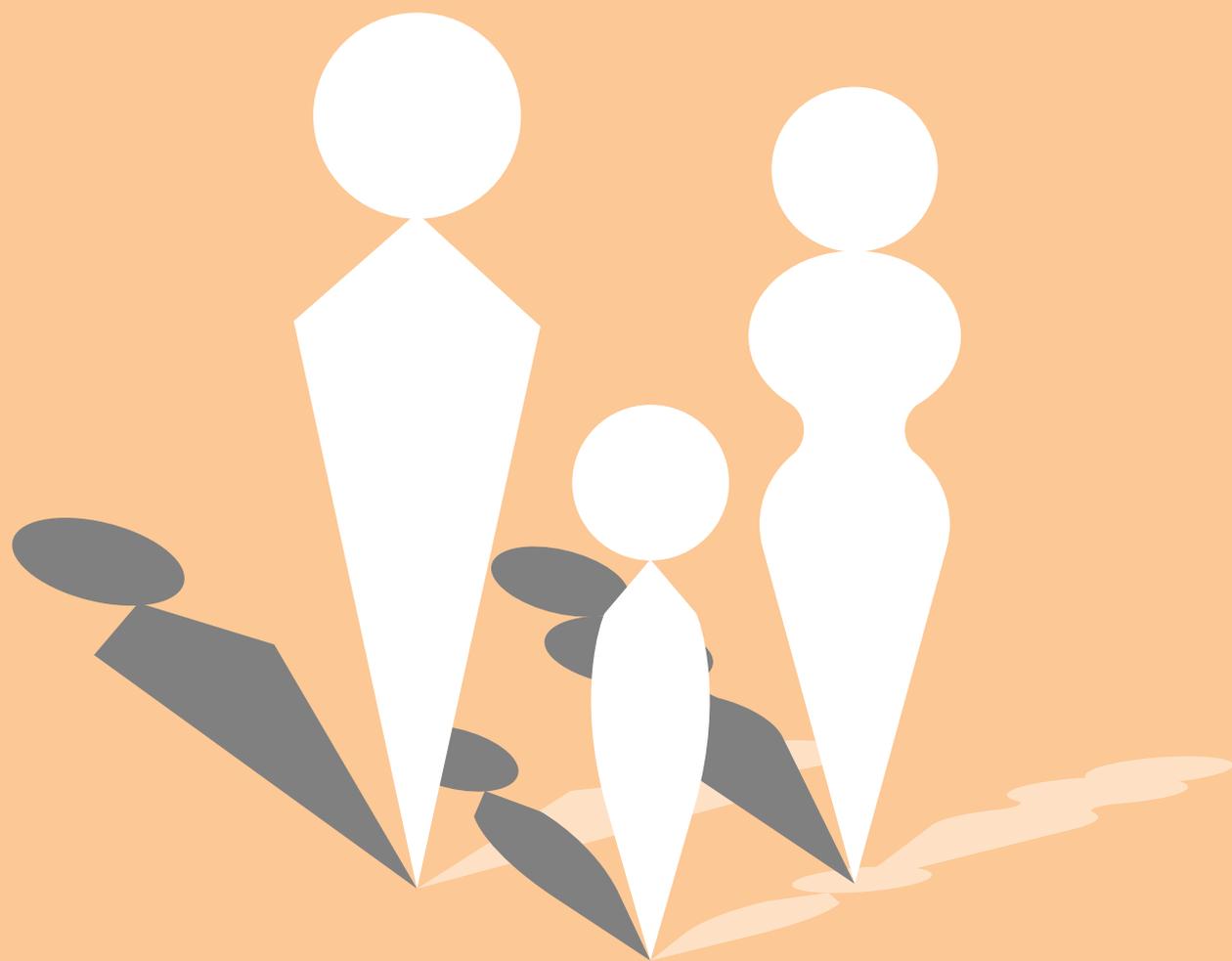


少子社会における 子育て・子育て支援研究会 最終報告書

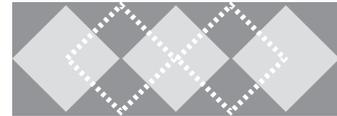


平成18年3月

財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター



刊行にあたって



平成17年12月に閣議決定された平成17年度版「少子化社会白書」では、平成16年度の合計特殊出生率が、1.288となり、平成15年度の1.29を下回る過去最低を更新したため、日本を「超少子化国」と位置付けられました。

「超少子化国」とは、合計特殊出生率が1.3未満の国に位置付けられる人口学上の定義であり、今回このように位置付けられたことにより、少子化進行が急速化していることに警鐘をならし、国民へ危機感を強く促しています。白書の中では国や地方自治体、経済界との連携した少子化対策が急務であると強調しています。

現在、地方自治体では、様々な少子化対策に向けた施策が実施されていますが、より地域に根ざした施策を実施していくには、地方自治体だけでなく地域と連携し、有機的な子育て支援が必要であり、さらには、親が子育てに対し不安や負担感を軽減できるような環境整備が求められ、あらゆる面から子育て支援についてのあり方を模索していかなければなりません。

このような中、当センターでは、平成15年度に「少子社会における子育て・子育てを考える連続講座」を実施し、さらに地域における子どもの健やかな成長や子育てをどのように支援していくか調査・研究するため、平成16年度より「少子社会における子育て・子育て支援研究会」を開催いたしました。本年度は、当該研究会の最終年度であり、当研究会委員がパネリストとして参加する次世代育成支援シンポジウムも実施いたしました。今回発行する最終報告書は、昨年度の中間報告書からの継続研究成果と本年度の先進事例視察報告、またシンポジウム講演録をまとめたものです。

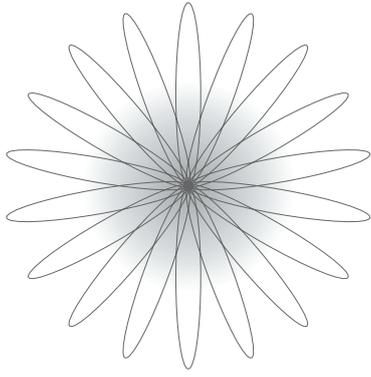
最後に、3年間にわたり指導助言者としてご尽力いただきました山縣文治先生（大阪市立大学生活科学研究科教授）、シンポジウム実施に際し基調講演いただきました厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長の度山徹氏をはじめ、ご協力いただいたパネリストのみなさま方、また、こころよく視察を受け入れていただきました視察先関係者のみなさまに厚くお礼申し上げます。

平成18年3月

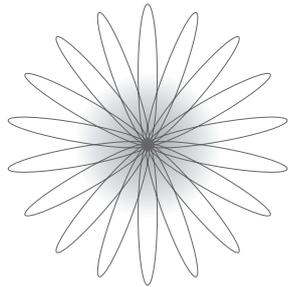
財団法人大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
所長 齊藤 慎

目次

指導助言者より	
子どもの家庭福祉施策の改革	3
大阪市立大学生活科学研究科 山縣 文治	
第1部 研究会最終報告	
児童虐待の防止に向けた取り組み・孤立する家庭をつくらないために	1 5
豊中市こども未来部保育課しいのみ学園 村上 裕子	
子どもを対象とした自治体ホームページ	2 4
箕面市教育委員会子ども部子ども支援課 加藤 玲子	
今後のマタニティ教室のあり方について	3 2
交野市保健福祉部健康増進課 樋掛佳代子	
総合施設にみる幼保一元化	4 3
東大阪市教育委員会学校教育推進室 杉森真理子	
関連児童福祉法の改正に伴う市町村による児童相談体制の整備について	4 8
柏原市健康福祉部児童福祉課 川上 淳子	
子育て支援を展開するための地域福祉活動のあり方について	6 1
河内長野市保健福祉部児童課 笹本 育司	
第2部 先進事例視察報告	6 9
第3部 シンポジウム実施録	9 5
研究経過・委員名簿	1 4 7

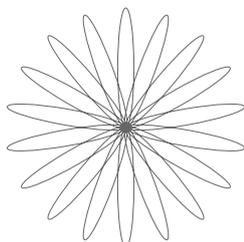


子どもの家庭福祉 施策の改革



大阪市立大学大学院生活科学研究科教授

山 縣 文 治



子どもの家庭福祉施策の改革

- 7つの課題 -

大阪市立大学 山 縣 文 治

1. 社会福祉改革と子ども家庭福祉分野の特性

1) 改革の必要が生じる要因と改革に向かう姿勢

改革は、現状に何らかの問題や不適応状況があると認識された場合、あるいはそのような状況が発生することが予想に難くない場合に行われるものである。このような問題や不適応状況が生じる要因は、 現行の制度やサービスとニーズとの間のミスマッチ（内在的要因）、 子ども家庭福祉に関わる国際動向や理論との間の歪み（外在的とも内在的ともいえる要因）、

社会施策全般や高齢者福祉や障害者福祉などの関連分野の施策や理念との間の齟齬（外在的要因）、の大きく3つある。当然のことながら、この3つの要因は、相互に関連するものであり、個々の事例を詳細に検討すると、このように単純に分類することは困難な場合が多い。

ところで、社会福祉改革は、当然のことながら、子ども家庭福祉の分野にも求められている。歴史的にみると、生活保護と子ども家庭福祉分野は、制度的基盤が形成された時期が他の分野に比べると早かった。その結果、前述のような問題や不適応状況を生じさせる要因もより多く抱えることとなっている。

たとえば、子ども家庭福祉サービスの基盤整備が進んだと考えられる昭和20年代から昭和50年頃には、 限られた社会資源の中で、保護を要する子どもにより迅速かつ適切にサービスを届ける必要があった、 経済成長に支えられたサービスや資源の拡充が可能であった、 子ども人口は必ずしも一方的な減少傾向にはなく、かつ高齢化はほとんど話題となっていなかった、 サービスの実施において、利用者を”弱者”あるいは”保護される人”と位置づけ、少なくとも対等な関係とさえみる状況にはなかったなど、今日とはかなり異なる状況が随所に見受けられた。このような認識は、政策次元だけの問題ではなく、研究や実践レベルにおいても同様であったと言わざるをえない。

これらの点だけをとっても、変革の必要性があるかどうかを含めて、検討が必要であることは間違いない。1997年の第50次児童福祉法改正以降、毎年のように法改正や制度改正が行われているが、その中で一部は解消あるいは改革の目だしはされたというものの、まだまだ理念だけにとどまっていたり、未着手の部分もある。

以上のように、子ども家庭福祉分野には、他の福祉分野以上に、改革が必要であると考えられる部分が多く存在する可能性がある。当然のことながら、すべてにおいて改革が必要であるというわけではない。過剰に反応する必要はないが、少なくとも、現状の全般的な再点検は必要である。その中で、真に改革が必要な部分を明らかにし、時代に合わせた変革に着手しなければならない。

2) 子ども家庭福祉分野における課題

このような視点に立って、短・中期的なスパンでみた場合の子ども家庭福祉分野における改革の課題をまず明らかにする。紙幅の関係で、抽出過程の詳細を明らかにすることは困難であるが、以下の7点については、おそらく多くの関係者の同意を得られるものと信じている。ただし、このことは、前述のように、即大幅な改革が必要であるということではなく、総合的に考えた時に、少なくとも検討が必要な側面であるということの意味している。

抽出した課題は、利用者の意思の尊重を保障する制度の実現、地域基盤のサービス体制と支援ネットワーク、就学前施策の再編成、要保護児童ケアの再構築、相談体制の強化と縦横のシステム化、供給主体改革、新たな財政制度、の7つである。

2. 子ども家庭福祉分野の短・中期的課題

1) 利用者の意思の尊重を保障する制度の実現

子ども家庭福祉分野における、利用者の意思の尊重を保障する制度は、戦後日本の福祉サービスの基盤を成すとともに、サービスの発展に資するもととなっていた措置制度が、ノーマライゼーションや普遍主義思想の浸透のなかで、選別的であるとか供給者本位の制度であり、むしろサービス発展の足枷になっているという批判を浴びたこと、その結果、高齢者や障害者福祉の分野では、措置制度がほとんど廃止となり、保険制度や支援費制度など、利用者とサービス事業者とが直接対峙し、契約を結ぶ制度となったこと、児童の権利に関する条約で、子ども自身の能動的権利が明確にされたこと、という大きく3点から要請されてきた。このうち、第1および第2は、社会福祉サービス全般における要請であり、これが子ども家庭福祉の分野にも波及しているもの、第3は、子ども家庭福祉分野に固有の要請である。

これらの要請に応えることを期して、社会福祉分野全般に比較的共通する改革として行われたのが、直接契約制度の実施、これを補うものとして、利用者と事業者の契約が適切に結ばれることを目的の一つとする、介護支援専門員、福祉サービス利用援助事業、成年後見制度などの契約をサポートする制度、さらには情報提供、情報開示、第三者評価などの、サービスの質の向上や透明性を確保するための制度である。子ども家庭福祉分野に固有のものとしては、措置に際して、子どもと保護者の意向が合わない場合などにおける児童福祉審議会の活用がある。

子ども家庭福祉分野においても、このような要請を尊重した改革が進められているが、今後さらなる検討が必要な課題も残されている。以下、代表的なものとして3点指摘しておく。

第1は、他の領域とは異なり、施設サービスにおいて、措置制度が多く残されていることである。これについての筆者の考え方は、別稿で明らかにしており、ここでは詳細は記述しないが、措置制度が必要である理由を第三者にも納得できる形で明らかにしなければ、継続は危うい。

第2は、措置制度が廃止となった保育所、母子生活支援施設、助産施設においても、利用者と事業者の直接契約制度ではなく、行政と利用者との契約制度となっていることである。利用

者の立場からいうと、サービスの調整機能を前提とした行政との契約は、事実上措置制度とあまり大きな差はないものと考えられる。このような調整機能が必要と考えられる代表的な例は、サービス供給量が不足している場合である。保育所についていうと、少なくとも子ども過疎地域においては、すでに直接契約に近い状況にあるし（要件さえ満たせば、希望先に入所できる状況）、遠くない将来、徐々にこれが都市部にも広がってくるものと考えられる。

第3は、民法との関係において、子ども（未成年者）には契約能力が認められていないために、いずれの場合も、保護者が契約者となるということである。多くの保護者は、子どもの権利や生活を擁護する重要な存在であるが、一部にはむしろ直接的な権利の侵害者となったり、権利や生活に関心をもたないと言う意味で間接的な権利の侵害者となっている。これについてはいくつかの改革が行われているが、子ども自身の意思がケア全般において反映する仕組みに十分にはなっておらず、法制度というよりも、実務・実践場面での取り組みが期待される。

2) 地域基盤のサービス体制と支援ネットワーク

児童の権利に関する条約、子どもケア論、ノーマライゼーション思想あるいは社会福祉法、これらに共通するのは、第一義的には、入所型の施設福祉サービスよりも地域福祉型の社会福祉サービス、集団ケアよりも個別ケア、を考えるべきということである。

子ども家庭福祉分野でいうと、量的には最も大きな規模をもつ保育サービスについては、通所型のサービスを中心に展開してきた。さらに個別ケアという要素を考えた時、家庭的保育や直接的な家庭支援という方法は、常に二次的な選択肢や待機児対策などの緊急避難的なものとしてしか位置づけてこなかった。また、サービス体系の中心をなしてきた入所施設においては、里親制度や養子縁組制度などの家庭（的）養育や個別ケアの思想的研究は進んでいたものの、制度としてはこれを十分に推進する体制とはなっていなかった。

子ども家庭福祉分野におけるサービス供給体制においては、とりあえず地域福祉型の社会福祉サービスや、個別ケアの推進が図られなければならない。しかしながら、このような多様なサービス供給が可能になると、利用者はもちろんのこと、相談機関やサービス調整機関を含むサービス供給者自体においても、全体状況の把握が困難となる可能性がある。サービスが増えた結果、ニーズへの対応の漏れが生じたり、サービスの間隙が意識されなくなるということである。

ここに支援ネットワークの必要性が生じてくる。支援ネットワークには大きく3つのことが期待される。第1は、個別ケースに対してよりよくニーズを解決することを目的としてサービス供給主体が協議し、計画を実行すること、第2は、複雑化した供給主体の相互の特性等を知り、事前にニーズへの対応のシミュレーションや調整を図ること、第3は、地域全体の資源配置やネットワークの構成などを確認し地域づくりを行うこと、である。このうち、第2、第3の機能は、1つの組織の中の2つの機能という形で位置づけられていることが多い。現在、国が法律や通知、予算事業などにもとづいて推進している子育て支援総合コーディネーター事業、要保護児童対策地域協議会などには、このような機能が期待されていると考えられる。

3) 就学前施策の再編成

就学前施策については、当面は保育所待機児の解消が課題であり、待機児ゼロ作戦や保育計画の策定などの取り組みがみられるが、中位推計でさえ2050年の出生数が70万人を切るという状況を考えると、保育所待機児問題は極めて限られた地域の問題になっていくことは明らかである。その結果、就学前施策の再編成に関する要請は、年を追うごとに非常に現実的なものとなりつつある。これをさらに加速させているのが、幼稚園と保育所という2つの制度は必要ないという、規制改革会議からの強い意見があったこと、保育需要の増大で一部地域においては待機児が発生しているとはいうものの、全国的視野にたつと、定員を充足できない地域が徐々に拡大し、保育所、幼稚園ともに経営が危機となりつつあること、保育所制度が開始されて以降、常に幼保一元化論という考え方があったこと、国際的にみても、保育所と幼稚園が、日本のような形で分離している国は徐々に減少しつつあること、などの外在的・内在的要請である。

2005年度からは総合施設がモデル的に実施され、2006年度からは、新しい法律の提案も含め、「認定子ども園」としいよいよ本格実施となる。当面は、幼稚園、保育所、総合施設の3元化体制となるが、中期的には、これらが何らかの形で整理されるであろうことは想像に難くない。すなわち、示す戦後の保育所、幼稚園の趨勢をみたととき（表1、表2）、公民に限らず幼稚園経営は非常に厳しい状況にある。一方、保育所も現在の保育要件がある限り、少子化のなかで次第に経営基盤が脆弱化していくことは間違いない。とりわけ、経営の基盤を作っている0歳児保育部分が、出生率の低下と育児休業の普及のなかで、伸び悩むことによる影響は大きい。

このような状況を考えると、中期的には、認定子ども園に向けて収斂していくことが望ましいと考えられる。ただし、現在の提案は、あくまでも従来の保育所と幼稚園を基盤とするものであり、両制度の合体にすぎない。すなわち、基本機能として保育機能と（幼児）教育機能を据え、付加機能として地域支援機能を上乘せし、展開するというものである。しかしながら、時代を見据えるとさらに一步踏みだし、図1に示すように、総合的な子育て支援機能を果たす地域福祉の拠点として、子育て支援ソーシャルワーカーを核とする施設へと、再編成することも考えられてよい。加えて、乳児あって社会的保育が必要な場合には、現在のような保育所での集団保育ではなく、家庭的保育制度を積極的に組み込み、これを総合施設が活用するという方向も検討に値する。

4) 要保護児童ケアの再構築

要保護児童とりわけ要養護児童のケアは、深刻度の面において極めて重要な課題であるとの認識が、子ども家庭福祉の世界だけでなく、社会一般にもかなり広まっている。とりわけ、虐待や非行・犯罪との関係での議論が多い。しかしながら議論の中身はかなり多様であり、たとえば虐待を例にとると、虐待者に関心をもつ場合でも、加害者として罰する方向で議論をするものもあれば、治療的な援助による回復的なケアを提案するものもある。虐待を受けている子

表1 運営主体別保育所および幼稚園数

		1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	ピーク時
保育所	公営	6,771	8,684	11,545	13,311	13,590	13,371	13,184	12,707	12,236	13,636 (1984年)
	私営	4,428	5,417	6,693	8,725	9,309	9,332	9,304	9,492	10,155	10,155 (2003年)
計		11,199	14,101	18,238	22,036	22,899	22,703	22,488	22,199	22,391	22,904 (1984年)
幼稚園	公営	3,119	3,952	5,310	6,112	6,317	6,291	6,217	5,972	5,785	6,317 (1985年)
	私営	5,383	6,844	7,798	8,781	8,903	8,785	8,639	8,479	8,369	8,917 (1984年)
計		8,502	10,796	13,108	14,893	15,220	15,076	14,856	14,451	14,174	15,220 (1985年)

* 社会福祉施設調査、学校基本調査各年版より

表2 運営主体別保育所および幼稚園在籍児数

		1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2003年	ピーク時
保育所	公営	503,259	690,344	1,012,290	1,188,340	1,046,060	957,249	912,659	996,083	1,022,253	1,197,318 (1979年)
	私営	326,481	441,017	618,735	807,742	797,490	766,526	766,207	907,984	1,026,071	1,026,071 (2003年)
計		829,740	1,131,361	1,631,025	1,996,082	1,843,550	1,723,775	1,678,866	1,904,067	2,048,324	2,048,324 (2003年)
幼稚園	公営	296,083	402,046	570,720	639,609	511,070	439,823	368,440	370,741	367,854	660,074 (1979年)
	私営	837,073	1,272,653	1,721,460	1,767,504	1,556,921	1,568,141	1,439,992	1,402,942	1,392,640	1,843,257 (1978年)
計		1,133,156	1,674,699	2,292,180	2,407,113	2,067,991	2,007,964	1,808,432	1,773,683	1,760,494	2,497,730 (1978年)

* 社会福祉施設調査、学校基本調査各年版より（ただし、1970年以前は設置主体別）

【提案されている認定子ども園のイメージ】 【求められる認定子ども園のイメージ（山縣私案）】

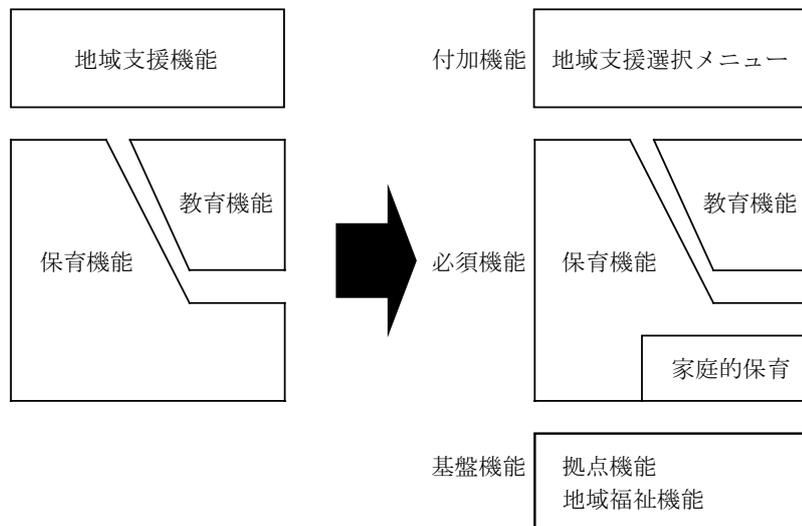


図1 認定子ども園のイメージ図

どもについての議論は、比較的収斂しており、社会的ケアシステムの不十分さや個別的な心理療法的ケアの量的・質的不足といった方向での議論が一般的である。同じ子どもであっても、非行や犯罪については、議論が分かれる傾向がある。すなわち、犯罪行為として少年法における処分の強化や刑法の適用などによる犯罪更生的対応を求める声と、少年法の元々の精神や児童福祉法にのっとり、福祉的ケアの充実を求める声である。

要保護児童のケアについては、ここ5年間ほどで、かなりの修正が加えられた。施設関係では、地域小規模児童養護施設の創設、小規模グループケア制度の実施、関係施設への心理療法担当職員の配置、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置、自立支援計画の策定など、里親関係では、児童福祉法の独立規定や養育里親、短期里親、専門里親、親族里親への再編成、里親支援事業の新設など、さらには相談部門では、次項で示すような取り組みが行われている。

問題が深刻であるだけに、この分野での取り組み課題は多くある。在宅サービス分野では、サービスの量的な拡大、とりわけ育児支援家庭訪問事業のような訪問型サービス、ショートステイのようなレスパイトサービス、それらを結ぶネットワークなどが課題である。施設サービス分野では、1997年の児童福祉法改正では結局実現できなかった、心理的なケアと福祉的なケアを一体的に実現する施設体系の再編、効果的なケアプログラムの開発と実践などを当面の課題として指摘することができる。さらには、サービス供給システムとの関係で、在宅サービスは市町村、施設サービスは都道府県となっていることからくる資源配分の問題も課題である。次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画で、この分野のサービスも目標量を含めて設定されたが、都道府県が管轄する入所施設との調整なしに、施設を活用した在宅福祉サービスが記載されている。すなわち、受け皿なしの目標量となっているということであり、目標達成の過程においては、大きな懸案事項となることは間違いない。

5) 相談体制の強化と縦横のシステム化

相談体制の改革への要請も、地方分権化のなかで、児童相談所を中心とした都道府県中心の相談体制から、市町村の相談体制の強化が求められていること、相談の柔軟性や多様性を生み出すために、公的な相談機関に限らず、民間主体によるものを含む多様な相談機関の整備とそのネットワーク化が求められていること、子育てに不安のある親の増大、虐待の被害にあう子ども、犯罪を犯す子どもなど、子ども家庭福祉分野において、とりわけ相談体制の強化を求める実態があるということ、という大きく3点から寄せられていると感じている。

相談体制の強化については、すでに1997年の児童福祉法改正で児童家庭支援センターという、相談を主業務とする児童福祉施設の新設をはじめ、特別保育事業の一つである保育所を中心とした地域子育て支援センターの拡充、児童委員の法定化と主任児童委員の単位民生児童委員協議会2人体制、さらにはNPO法人など、住民主体の供給主体での推進が期待されているつどいの広場事業の開始、などの取り組みが進められている。さらに、2004年の児童福祉法改正で

は、市町村の相談体制の強化が進められることとなり、それをサポートするものとして、要保護児童対策地域協議会の設置も促されることとなった。

相談体制の強化とシステム化に関する子ども家庭福祉分野の当面の課題としては、以下のようない点が考えられる。第1は、量的、質的に現行の相談機関では対応しきれていないという現実を改めて認識し、分権化などの単純なシステムの変革のみではない制度的な拡充が必要であるということである。第2は、現在進められている市町村の相談体制強化のさらなる推進と実質化のためには、児童相談所による支援や連携はむろんのこと、市町村行政そのものの理解の促進とそれに伴う人的拡充が不可欠であるということである。第3は、住民主体の相談・発見を含む活動をはじめとする民間の相談・支援機関の拡充に合わせ、それらをつなぐネットワークの強化が必要ということである。児童福祉法改正により、要保護児童対策地域協議会の設置が進められているが、この実質化、柔軟な運営が重要な課題となる。現在、雇用均等・児童家庭局長のもとに「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」が設置され、多様な角度から相談体制のあり方が検討されているところであり、この成果が期待される。

6) 供給主体改革

供給主体の改革は、経済財政諮問会議や規制改革・民間開放推進会議など、外在的な要因から当初は進められた部分が多い。これは、小さな政府論に加え、規制緩和と供給主体間の競争によって質の向上を図ることができるという、新保守主義的な思想に支えられ、公的サービス供給部門のあらゆるところで検討された。いわゆる「聖域なき構造改革」である。一方、社会福祉サービスの内部をみると、社会福祉事業法（当時）によるサービス供給の原則が、第一種社会福祉事業では、行政の直接サービスか社会福祉法人を原則とするとき、これが第二種社会福祉事業の一部にも事実上適応されているかのように運用されていた。このことが、結果的にサービスの柔軟性や、主体的努力の精神をやや低下させ、公による直接サービスのみならず、社会福祉法人によるサービスにおいても硬直化を招いていた。

このような状況に大きくメスを入れたのが、理念や制度設計の是非はさておき、介護保険制度の導入であった。介護保険制度下では、在宅福祉部門では企業の直接参加が一般的となり、入所施設部門では表面上は社会福祉法人という形式をとっているものの、企業が設置する社会福祉法人も珍しくない。高齢者福祉分野は、社会福祉サービスの中では後発組であり、もともと公営のサービスが少なかったこともあって、社会福祉基礎構造改革の最先端を走りやすい状況にあった。子ども家庭福祉分野のサービス基盤整備はそれに比べると古く、典型的には保育所にみられるように、公営サービスの占める割合が他の分野に比べて多い。保育所についていうと、制度発足当初は除き、常に公営保育所の利用者が多い状況が続いていたが、一時は40万人もの差があった公民差が、2003年の社会福祉施設等調査で初めて逆転した。ただし、施設数では今でも2,000施設ほど公営保育所が多い（表1、表2）。

直接サービスについては、一般に民営主体による供給の方が柔軟性が高く、利用者のニーズ

に即したサービスが行いやすいといわれている。その結果、保育所においても、公営保育所の民間移管が進んでいる。法制度上は、公営施設に固有の機能をもたせているものは、児童自立支援施設以外にない。その児童自立支援施設においても、雇用均等・児童家庭局長のもとに設置された「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」では、民営化が論点の一つとなっている。

現在存在する公営施設と民営施設の差は、法制度が本質的にもたらしたのではなく、市町村の制度運営や現場の努力が生み出しているものにすぎない。とりわけ財政面における市町村の関与が弱まり、制度運営における公民格差が縮小されると、現場の努力の差が公民の格差の主要部分を形成することになる。このことを前提に考えず、公営施設特性論や優位論を本質的なものあるいは所与のものとしてとらえてしまうと、公営施設に対する批判はますます厳しくなる。このことは、社会福祉法人と民間企業との間でも同様である。

現在の制度は、直接サービス部門のほとんどにおいて、少なくとも公営施設の優位を認めていない。したがって、ニーズへの対応力を考えると、今後とも民営志向は続くものと考えられる。対等な関係の中での公営施設の対応力が高くない限り、納税者を含む住民サイドからいうと、その方向は間違いとはいえない。

7) 新たな財政制度

国、地方いずれも事実上財政的に破綻していることは明らかである。社会福祉改革について語る場合、社会福祉関係者は一般に、福祉理念や福祉ニーズの視点から切り込むが、社会福祉改革は一方で財政改革を主眼としていることは間違いない。一方で財政緊縮という外圧と戦いつつ、これまで示したような課題に取り組みなければならないということである。財政緊縮と対峙する有効な方法は、実際にはなかなかない。一つの方法として提案されたのが、次世代育成対策交付金(ソフト交付金、ハード交付金)や統合補助金制度であるが、さらに踏み込んで育児保険的なものを提案する人も少なくない。

育児保険は、国民の了解が得られ、被保険者がほぼ全員保険料を納付するとすると、財政確保上は有効な手段である。育児保険の有効性は、以下のような点にあると考えられる。

育児保険が提唱されている理由の一つは、措置制度に代表される行政と事業者の関係中心の制度への批判である。保険制度は確かに、措置制度よりは少なくとも利用者と事業者との対等な関係を構築できるものであることは間違いない。その点においては、育児保険に反対するものではないし、批判は間違っているともいえない。ただし、これはあくまでも直接契約制度への賛成から来るものである。

行政がサービスの種類と量をコントロールする仕組みでは、事業者も行政の方を向いてしまい、利用者のニーズと向き合う関係にならないということも、育児保険が提唱されている理由の一つである。この批判は、現状においては否定出来ないし、現状の仕組みの中出これを克服することは確かなかなか困難である。介護保険のように、行政が保険の安定的運用の視点か

ら、ゆるやかにサービスの種類と量を設定し、一定期間ごとに実態に合わせて改編するという方法は、妥当な選択である。直接契約制度も、この点においてはやはり育児保険に劣るといわざるを得ず、とりあえず育児保険の妥当性として認める立場にあるし、現状制度や直接契約制度において工夫をしなければならない課題と受け止める。

一方、以下のような懸念もある。

公的保険は、被保険者と想定される国民のほとんどが保険事故に出会う可能性が高く、その予防的措置として設計されるのが原則である。別途検討するが、今おそらく被保険者を想定すると、20歳以上のすべての国民になると考えられる。出産および子育てを保険事故と想定すると、「女性は出産をすること」ということを前提とすることになり、わが国の場合、その背後にある結婚を含め、ここ15年間で浸透し、法律的にも肯定してきた「結婚や出産は男女の選択行為である」という考え方を否定するものとなる可能性がある。

また、保険制度である限り、保険者と被保険者を設定しなければならない。保険者については時代状況を考えると市町村ということになるであろう。合併がすすむなかで、その妥当性はより高まっていると考えられる。一方被保険者については、国民の合意形成がかなり困難なような気がする。20歳以上というが一般のイメージであるが、子どもの場合、少なくとも女性には16歳からの出産が認められており、結婚を組み込まなければ、合計特殊出生率の産出では15歳から産むものと想定されている。10代の親の子どもについては、サービス適用上はそのような制度を設ければいいだけの話であるが、保険料徴収についてはたとえ少数であっても、制度設計の基本に関わることであり、看過できないと考えている。一方、高齢者や健康・保健上の理由などで出産ができないあるいは父親になることができない人についても、単に社会連帯の精神だけで乗り切ることができるかというとはなはだ疑問である。

さらに、保険制度である限りにおいて、保険未加入者に対して、保険財源を使ったサービスを適用することは困難である。現在日本における公的保険制度の代表的なものは、年金保険、医療保険、介護保険の3つである。福祉サービスとの親和性が高いという点で、育児保険は介護保険を参酌しつつ検討が進んでいるようであるが、ここには大きな問題が一つある。すなわち、介護保険では保険料徴収を普通徴収と特別徴収の2つの仕組みで行っているが、言葉のイメージとは異なり、普通徴収の対象は被保険者の1割にもみたく、9割以上が年金制度をベースにした特別徴収となっている。このため、介護保険においては、保険未加入者が低所得者の一部に限られる傾向がある。

育児保険制度を想定した場合には、一定数は普通徴収を想定しなければならない。そうすると、医療保険や年金保険の構造に近いものになる。年金は将来のこととして、若年層の中には未加入者も多い。医療保険も同様で、親が払っている場合も多い。保険料徴収についてのみ、育児保険の負担を考えた場合、医療保険の構造がもっと近いと考えられるが、この制度が抱えている問題の一つが未加入者・未納者問題である。医療の場合も人権上深刻であるが、これはあくまでも払わなかった本人の問題として処理することが可能である。育児保険場合、直接的

な利用者は子どもであり、保険料を納付しなかった責任を子どもにとらせるという構図は、子どもの権利条約に照らし合わせても問題がある。かといって、これを税で補填すると、未加入者や未納者が増えていくと考えられ、公的保険としての制度が破綻してしまう。

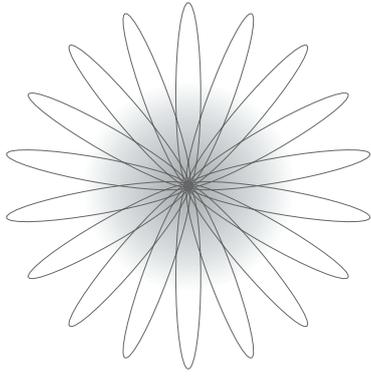
3. おわりに

「改革」という言葉は、研究上は実に使い勝手のいい言葉であり、時には、現状から改革の結果までの時間という要素を無視し、改革即結果という単純な図式で提案するものもいれば、逆に、この単純さのみに拘泥し、改革に強く抵抗するものもいる。改革とは、変化である。変化には、必ず時間が伴う。実務家やサービス利用者など、日常的にこれにかかわるものは、たとえその改革を受け入れたとしても、少なくとも変化が伴うものであり、不安が生じることになる。ましてや、改革を受け入れることができない場合、不安どころか怒りの感情さえ生じさせる。内在的要因から生じる改革でなく、外在的要因から来る場合、その怒りはさらに高く、「外在」という言葉が「外圧」という言葉とほぼ同義的な意味で受け止められることも少なくない。

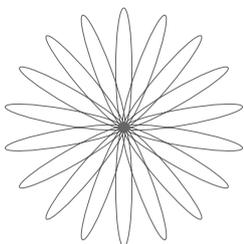
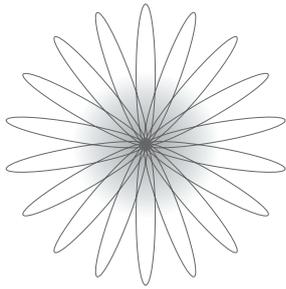
社会福祉は、住民の生活ニーズに対応するものであること、生活ニーズは社会状況の変化に応じて変化すること、これらを否定するものはほとんどいないであろう。この図式を否定しないならば、社会福祉サービスは常に変化しなければならないということになる。変化の幅が小さいときは、根本からの改革は必要ないかも知れないが、今、子ども家庭福祉を含む、社会福祉が置かれている状況は、小手先だけの変更では対応できないような大きな課題に直面しているというのが筆者の実感である。

参考文献

1. 今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会『中間的な議論の整理』2005年。
2. 社会保障審議会児童部会『「児童虐待の防止等に関する専門委員会」報告書』2003年。
3. 社会保障審議会児童部会『「社会的養護のあり方に関する専門委員会」報告書』2003年。
4. 全国児童養護施設協議会『子どもを未来とするために：児童養護施設の近未来』2003年。
5. 経済財政諮問会議『生活地域ワーキンググループ報告書』2005年。



第1部 研究会最終報告



第 1 部

児童虐待防止に向けた取り組み・孤立する家庭をつくらないために ～ 育児支援家庭訪問事業の有効性について～

豊中市こども未来部保育課しいのみ学園 村上裕子

1. 児童虐待の防止をめぐる国の動向

近年、保護者による「児童虐待」は深刻な社会問題となっている。全国の児童相談所での虐待相談処理件数は、虐待防止法施行前の2倍以上に増加（1999年度11,631件 2003年度26,569件）、その内容も保護者の意に反して施設入所を家庭裁判所に申し立てる場合など、困難なケースが増えている。また、死亡事例も2000年11月20日～2003年6月30日の間に125件発生している。中には、児童相談所等の関係機関が関わりながら未然防止ができなかった事例もあり、このような状況を踏まえ、2004年10月には、児童虐待にかかる通告義務の範囲の拡大等を内容とする改正児童虐待防止法が施行、2004年11月26日、児童福祉法の一部も改正された。これにより、児童相談に応じることが市町村の業務として法律上明確化された。各市町村においては、これらの法改正の趣旨も踏まえつつ、発生予防から自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要とされている。

一方、国では、急速な少子化の流れを変えるため、2003年7月に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」を制定した。さらに2004年12月には、「少子化社会対策大綱」（2004年6月4日閣議決定）に基づく重点施策の具体的実施計画として「子ども・子育て応援プラン」を策定しているが、これは、全国の市町村の計画とリンクさせた形の初めての計画である。この計画において、今回のテーマでもある「育児支援家庭訪問事業」は、2009年度の目標を「全市町村での実施を目指す」と設定されている。「育児支援家庭訪問事業」は、出産後間もない時期の養育者は精神的にも肉体的にも過重な負担がかかり、この時期に効果的に手厚い支援を行うことが、虐待予防に有効であるとの考えから、2004年度、創設された事業である。家庭という密室内の出来事である「児童虐待」を防ぐための訪問支援でもある。

虐待は容易に癒えることのない大きな傷を子どもの心に残し、時にはかけがえのない生命さえ奪うことがあるため、できる限り、虐待の発生を未然に防ぐことが極めて重要である。児童虐待防止対策は、社会全体として早急に取り組むべき課題であり、国によって提言・重要視されている「育児支援家庭訪問事業」について、その有効性について検証したい。

2. 育児支援家庭訪問事業の概要

1) 目的

本来子どもの養育支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施することにより、

当該家庭において安定した子どもの養育が可能にさせることなど。

2) 実施主体

市町村（特別区を含む）。ただし、事業の運営の全部または一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人または民間事業者などに委託することができる。

3) 支援対象

本事業の支援の効果が期待できると市町村長が判断した以下に掲げるような、一般の子育てサービスを利用することが困難な家庭。

- (1) 養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、または虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭。妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象。
- (2) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、子どもが児童養護施設等を退所または里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭。
- (3) 子どもの心身の発達が正常範囲内にはない、または出生の状況からの心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある子どものいる家庭。

4) 支援の内容

(1) 家庭内での育児に関する具体的な援助

ア．産褥期での母子に対する育児指導・簡単な家事等の援助

イ．未熟児や多胎児等に対する育児指導・栄養指導

ウ．養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・支援

エ．若年の保護者に対する育児相談・支援

オ．子どもが児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援

(2) 発達相談・訓練指導

家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達相談・訓練指導を行う。

5) 支援を行う者

4)の(1)養育支援の必要の可能性があると思われる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB（経験者）、ヘルパー等が実施する。

4)の(2)の産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具

体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、保育士、児童指導員等が実施する。

* 多様な支援を行う観点から、(1)、(2)ともに実施することが望ましいが、地域の事情により、いずれか一方の実施でも差し支えない。

6) 支援の方法

市町村長が養育支援が必要と認めた家庭に対し、以下のような内容の訪問指導を行う。

- (1) 「養育支援が必要となりやすい要素の例」に該当する家庭等について、必要に応じて関係機関からの情報収集等を行い、家庭の養育状況を把握する。
- (2) (1)の結果、支援の必要性があると思われる家庭に対し、その支援内容を明確にした上で養育支援を行う。

* 「養育支援が必要となりやすい要素の例」に照らし、様々な機関からの情報で訪問支援を要する蓋然性が高いと判断される場合は、訪問支援のためのアセスメントに必要な家庭の養育状況を把握する目的の初回訪問も、含めることができる。

3. 大阪府内での実施状況の調査結果

大阪府内で「育児支援家庭訪問事業」をすでに実施している市町村のうち、5市（堺市・摂津市・茨木市・高槻市・大阪市）を対象として、状況調査を2005年12月に行った。調査項目は「支援内容」「支援担当者」「養成講座」「家庭の把握方法及び把握機関」等9項目と、「事業の効果、問題点、今後の課題等」についてである（表1、表2参照）。

<主な調査項目について>

支援内容

育児相談の他、産後の育児支援や簡単な家事援助は、5市ともに共通した内容であったが、大阪市は、助産師と各区保健福祉センター地域担当保健師による産褥期の母子に関する指導、未熟児や多胎児等に関する育児指導、母親に対する身体的・精神的不調状態に対する相談指導、また、若年の養育者に対する育児相談と指導を行っている。

支援担当者

大阪市は、3事業に分けて実施しており、「エンゼルサポーター」の認定研修を受講し、大阪市が適当と認める者の他、助産師や保健師、「子ども家庭支援員」の認定研修を受講し、大阪市が適当と認めた者が支援を行い、他の4市では、公募市民の他、大阪府が実施した「子ども家庭サポーター」(注)の養成講座を修了した市民を活用している。

(注) 子ども家庭サポーターとは、2001年から大阪府が実施する「子ども家庭サポーター」養成講座を修了した府民

育児支援家庭訪問事業についての調査（表1）

平成17年（2005）年12月

市町村	開始年度	担当部局等	対 象	支 援 内 容	支援担当者	養 成 講 座	訪 問 方 法	家庭の把握方法及び把握機関	利用実績 / 経費
堺 市	H15年度	中央子育て支援センター	相談機関で派遣を希望した家庭 立ち上げのために派遣を必要としている子育てサークル 子育てに関する不安、こども虐待その他児童養育上の問題を抱える家庭	・定期的な見守り ・産後の支援 ・離乳や遊びの指導 ・子育て悩み相談 ・支援の一部としての家事ヘルパー（通院・公園へ行く等）	子育てアドバイザー（公募ボランティア）=200名（内子ども家庭サポーターは40人）	10回（実習含）	・初回の訪問は専門職が同伴 ・派遣の回数6回をメド ・1回につき2時間程度	・相談窓口（保健センター、地域子育て支援センター、家庭児童相談室）で把握	・H16年度...510件（家庭：294件、サークル：216件） ・継続的な訪問で長い場合10回～15回 ・市が活動費1,000円をアドバイザーに支給 1,000円×240件=24万円 ・研修、保険、通信 50万円 合計 74万円
摂津市	H15年度	家庭児童相談室	子育て不安・軽うつ・虐待などの問題を抱える家庭	・育児相談 ・産後うつの子育て支援 ・必要に応じた家事援助 ・離乳や遊び等の援助	子育てアドバイザー=16人（内子ども家庭サポーターは6名）	研修会5回（その他、地域子育て支援センターの広場活動や3歳半乳幼児健診等の見学実習あり）	・初回から2～3回の家庭訪問には家児相の相談員が同行 ・MY TREEペアレンツプログラムの実施時の保育を担当 ・訪問をコーディネートする前に家児相と保健師等が、訪問希望者の家庭に同行訪問している ・子育てアドバイザーと訪問先についての事前カンファレンスを行ない、双方のニーズを聞いてコーディネートする（この時点では、名前・住所は伝えない）	・家児相のケース ・関係機関（保健センター、学校等）からの紹介	・H16年9月第4週より派遣開始 ・市が活動費1,000円をアドバイザーに支給
茨木市	H16年度	子育て支援総合センター	引きこもり等家庭養育上の問題を抱える 子育てに対して不安や孤立感を抱える 児童虐待のおそれや可能性を抱える その他市長が養育以上支援が必要と認める家庭	・育児相談 ・簡単な家事支援	家庭訪問支援員（子ども家庭サポーター養成講座を修了した茨木市民のうちから、市長が委嘱する）=20名、2人ペアで訪問する ・中学校区別に支援員を置く	7回（施設見学を含む） ・委嘱式の後、人権研修を実施	・保健、福祉等の関係職員による訪問調査 訪問内容を関係機関で協議、支援計画の策定 訪問支援員を派遣（1回につき2時間程度） ・初回訪問は関係職員、子育て支援総合センター職員が同伴	・支援が必要な家庭をあらゆる機関を通じて把握（保健医療センター、保健所、電話相談、地域子育て支援センター等）	・H16年9月～9件（1件のケースが1年程続いている） ・報償費 1回2時間 1,000円（交通費含む） 1,000円×2人×20回×12ヶ月=48万円 ・研修 12万円 ・保険 4,500×20人=9万円 合計 69万円
高槻市	H17年度	児童福祉課	(1)出産後間もない時期（おおむね1年程度）にある養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等によって、子育てに対して不安、孤立感などを抱える家庭または虐待の恐れを抱える家庭 (2)引きこもり等、家庭養育上の問題を抱える家庭	(1)出産後間もない時期（おおむね1年程度）にある養育者に対する育児相談及び助言 (2)身体的、精神的不調状態にある養育者に対する育児相談及び助言 (3)若年の養育者に対する育児相談及び助言	家庭訪問員24人（子ども家庭サポーター9人、公募で15人）	6回（講座4回・施設見学2回）	・初回の訪問は窓口機関職員、若しくは児童福祉課職員が同行 ・次回訪問（2回目）からは、育児支援家庭訪問員が訪問	・保健センター、子ども家庭センター、地域子育て支援センター等の子育て支援等に関する窓口機関が家庭の状況を把握し、承諾を得て、児童福祉課に依頼をする	・平成17年度予算 693千円 ・活動費1回2時間 1,000円（交通費含む） ・平成17年12月までの実績 3ケース

育児支援家庭訪問事業についての調査（表2）

平成17（2005）年12月

市町村	開始年度	事業	担当部局等	対象	支援内容	支援担当者	養成講座	訪問方法	家庭の把握方法及び把握機関	利用実績／経費	
大阪市	17年度	子ども家庭支援員による家庭訪問支援	児童指導課	(1)産褥期に核家族等で、援助者がいない家庭 (2)産褥期に産後うつ病等心の問題及び孤立感や育児不安を持つ養育者のいる家庭 (3)児童養護施設等を退所後の家庭復帰などアフターケアが必要な家庭 (4)児童虐待等のおそれがある家庭 (5)その他養育支援が必要と思われる家庭	・相談・助言 ・その他の養育に関わる活動への支援	大阪市内に居住する者で、次のいずれかの要件を満たし、子ども家庭支援員として活動することを希望する者 (1)児童指導員、保育士等の児童福祉事業従事経験者 (2)教育・医療・保健関係事業従事経験者 (3)児童福祉に関し、理解と熱意を有する者	子ども家庭支援員 ・認定研修：18講座 ・実践研修：6講座（17年度予定）	・各区地域支援調整チーム児童虐待防止連絡部会の事例検討会議において支援の必要性があると思われる家庭に対し、その支援内容を明確にした上で養育支援を行う エンゼルサポーターについては、支援を必要とする者からの申し込みによっても派遣する。	あらゆる機会を通じて支援が必要と思われる家庭等の情報を把握する（児童相談所、家庭・親族、学校、保育所等）	・平成17年度予算 52,771千円	
		助産師による専門的家庭訪問	保健所保健総務課		・産褥期の母子に関する指導 ・未熟児や多胎児等に関する育児指導 ・母親に対する身体的・精神的不調状態に対する相談、指導 ・若年の養育者に対する育児相談、指導	助産師の資格を有する者で、大阪市内が適当と認める者 区保健福祉センター地域担当保健師	なし				主に現在実施している助産師による母子訪問や、保健師による未熟児・多胎児訪問指導などを通じ、養育支援の必要性の有無を「アセスメント票」の記載によって客観的に検討する
		エンゼルサポーター派遣	児童福祉課		・掃除、身の回りの世話、炊事等の家事援助、生活、育児に関する相談及び助言	エンゼルサポーターとしての認定研修を受講し、大阪市内が適当と認める者	委託先で随時実施				あらゆる機会を通じて支援が必要と思われる家庭等の情報を把握する（区役所における相談窓口等）

養成講座

各市とも施設見学や実習を含め5～10回となっていた。このうち大阪市では、「子ども家庭支援員」について、認定研修を18講座、実践講座を6講座予定していた。

家庭の把握方法及び把握機関

大阪市と茨木市はあらゆる機会・機関を通じて把握するとしているが、他の3市では、家庭児童相談室のケース、また、関係機関の相談窓口として「保健センター」「地域子育て支援センター」「学校」等を掲げている。

<事業の効果について>

- ・ 広く存在する子育て不安（内容はさまざま）を抱えた個別家庭への支援については「ちょっとした支援（ヘルプと助言、モデルの提供）」で改善の可能性があるケースについては有効である。これは、短期的な支援なので、長期にわたる専門的な支援が必要となったケースについては、他の機関や支援者につないでいる。虐待が明らかになっているケースでは、他機関（専門機関）と連携をはかり、カンファレンスを行い、支援担当者の役割を明確にして援助の一翼としては行ってもらっている。ただし、虐待対応は基本的に専門機関としている。
- ・ 市民という立場で同じ人が、定期的に訪問することで、安定・安心をもって迎え入れられる。
- ・ 家庭内での関わりで、より自立支援の要素が高い。
- ・ 育児不安を持つ家庭に訪問し、直接その場で相談を受けるので、家庭の状況に合わせた助言が出来る。
- ・ 定期的に、同じ支援担当者が訪問する事で見守りが出来る。
- ・ 実際の利用の中で、家の中でとじこもりがちだった家庭を子育て支援事業につなげる事が出来た。
- ・ 子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業について、訪問を受け入れる側にとって、児童相談所等行政機関の訪問を受けるよりも、同じ市民という立場である子ども家庭支援員の方が安心して受け入れやすい。

<問題点と今後の課題について>

（問題点）

- ・ 利用者のニーズの内容が明らかなケースについては継続しやすいが、利用者の動機がはっきりしていないケースは続きにくい。はじめのコーディネートにあたり、ニーズを明らかにし、そのニーズにそってコーディネートが必要。人と人との出会いなので、うまくいくケースばかりではない。
- ・ 各関係機関からの依頼になるので、重いケース(現在)が多く、親の精神医療を受けている人も対象家庭に入っているため、本来の対象者の域をこえている面がある。
- ・ はじめに期間を決めおかないと終了しにくいケースもある。

- ・窓口機関からの依頼が中心となるため、どんなケースを依頼したらいいのか迷い、利用件数があがらない。
- ・支援担当者の住んでいる地域にばらつきがある（全地域バランスよく網羅できない）。
- ・子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業について、市民ボランティアとしての子ども家庭支援員であるため、その活動時間は、保健福祉センターが開所している平日の昼間と考えているが、家庭によっては、子どもが学校等から帰宅している夕方や、家族が揃う休日に訪問しなければ、その家庭の状況や、子どもの養育状況を把握できない場合もあり訪問時間について課題がある。

（課題）

- ・支所ごと（4月からは区）にコーディネート機能を作っていくこと。
- ・支援担当者地域の子育て支援ネットワークとのつながり作り。
- ・支援担当者の人材確保及び育成方法について。
- ・今後、市民に対して、どのように周知していくのか、支援担当者にどの程度のケースをまかせられるのかの見極めとそれに伴う対象家庭の拡大をどうしていくか。
- ・窓口機関の拡大をどうしていくか。
- ・子ども家庭支援員による家庭訪問支援事業について、虐待ネットワーク関係者へ、子ども家庭支援員の活動をより一層周知し、児童虐待防止資源としての子ども家庭支援員が有効に活用されるように努めること。

なお、大阪市の、助産師による専門的家庭訪問支援事業及びエンゼルサポーター派遣事業については、「2005年9月から事業を開始したところであるため、今後検証していく」との回答があった。

以上の調査結果から、支援を必要とする家庭の把握については、関係機関との連携やシステム・虐待防止ネットワークが十分に機能している必要があり、対象家庭のニーズをまず明確にした上でコーディネートしていくことが求められている。

対象家庭は様々な問題を抱えている家庭も多いため、「支援担当者」のスキルアップを図っていく必要があり、人材確保や育成方法については、やはり重要な課題である。先進事例等の情報収集や他市との情報交換、国や都道府県からの情報提供も望まれる。（2004年度は、人件費のみが交付対象となっていたが、2005年度より訪問支援者に対する研修費についても交付対象となっている）

また、実際に訪問してみると重いケースで、支援担当者自身が落ち込み、精神的なサポートが必要となる場合もあることから、支援担当者個人で事例を抱え込まず、チームで支援する体制を構築することや保護者の自立支援に向けた具体的な支援内容、リスク・アセスメント、スーパーバイザーの必要性等も今後、検討が進むのではないだろうか。

なお、今回の調査では、専門職による支援を行っているのは、5市のうちでは大阪市のみで、

その効果や課題については、今後検証されていくことや、この事業を開始したばかりで、利用件数が限られている市もあり、検証はいずれにおいても十分ではない。

4. 考察・提言 まとめ

まだ、スタートしたばかりの事業で、今後の実施状況を見ながら、それぞれの市町村で必要に応じて改善していくべき事業であることが伺えたが、この「育児支援家庭訪問事業」は、児童虐待防止対策の一つとして、有効な事業であると考えられる。何より、密室である家庭に対してアプローチ・訪問できる事業であり、養育者のニーズ・SOSのサインに応え、必要な支援を行うことで、養育者の心を開くことができれば、身近な地域での見守りも地域と家庭をつなぐことも可能となる。今回テーマとしている地域で“孤立する家庭をつくらない”子育ての孤立化を防ぎ、虐待の発生を予防するために有効性のある取り組みである。

また、本事業は次世代育成支援対策交付金に位置付けられたことで、事業内容、実施方法等は、地域の特性や創意工夫を活かしたものにすることが可能であり、それぞれの自治体の実情にあわせたものとして活用することが可能である。

今後も検証を積みながら、それぞれの市町村の実情に応じた支援担当者の人材確保や育成、支援内容、支援方法、リスク・アセスメント等の充実を図り、修正等も加えながらその機能を高めていくことで、効果が期待される事業である。

5. 豊中市の取り組み（参考）

最後に豊中市での取り組みを紹介したい。この事業について、本市では、2006年度の実施をめざしており、子育て支援センターが中核機関となって、子ども家庭サポーターと保育士（必要に応じて保健師、栄養士）を対象家庭に派遣する方向で、現在、実施体制を検討している。本市の特徴は、保育士を支援担当者として活用しようとしているところであり、保育士の専門分野である育児相談や具体的な育児方法のアドバイス、様々な子育て支援サービスの利用に繋げる等によって、安定した乳幼児の養育を図ることを目的としている点である。

虐待の防止には、地域住民や関係機関（医療、保健、福祉、教育）との連携が欠かせない。本市では、行動計画の重点施策として掲げている、“子育て・子育てを支援する地域のネットワークづくり”においても地域子育て支援センターや地域支援保育士が中心となって、各小学校区の地域活動を支援し、関係機関や団体との連携を図っている。また、子育て支援センターに虐待対応窓口として「こども家庭相談室」を設置、児童虐待防止ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の運営等も担っている。

また、2006年2月から実施の「豊中市児童虐待発生予防事業」（大阪府の補助事業）では、虐待を未然に防止することを目的として、4ヵ月児健診及び1歳6ヵ月児健診未受診家庭等を対象に訪問等を行い、家庭の状況把握、子育ての相談指導等を通じて、当該家庭を早期に必要な各種の養育支援（育児支援家庭訪問事業の活用も含む）につなげるとしている。この事業で訪問を行

うのは、保健師、保育士、2006年度からは主任児童委員及び民生・児童委員も含むとしている。

このように本市では、子育て家庭を地域で孤立させないために、「育児支援家庭訪問事業」と他の「子育て支援施策」を総合的に実施することにより、各事業がより効果を上げるものと考えられる。特に母子保健指導にあたる保健師との連携を密にしながら、在宅家庭の訪問による養育支援や地域の子育ち・子育て支援のネットワークづくりにおいて中心的な役割を担っている保育士は、今後その果たすべき役割がますます重要になってくると思われる。保育士である自分自身にとっても、このことを十分に自覚し、さらなるステップアップの必要性を感じるとともに、保育士の知識やノウハウを十分に活かすことができると考える。

参考文献

- 1．柏女霊峰 山縣文治編「家族援助論」ミネルヴァ書房（2004年）。
- 2．児童虐待防止制度研究会編「子どもの虐待防止」朱鷺書房（2001年）。
- 3．「月刊福祉」5月号、論文「次世代育成支援・子ども家庭福祉施策のゆくえ」柏女霊峰
- 4．厚生労働省ホームページ（www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-02.html）

第 1 部

子どもを対象とした自治体ホームページ

箕面市教育委員会子ども部子ども支援課 加藤 玲子

1. 課題の設定

昨年度、研究テーマ「子育て支援のための情報提供」を調査するために、大阪府内32市のホームページを一時期集中して見た。そのときは、主に「子育て支援」を念頭に置き、子育て中の大人に対してどのように情報を提供、あるいは集約したホームページを各市は出しているのかということを中心にまとめた。ホームページというメディアの特性をいかし、利用者が容易にアクセスできるかどうか、情報は得られやすいか、どのように情報がまとめられているか等、各市さまざまな個性が出ているように感じられた。

今年度は、本研究会のもう一つのキャッチフレーズである「子育て」を念頭に子ども自身が見ることを想定したホームページの状況について調査した。

子どもの社会参加や意見表明が自治体の子ども施策の課題にあがって久しい。IT社会が進み、学校でもインターネットに関する教育が行われており、NHKにおける「週刊こどもニュース」の放送や新聞一般紙における小学生を読者と想定した記事など、子ども自身に正しく社会の情報を伝える番組等が増えてきている。また、多くの省庁や都道府県で子ども向けホームページが公開されている状況の中で、生活にもっとも身近な行政機関である市町村にとっては、近い将来に検討しなくてはならない事項であると考えている。

2. 大阪府内の子ども向けホームページの状況

子どもは成長段階ごとに理解度や興味の差が大きく、一概に子ども向けホームページとはいってもその目的、情報の選択や構成は大人向け以上に難しいと想像される。また、大人の保護にある子ども自身が直接知ることが望ましい情報の範囲については、人の数だけ意見がわかれるのではないか。参考に大阪府内の市のホームページを閲覧した結果を表にまとめた。

3. 作成自治体の意図

既存の紙媒体の情報をインターネット上で見ることを目的としてホームページで公開している（つまり、紙媒体の情報をPDF等で掲載していない）市のうち、6市に電話で質問した。その結果をまとめると大体次のようになる。

表：大阪府内の市の子ども向けホームページ調査結果表

調査時期：平成17年12月～平成18年1月

調査方法：インターネットによる閲覧

市	豊中市	アドレス	http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/news/index_new.html	
名称	『とよちゃんなかちゃんのニュース広場』			
作成年	2001年5月	担当課	政策推進部広報広聴課	
アクセス	トップ 案内一般 とよちゃんなかちゃんのニュース広場			
内容	エンゼルプランって？ 自治体と私たち 住基ネットと個人情報の保護 建築協定って？ ユニバーサルデザインって？ 震度の決め方は？ 住宅マスタープランって？ 文化財のこと知ってる？ 災害に備えて 地域福祉って？ 期日前投票って？ 豊肥って？	特例市って？ ITって？ どこがわったの参議院議員選挙 バランスシートのこと知ってる？ 循環型社会って？ バリアフリーって？ NPOってなに？ 地方分権って？ ノーマライゼーションって？ 行政コスト計算って？ ジェンダーってどういうこと？ アジェンダ21って？	酸性雨って？ 電子自治体って？ 市町村合併って？ オゾン層って？ ダイオキシンって？ 外部監査って？ パブリックコメントって？ 豊中を調べよう コミュニティ・ビジネスって？ デジタル放送って？ インフォームド・コンセントって？	
備考	「なかちゃん」と「とよちゃん」という子どもの質問に対し、「マチカネワニさん」（大昔に豊中に住んでいた巨大なワニ）が答える形式。テーマは市政や社会状況に関することが多い。「広報とよなか」2001年5月号～2004年3月号までの掲載記事			

市	豊中市	アドレス	http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/seisaku/kouhou/nani/index.html	
名称	『とよちゃん・なかちゃんのなんでも調査隊』			
作成年	2004年5月	担当課	政策推進部広報広聴課	
アクセス	トップ 案内一般 とよちゃん・なかちゃんのなんでも調査隊			
内容	石橋麻田町 天井川 モノレール 渡り鳥 ごみ収集車 雑煮 名神高速道路 考える人	点字 豊中なんでも一番 空港の消防 うごく作品 マチカネワニ 豊中の空襲 豊中市の誕生日 タンポポ	ホテル リサイクル工作 豊中に海があった	
備考	「なかちゃん」と「とよちゃん」という子ども（絵柄は小学生）が市の歴史、地理、自然等の各回のテーマを調査する形式。「広報とよなか」2004年5月号～2005年11月号（継続中）の掲載記事			

市	池田市	アドレス	http://www.city.ikeda.osaka.jp/koho/kid/index.html	
名称	『ようこそこども広報のページへ』			
作成年	2001年頃	担当課	市長公室広報広聴課	
アクセス				
内容	こども記者がいく ちょっと一言	池田印 こども伝言板		
備考	こども広報編集委員がまちの話題や人物、施設等取材し、記事にしている。2カ月ごとに「広報いけだ」に掲載していた「こども発信池田局」の記事をhtml形式にして更新していたが、2004年9月からは広報いけだ全体のPDF版の公開が可能になったことにより個別に更新はしていない。			

市	高槻市	アドレス	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/new/kids/fr-kids.html
名称	『たかつきキッズ』		
作成年	2000年1月	担当課	市長公室広報広聴室広報課
アクセス	トップ 暮らし・教育 子育て・教育 たかつきキッズ トップ 人生場面別！こんなときは 育児・入学 子どもが高槻のことを知りたいときは？		
内容	<p>たかつきを知ろう たかつきのようす 高いところから 山や川のようす 平地のようす たかつきの人々のしごと 農家のしごと 工場ではたらく人のしごと いろいろな商店のしごと</p> <p>市のうつりかわり おじいさんのこどものころまで せんそう中と、せんそうのあとのころ 人口がふえはじめてから 市やくしょのしごと 市やくしょって何をするとところ？ ごみ収集 水道 市バス 消防</p> <p>みんなあつまれ！ (子どもたちがのせたいニュースを募集し、写真とともに掲載する) たかつきなんでもクイズ アスレチックコース (市に関する社会問題6問を3択クイズ形式で出題し、各アスレチックをクリアしていく。正答の解説付き) 宝探しコース (市内6か所を動きながら、市内の地名の読み方を3択クイズで出題し、各所で答の当否を出てくる宝物で示す)</p>		
備考	アニメーション(動画)が多く使われており、高槻市の地理、歴史、産業、市役所について楽しく学ぶことができる。 広報課が責任課となって、庁内プロジェクトとしてインターネットワーキンググループを立ち上げ、教育委員会にヒアリングをおこなうなど情報収集をして、作成した。		

市	吹田市	アドレス	http://www.city.suita.osaka.jp/kodomo/index.htm
名称	『こどもページ』『s u i t aキッズチャンネル』		
作成年	2001年	担当課	市長室広報課
アクセス	トップ キッズページ 楽しく吹田を知ろう		
内容	<p>ごみチャンネル ごみの出ている量 ごみはどこへ？ 北工場第2工場(焼却場)のおはなし 5種分別収集 ごみの施設</p> <p>げすいチャンネル 水処理システムのあらまし 汚泥処理システムのあらまし 下水道の役目</p> <p>タイムマシンチャンネル 町のうつりかわり 1. わたしぶねのあったころ 2. はじめて汽車がおったころ 3. 阪急電車が通って 4. 産業道路ができて 5. ニュータウンができたころ 吹田市のひろがり(1908年、1940年、1953年、1955年の市域を図示) 昔の地図(100年前、60年前) はくぶつかんへ行こう (博物館の地図及び料金と、いくつかの展示物を写真と解説付きで紹介) 吹田郷土民話かるた (絵ふだイラスト、字ふだ、説明付き)</p> <p>すいどうチャンネル 吹田市の水道 高度浄水処理とは？ 水道の施設 しょうぼうチャンネル 消防署のこと (前年度の火事発生件数や救急車出動件数) 火じをみつけたら いろいろなせいふく 災害現場でのふくそう いろいろな消防車</p>		
備考	楽しく吹田を知ってもらうことを目的に、宇宙人のようなキャラクターを案内役として、写真や動画を利用して、市民生活に身近な市の仕事、地理や歴史を5チャンネルにわけて紹介。 (施設やシステムの紹介に関しては、順番に写真と説明付きで次へ進んでいき、実際に施設見学をしている感覚を味わえる)		

市	交野市	アドレス	http://www.city.katano.osaka.jp/kodomo.html
名称	『こどもホームページ』		
作成年	2003年度	担当課	総務部広報広聴課
アクセス	トップ その他 こどもホームページ		
内容	<p>わたしたちの町かたの (社会科副読本を参考に作成)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交野市のようす <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地のようす 土地の高いあたりはどのあたりだろう? 田や畑などが多いのは、どのあたりかな? 家や店はどんなところに集まっているのかな? 工場が多いのはどのあたりだろう? (2) 鉄道と道路 2. わたしたちの市の人びとのしごと <ol style="list-style-type: none"> (1) ぶどうづくりの農家をたずねて (2) 工場をたずねて 3. 交野市の公きょうしせつ 4. 昔のくらしと交野のまち <ol style="list-style-type: none"> (1) 昔調べ (2) 加賀田用水を守った人々 交野市立小学校・中学校のホームページはこちら!! 数字で見る交野(交野市の人口の推移、年齢別人口、地域別世帯数及び人口、事業所数、製造業、商業の表を掲載) <p>税金ってなんだろう? 交野市子どもクラブ</p>		
備考	<p>各課が作成した子ども向けページをリンクさせている。</p> <p>* 『わたしたちの町かたの』は写真や地図がリンクされており、説明文は少なく、自ら読み解く資料形式。(社会科副読本を参考に市教育委員会作成)</p> <p>* 『税金ってなんだろう』は先生と交野一君が会話形式で進める税金教室(税務課作成)</p> <p>* 他にも、『交野市水道局ホームページforきっず』(水道局や水の仕組み等を説明。水道局作成)、『かたのしじどうセンターきっずページ』(利用の仕組み、施設や備品の説明、使用上のルールを子ども向けに説明したもの。教育委員会生涯学習推進部青少年育成課作成)等がある。</p>		

市	柏原市	アドレス	http://www.city.kashiwara.osaka.jp/jichisuishin/kids/koho-kids.htm
名称	『しょうがくせいこうほう かしわらキッズニュース』		
作成年	2000年7月	担当課	市長公室広報広聴課
アクセス	<p>トップ 新着情報 12月27日 広報かしわら 1月号、かしわらキッズニュース</p> <p>トップ 市役所情報 行政及び各課インフォメーション 広報広聴課 広報広聴課 index</p> <p>かしわらキッズニュースへ</p>		
内容	<p>No.11(平成17年12月発行)の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、8 p 表紙・裏表紙(星空) 2~3 p 堅上小学校が特認校になりました 4~5 p スタディ・アフター・スクール 冬休みにおすすめの本特集 6~7 p 学校の話題・インフォメーション 		
備考	小学生向け広報誌として年1回発行。ホームページにはPDFファイルで掲載。		

市	富田林市	アドレス	http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/study/kodomoinfo/index.html
名称	『～とんだばやし～こどもインフォメーション ホームページ版』		
作成年	2003年3月	担当課	市こども情報センター（教育委員会生涯学習部社会教育課内）
アクセス	トップ 生涯学習情報 こどもインフォメーション		
内容	<p>親子でかんがえる地名クイズ （複数の地名の漢字をひらがなにしておき、並べ替え、さらに別の地名を当てる。全9問）</p> <p>子育てワンポイント講座 虫歯を防ごう だれかからイヤなことや怖いことをされそうになったら 子どものほめ方・しかり方 ほんの読み聞かせのコツ 子どもが学校へ行きたくないと言ったら 本のよみかかせのコツ おもちゃの選び方・遊ばせ方 こんな本あるよ（12冊紹介） こんなあそびしってる？（7種類紹介） リンク集 （市の施設や幼・小・中学校、市子ども会育成連絡協議会、府内「すこやかネット」、大谷女子大学等、10カ所にリンク）</p>		
備考	<p>市内で配付しているこども情報紙「こどもインフォメーション」から保存版として利用できるデータをピックアップしたサイト</p> <p>情報誌は、平成11年に文部省が提唱した「全国子どもプラン」の一環として、大谷女子大学コミュニティ関係学科の編集協力を得て、平成11年7月創刊以来、年9回発行。ホームページ版の更新については、随時（No.37 2003年7・8号の情報が最新）。</p> <p>毎月の行事は、市のホームページにある「学習情報」コーナーに、子ども向けを含め、富田林市やその他の団体主催のものが、毎月更新で掲載。（一般向けと同じ表現）</p>		

市	河内長野市	アドレス	http://www11.ocn.ne.jp/kids-i/
名称	『河内長野市子どもセンター きっず i（アイ）』		
作成年	2003年3月	担当課	河内長野市子どもセンター協議会（河内長野青少年センター内）
アクセス	トップ 課別で情報を探す 教育部 青少年課 お知らせ 子どもセンター キッズアイ		
内容	<p>最新情報（小中学生向けの情報を収集し、まとめたもの） 過去ログ 悩みの相談（相談窓口・機関等の一覧） 会 則（河内長野市子どもセンター協議会会則） リ ン ク（近隣の社会教育施設等） お 知 ら せ イラストコーナー トピックス</p>		
備考	<p>市子どもセンター協議会（青少年育成関係団体や学校関係者、市民委員で構成）は、子どもの体験活動の機会を提供したり、家庭教育の支援をはかるために、主として小中学生向けの情報を収集して、子どもセンター情報誌「キッズ・アイ」を発行。ホームページではバックナンバーや、情報誌に掲載できなかった情報などを提供。（一般向けと同じ表現）</p>		

市	東大阪市	アドレス	http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/koho/shiryou/kodomo_dayori/no2_2005_12/kodomo_top_no2.html
名称	『すくらむ』		
作成年	2005年7月	担当課	経営企画部広報広聴室広報課
アクセス	トップ 市の紹介 市政だより・こども市政だより		
内容	<p>創刊号（平成17年7月発行）の場合</p> <p>p.1 ・地球温暖化ってどんなこと？～ISOマンがやってきた！</p> <p>p.2 ・見たい聞きたい学び隊！～藤戸小5年生が市役所でISO14001について学ぶ</p> <p>・東大阪アレコレへえ～ラグビースイカ 原始ハス</p> <p>第2号（平成17年12月発行）の場合</p> <p>p.1 ・モノづくりのまち東大阪</p> <p>・いろ～んな製品を作る いろ～んな町工場がいっぱい！！</p> <p>p.2 ・小型ロータリーエンジンを作る日東工作所</p> <p>・おじゃまし丸・三ノ瀬小の巻～キッズマートが開店</p> <p>・トピックス～市イメージソングが完成</p> <p>・東大阪アレコレへえ～！！近鉄花園ラグビー場</p>		
備考	東大阪こども市政だより『すくらむ』をホームページ上でPDF版及びテキスト版の2種類で掲載。小学生対象に市政や社会、まちの話題を紹介。		

市	和泉市	アドレス	http://www.ad-system.net/izumi_city/kids/
名称	『キッズのページやねん和泉市』		
作成年	2005年7月頃	担当課	企画財政部自治広報課
アクセス	トップ キッズやねんいずみし		
内容	<p>市長さんのごあいさつ</p> <p>和泉市はこんなまち</p> <p>和泉市ってどこにあるの？どんな形かな？</p> <p>市役所のしくみとしごと（市議会、病院、12部、1公社の全15画面）</p> <p>和泉市のシンボル（市章、市の花、市の木）</p> <p>和泉市の産業</p> <p>和泉市の憲章と市歌（FLASH PLAYERがあれば、市歌が流れる）</p> <p>和泉市の歴史（弥生、奈良、江戸、明治、昭和、平成時代ごと）</p> <p>データで見る和泉市（男女別人口比率・男女別人口比率・世帯数）</p> <p>和泉市の友好・姉妹都市</p> <p>和泉市にある小学校を知ろう（20校の紹介とホームページへのリンク）</p> <p>ぼくたちのおやくだちくらし情報</p> <p>ぼくたちの健康と医療</p> <p>ゴミとリサイクル（町をきれいに）</p> <p>防災と安全について</p> <p>和泉市の交通情報</p> <p>市役所のしくみとしごと（上記と同じ）</p> <p>和泉市と私たちの未来</p> <p>和泉市の将来都市像</p> <p>わたしたちの将来の仕事</p> <p>和泉市探検隊</p> <p>（地図上の絵をクリックすると、遺跡、寺社、産業等の市内22カ所の説明が表示）</p> <p>おともだちページへリンク</p> <p>（日本列島の図上で、各省庁、都道府県、政令指定都市のキッズページへリンク）</p>		
備考	案内役の男の子と女の子を中心に、カラフルで動画アニメーションが多く、クリックするごとに楽しさを感じる。また、市の仕組みを知るための様々な分野を網羅しているが一つ一つの情報は簡潔であり、見やすい。		

内容の一部については、各市へ電話などで照会し、得られた情報の範囲内でまとめています。

(1) **作成した理由・経緯**

各市にさまざまな経緯はあったが、広報担当課に「子ども向けの広報をどうするかという課題があった」のが複数の市に共通した理由であった。また、紙媒体の広報紙に掲載している情報は必然的にホームページにも掲載するというスタンスから作成している市もある。

(2) **想定した子どもの年齢層**

ホームページの内容からも推察できるが、学校の社会科の授業等で自分たちが住んでいるまちについて学ぶ小学4年生から6年生を想定して作成した市がほとんどである。

例外的なのが、富田林市であり、内容に乳幼児の親へ向けた子育て情報が含まれており、0歳児から中学生までとなっている。

(3) **情報の構成・選択は誰（所管課）がしたか。何に配慮したか。**

市の広報担当課が単独で作成している市、市立学校の副教材作成を担当している教育委員会と協力して作成した市、掲載情報の所管課に任せている市などさまざまであった。他と少し異なるのが富田林市であり、こども会等の青少年育成関係団体の代表者等で構成した編集委員会議で掲載記事を選択している。これは、平成11年に当時の文部省が提唱した全国子どもプランにおける子どもセンター事業によって開始された所以とのことである。

配慮されている点は、全般的に字が大きく、ひらがなが多く、漢字にはルビがふられていること、イラストが多くカラフルなページとなっている。案内役にキャラクターが設定されていたり、動画が多く、クリックすることで進んだり、答が出てきたりするものが多い。小学生の学習教材になるよう作成したという和泉市のホームページは、ただ眺めるだけでなく、参加しながら学べるようにという理由から Flash Player を利用したとのことである。

(4) **子ども自身の参加あるいは意見の反映等**

作成にあたり直接子どもの参加があった市はなかったが、富田林市に関しては現在も発行されている紙媒体の「こどもインフォメーション」の募集コーナーに子ども自身からの応募が多くあり、そこに添えられた意見を反映して作成しているとのことであった。

4. まとめ

この調査にあたって得た考察を次のようにまとめる。

(1) **ホームページ数について**

大阪府内32市（大阪市を除く）のうち、私がインターネット上で確認することができた子ども向けホームページは10市である。平成16年9月時（「子育て支援のための情報提供」の調査時）と比較して、平成17年度中に新規に公開されたものは、東大阪市のこども市政だより「ス

コラム」(平成16年12月創刊)以外にはないよう見受けられる。

大阪府内自治体の子ども向けホームページ数が他の都道府県と比較してどうなのかは不明だが、最近の子育て支援、特に乳幼児をもつ保護者向けのホームページ情報の充実が目覚ましいのに比べてやや寂しく感じられた。

ただし、この調査では取り上げなかったが、図書館利用案内や児童館利用案内など、子どもに向けて施設や制度の利用方法を説明するために作成されたページは各市にいくつか存在している。

(2) ホームページの更新について

子ども向けホームページの全般的な傾向として、紙媒体で定期的に発行している内容を掲載している市は更新されているページが多いが、そうでない市のページは更新されていない(する必要がない)ページが多い。

当初子ども向けホームページを研究テーマに取り上げるにあたり、市や地域で開催されている子ども向け行事を子ども自身が見つけやすく、探しやすいページがどこかにないかと考えて探していた。しかしながら、生涯学習情報や講座情報としての一覧やジャンル別、地域別に検索できる一般向けサイトはあるが、子ども向けホームページの特徴にみられるようなルビ付きで、やさしい表現のものは少なくとも私には見つけることができなかった。情報の管理は保護者がすべきという考え、また日々更新される情報をさらに子ども向けに加工することの対費用効果、紙媒体で十分に情報提供ができている等、さまざまな理由が想像できるが、確かなところはわからない。

(3) まちづくりの未来の主角へ向けて

市の歴史、風土、施設を紹介するページだけではなく、なかには市の計画目標や、最近話題となっているテーマを取り上げているページがあった。まちづくりに市民参加を求めていく動きがますます高まるなか、子どもたちに身近に感じてもらえるよう積極的に取り組みたい内容である。

また、子どもが理解できるように解説された情報は、当然大人にとっても話題に入りやすく、読みやすい内容となっている。むしろ大人に対して、市の仕組みや現在の行政のあり方を伝える一つの方法として有効ではないかと感じた。

(参 考)

1. e-Gov 子供向けページ集 <http://www.e-gov.go.jp/kids/index.html>。
2. 各省庁等のキッズページ <http://www8.cao.go.jp/youth2/link/kidschuo.html>。
3. 都道府県等のキッズページ <http://www8.cao.go.jp/youth2/link/kidstdfk.html>。

第 1 部

今後のマタニティ教室のあり方について

交野市保健福祉部健康増進課 樋掛 佳代子

1. はじめに

当市においては、現在マタニティ教室を「仲間づくり」を目的に3回1コースを年6回実施している（表1）。しかし、3回目のみは土曜日開催であるが、1・2回目は平日開催であること、3回目は夫婦同伴を優先しているため、予約制をとっていること、1回目、2回目は平日開催で、妊娠中の体調も考慮しての自由参加となっていることなどにより、3回連続で参加されない場合や、出産時期がずれると目的が達成しにくい状況となっている。

表1 現在のマタニティ教室内容

	第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目
日 程	偶数月第1水曜日午後	偶数月第2水曜日午前	偶数月いずれか土曜日
予 約	不 要	不 要	必要・パートナー同伴原則
テ ー マ 内 容	妊婦友達をつくろう (母子保健サービスについて) フリートーキング 先輩ママ・赤ちゃんとの交流 赤ちゃん和妈妈のための食事	仲間と一緒に体験しよう 助産師の何でもQ&A (赤ちゃんサロン見学) 赤ちゃんパパ・ママの歯の教室	ちょっとお先に育児体験 (出産ビデオ鑑賞、妊婦ジャケット体験、沐浴実習、妊婦・パートナー別にグループワーク)

()の内容は、具体的に案内文には提示していない

逆に、生後0～3か月児とその母親を対象に母乳育児の相談を兼ねたミルクベビー教室のほうで、生まれた時期が近く共通の話題も多いため、母親同士仲良くなりやすく、教室の終わり頃にはお互いに連絡先を交換する光景もみられる。

土曜日開催のマタニティ教室は、参加者数も10組前後と安定しているが、平日開催の場合は、減少傾向にある。他市においても、回数を減らした1～2回コースで、内容は沐浴実習と妊婦ジャケットによる妊婦体験に人気があるため取り入れているところが多い。

マタニティ教室終了後のアンケート結果からみると、大半の参加者は、無事に出産できるか、子どもは元気に生まれてくるか、というところまでしか考えていないことが多い。また、乳幼児健診や育児相談で、子育てが育児書どおりにならないとすぐに不安を訴える母親が増加していることなどから、妊娠中から育児についての知識や心構えが必要ではないかと考えられた。

実際に母親の育児不安等で関わると、パートナーの理解や協力が得られるようになるにつれ、母親が精神的に安定し、子どもも徐々に落ち着いてくる傾向がみられることが多い。すなわち、妊娠期から妊婦とそのパートナーが育児について話し合っていくことが、出産後の母親の育児不安

の予防や、軽減の意味でも重要と考えられる。これらのことを念頭に、本報告では「今後のマタニティ教室のあり方について」検討する。

2. 方法

妊婦調査：平成17年8月開催のふれパパママ教室参加者、10月・12月マタニティ教室参加者の妊婦42名とパートナー16名に、アンケート調査を実施した。

産婦調査：10月・12月ミルキィベビー教室参加者、10月～12月の4か月児健診受診者の産婦178名に、アンケート調査を実施した。

ふれパパママ教室：妊婦とそのパートナーを対象に、ふれパパママ教室を開催した。

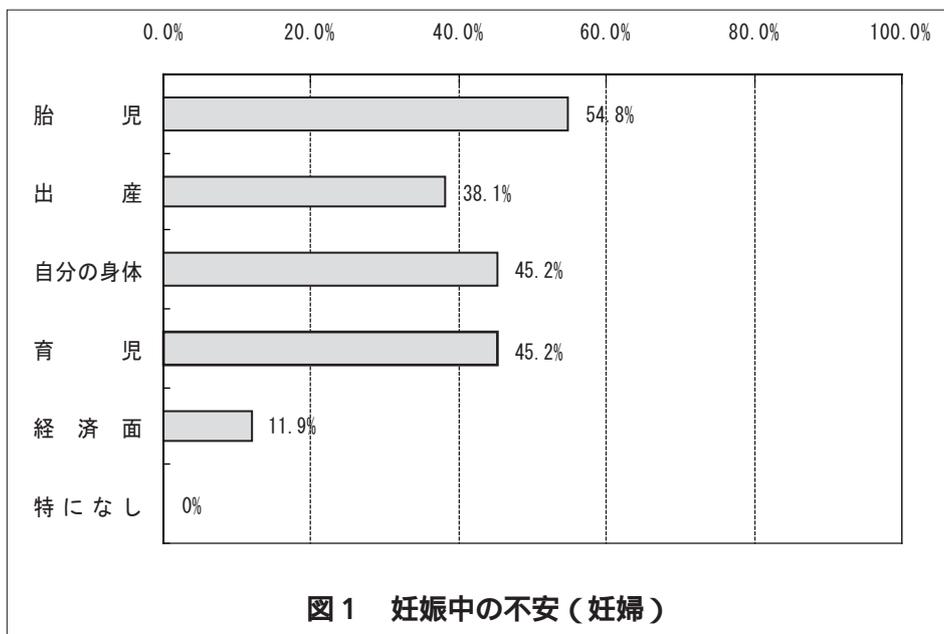
3. 結果

1) アンケート調査の結果（妊婦）

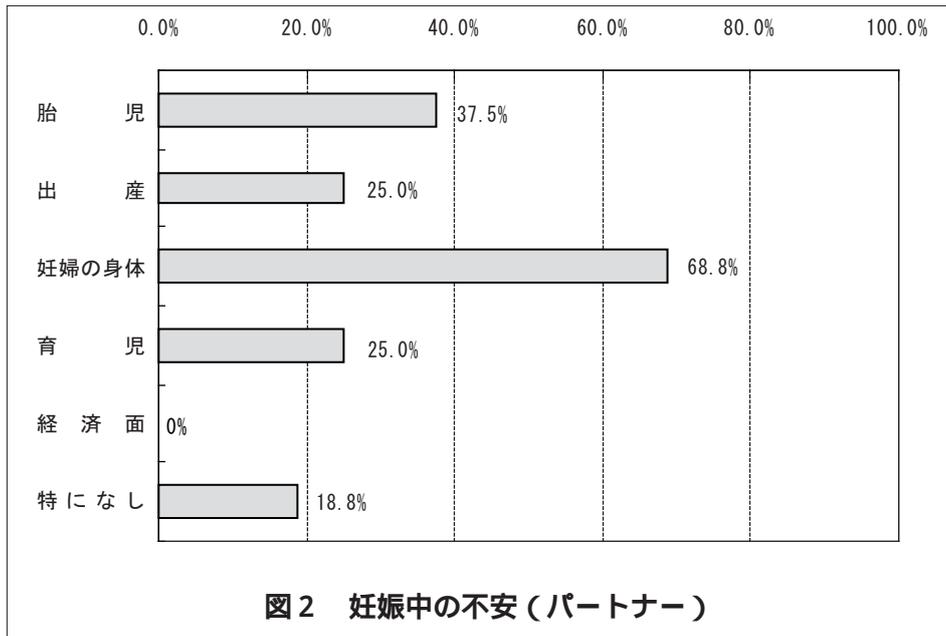
妊婦とそのパートナーに対しては、妊娠中の不安や、子育てのイメージ、妊婦がパートナーにしてもらえたらうれしいこと、妊娠中にどのような講座や催し物、情報を希望するか等のアンケート調査を行った。

妊娠中の不安

妊娠中の不安についての割合は（複数回答、以下MAとする）、妊婦は胎児23名（54.8%）、自分の身体19名（45.2%）、育児19名（45.2%）、出産16名（38.1%）、経済面5名（11.9%）であった（図1）。

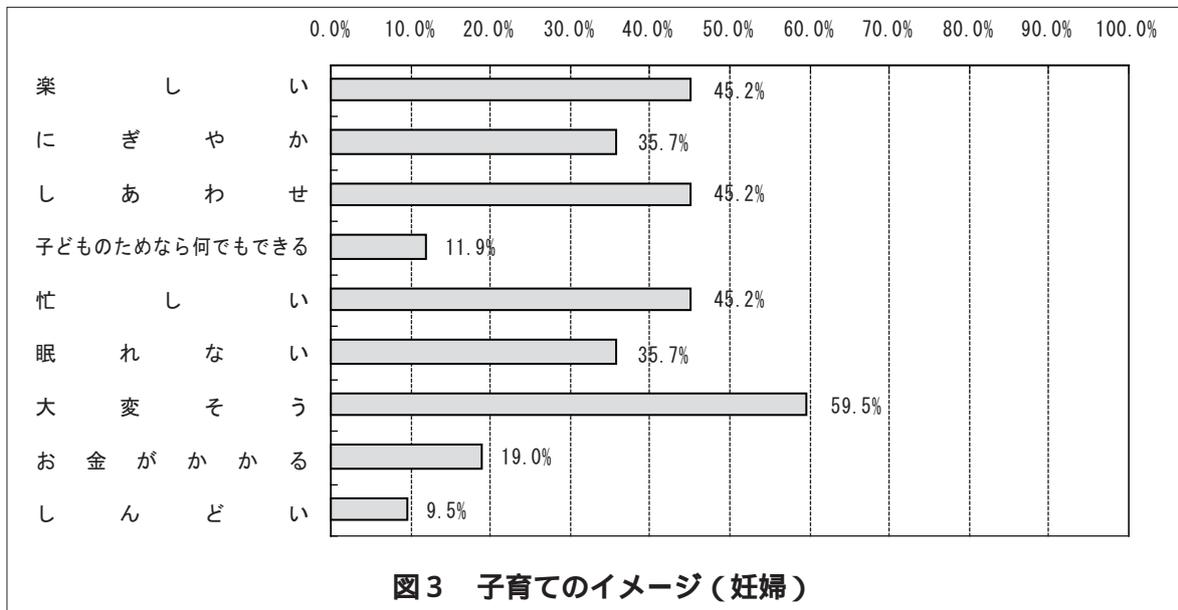


パートナーは、妊婦の身体11名（68.8%）、胎児6名（37.5%）、出産4名（25.0%）、育児4名（25.0%）、特になし3名（18.8%）、経済面0人（0.0%）であった（図2）。

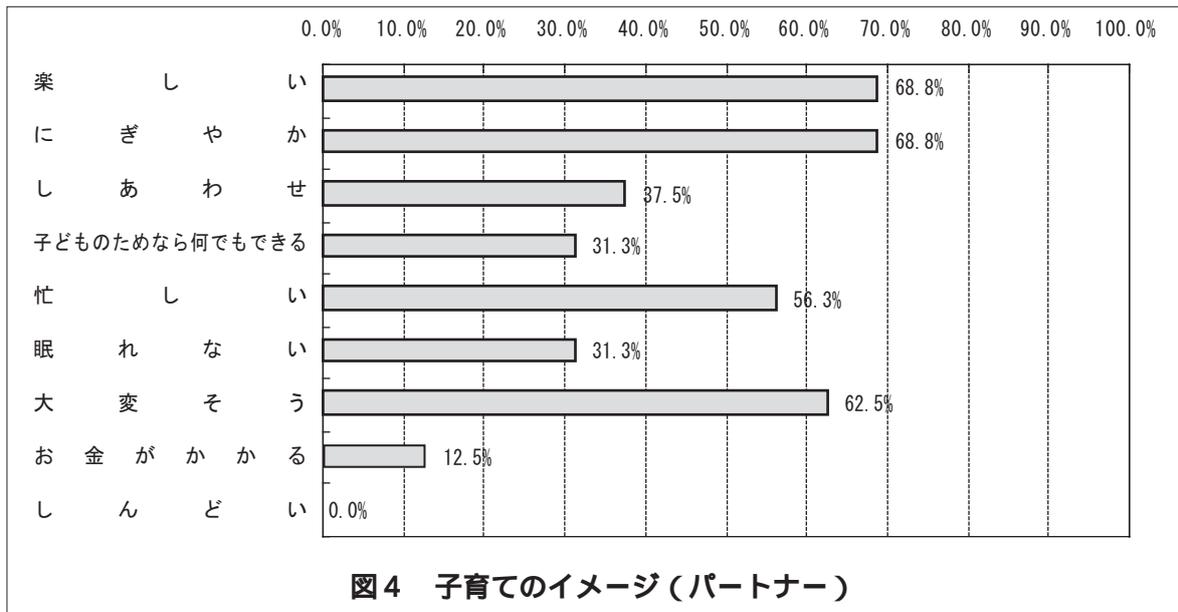


子育てのイメージ

子育てのイメージについての割合（MA）は、妊婦は大変そう25名（59.5%）、忙しい19名（45.2%）、眠れない15名（35.7%）、お金がかかる8名（19.0%）、しんどい4名（9.5%）のマイナスイメージがあり、楽しい19名（45.2%）、しあわせ19名（45.2%）、にぎやか15名（35.7%）、子どものためならなんでもできる5名（4.0%）等のプラスイメージがみられた（図3）。

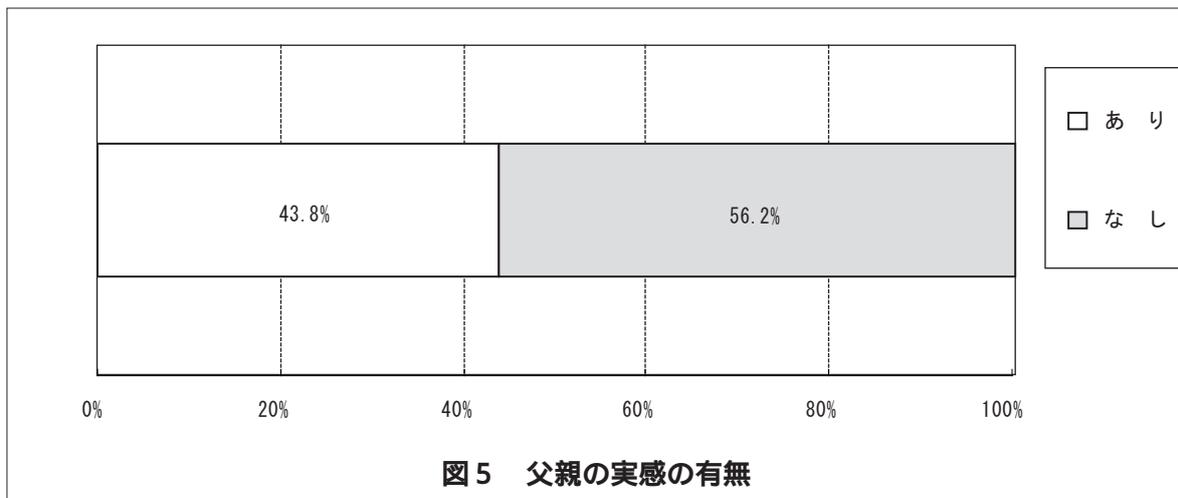


パートナーは、楽しい11名（68.8%）、にぎやか11名（68.8%）、しあわせ6名（37.5%）、子どものためなら何でもできる5名（31.3%）のプラスイメージがあり、大変そう10名（62.5%）、忙しい9名（56.3%）、眠れない5名（31.3%）、お金がかかる2名（12.5%）のマイナスイメージがみられた（図4）。



父親の実感の有無

パートナーの父親の実感の有無に対しては、あり7名（43.8%）、なし9名（56.2%）であった（図5）。またどのような時に父親の実感を持つかとの問いに対しては、胎動を感じたとき、健診のエコー写真を見た時、子どもの話をしている時の順に多かった。



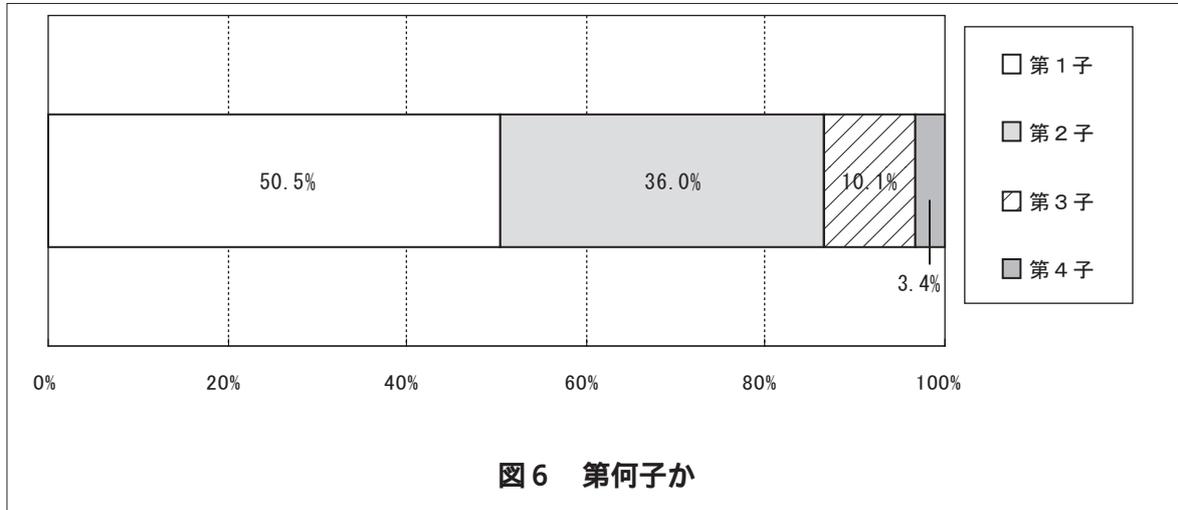
自由記載で妊婦がパートナーに希望する内容は、家事、育児参加、相談や話し相手、妊婦の身体を気遣うの順に多かった。自由記載で妊娠中にどのような講座、催し物、情報を希望するかについては、妊娠中の体調管理や体操、食事、出産や育児に必要な物品の紹介、出産後の各種手続き等の説明、授乳や離乳食等赤ちゃんの世話に関する講座の順に多かった。

2) アンケート調査（産婦）

産婦に対しては、第何子が、出産後戸惑ったこと、一番しんどかった時期、しんどかった内容、どのような援助があればよいか、妊娠中に知識として身につけたほうが良かったこと等のアンケート調査を行った。

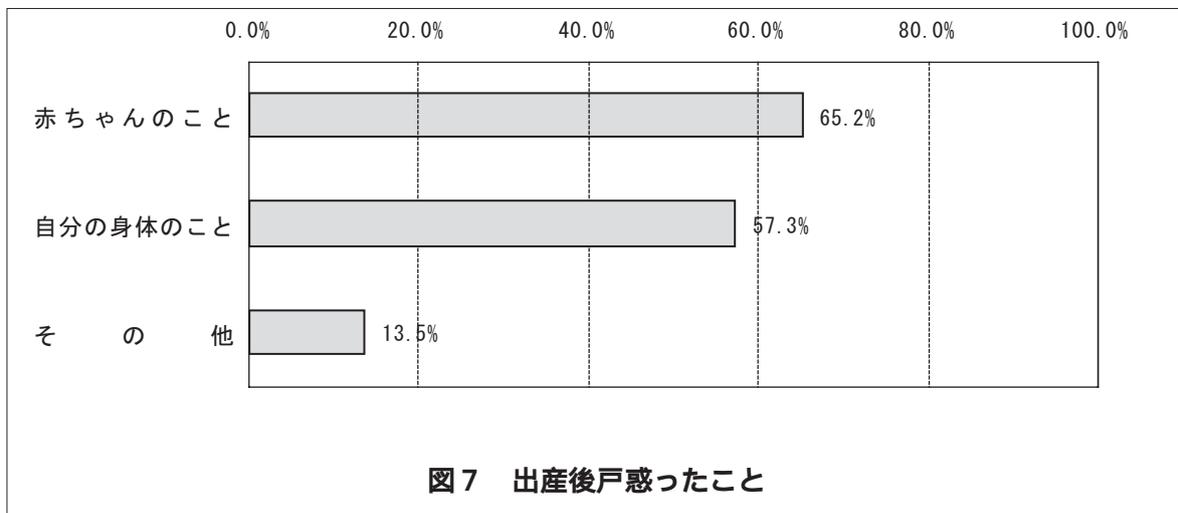
出生順位

第何子かについては、第1子90名(50.5%)、第2子64名(36.0%)、第3子18名(10.1%)、第4子6名(3.4%)で、第1子の割合が一番多かった(図6)。



出産後戸惑ったこと

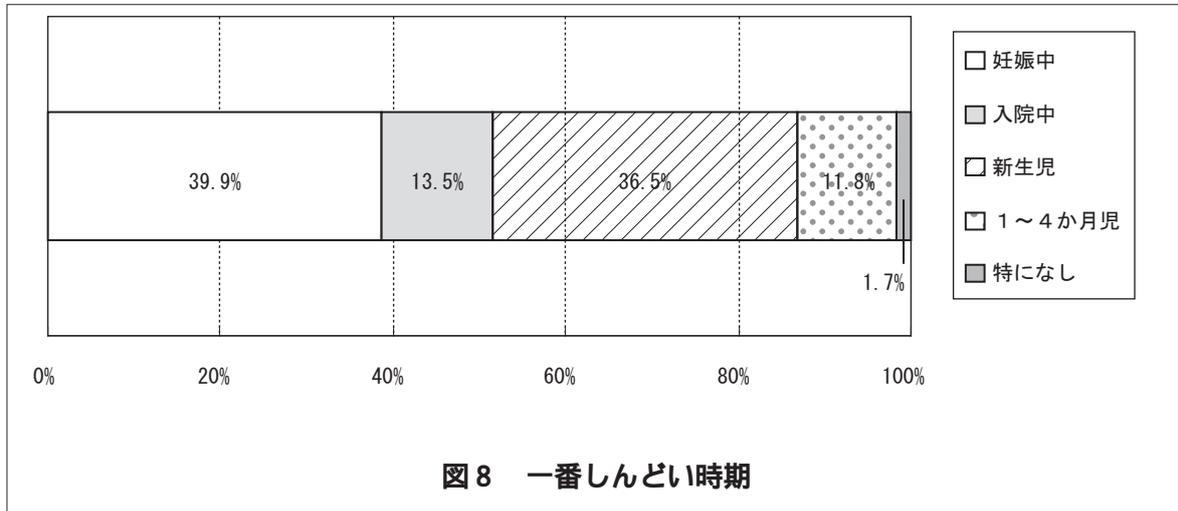
出産後戸惑ったことについての割合(MA)は、赤ちゃんのこと116名(65.2%)、産婦の身体の変化のこと102(57.3%)、その他24名(13.5%)であった(図7)。



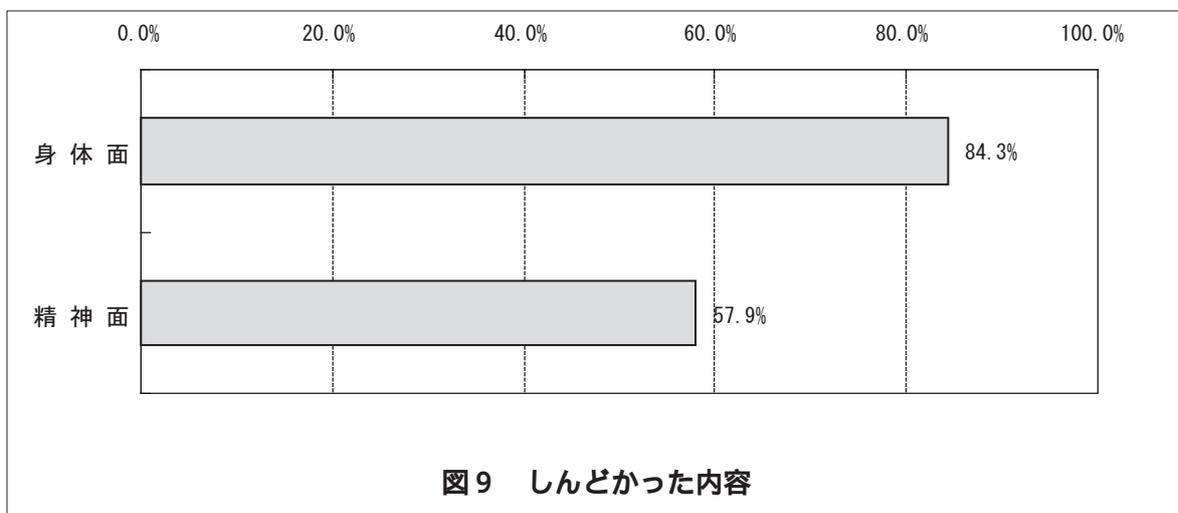
その内容を見ると、赤ちゃんのことについては、母乳が足りているか、母乳をうまく飲んでくれない、ミルクの量や飲ませ方、授乳時間、乳児湿疹、夜泣き、なかなか寝てくれなくてずっと抱いていた、何故泣いているのかわからなかった、発達・成長、病気にかかった等で、産婦の身体のことについては、悪露が長く続いた、体型が戻らない、抜け毛がひどい、母乳が出にくかった、乳腺炎になった、後陣痛が続いた、寝不足、体力低下等で、その他については、上の子どもとの関わり、上の子どもの退行現象、育児書どおりにいかないことからの不安等があげられていた。

しんどかった時期と内容

一番しんどかった時期についての割合は、妊娠中71名（39.9%）、新生児期65名（36.5%）、出産による入院中24名（13.5%）、生後1ヶ月～4ヶ月児21名（11.8%）、特になし3名（1.7%）で、妊娠中と新生児期が多かった（図8）。

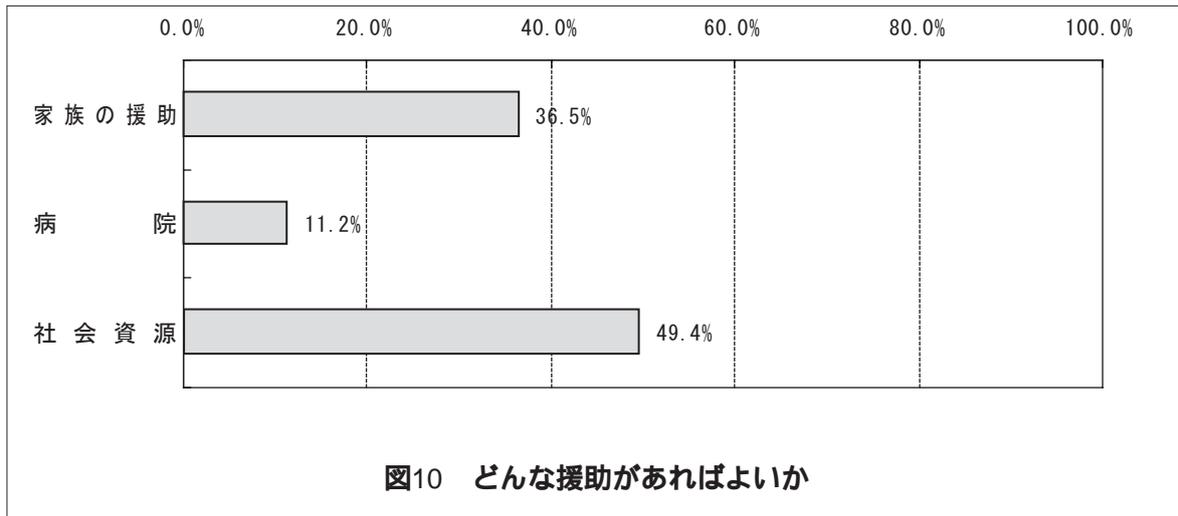


しんどかった内容についての割合（MA）は、身体面が150名（59.0%）、精神面が103名（41.0%）であった（図9）。それぞれの中身を見ると、身体面では妊娠中におけるつわり、体重が増加することから動きにくくなったこと、お腹の張りやむくみ、疲れやすかったこと、切迫流産による絶対安静や、育児面における睡眠不足、上の子どもの世話、出産では帝王切開による傷の痛み等で、精神面では妊娠中において無事に出産できるかという不安、仕事や睡眠不足によるイライラ、育児面において日中1人なので育児をするのに何もかも不安、よく泣くので気が滅入った、パートナーが理解してくれない、身体がしんどいので精神的に余裕がなかった、上の子が気がかり、上の子と両方の育児をできるかという不安、外出できずに家にこもってばかりでストレスが溜まった等があげられていた。



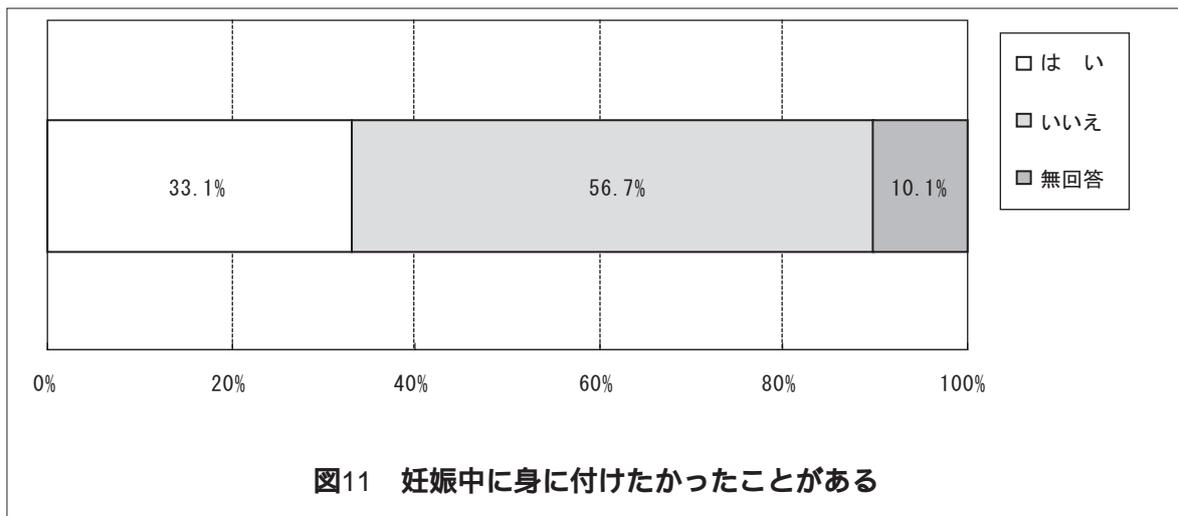
必要と思う援助

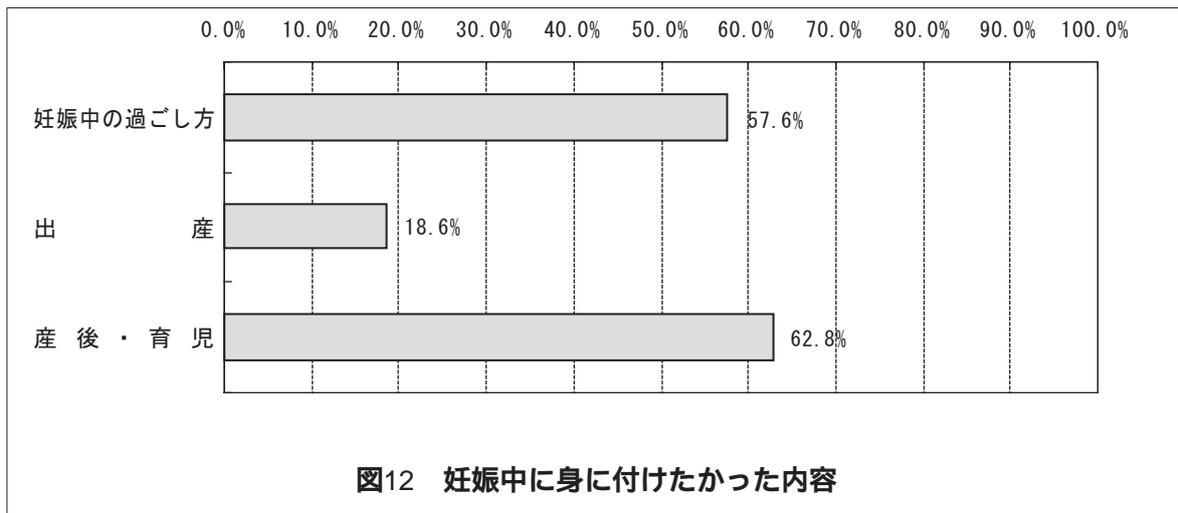
どのような援助があればよいかということについての割合（MA）は、社会資源88名（49.4%）、家族の援助65名（36.5%）、病院20名（11.2%）の順に多く（図10）、具体的な内容をみると、社会資源では専門家によるアドバイス、親子で集える場、託児サービス、家族では家事、病院では母乳ケア、気分転換する時間や夜だけでも子どもを預かってほしいという意見がみられた。



妊娠中に身に付けたかった知識

妊娠中に知識として身に付けたかったことの有無については、はい59名（33.1%）、いいえ101名（56.7%）、無回答18名（10.1%）であった（図11）。その中ではいと答えた内容は、産後・育児37名（62.8%）、妊娠中の過ごし方34名（57.6%）、出産11名（18.6%）であった（図12）。





その内容としては、妊娠中では、体重管理、食生活、先輩ママからの経験談、地域の社会資源、出産のことではいきみ方、帝王切開、産後・育児のことでは、母乳育児、後陣痛、育児についての最低レベルの常識、スキンケア、予防接種、託児サービスの情報（直接実施している方からの紹介）等の意見があげられた。

3) ぶれパママ教室の状況

ぶれパママ教室を8月に半日1回コースで開催した。心理発達相談員からの基本的信頼関係や、夫婦仲についての講義と助産師からの胎教、保健師からの子育てについての話と、これから自分達の子育てについてどうしていきたいかというテーマを夫婦同士でグループワークをしてもらう内容で行った。妊婦12名とパートナーが平日開催にも関わらず4名の参加があった。子どもとの関わり方や家族・夫婦の大切さがわかった・子育てのイメージができた・生まれてすぐの話から何年も先のことまで広く深く話が聴けたという感想で参加者には好評であった。

4. 考察

妊婦、パートナー、産婦のアンケート調査の結果や、ぶれパママ教室から、マタニティ教室に必要な内容は何かということを検討した。

妊婦は一番に胎児のことが不安で、次に自分の身体、育児、経済面と何らかの不安があり、特になしという人はみられなかったが、パートナーは、妊婦の身体が一番に不安で経済面の不安は0名、特になしが18.8%という結果や、子育てのイメージで妊婦は、プラスイメージとマイナスイメージが同等にみられるが、パートナーは、プラスイメージのほうが多くみられることから、妊婦のほうがパートナーよりも妊娠中から育児面まで現実的に考えていることが伺えた。

また、どのような時に父親の実感を持つかという回答から、夫婦でコミュニケーションがとれている場合、父親の実感を持ちやすいことがいえる。

夫婦間のコミュニケーションについて

ふれパママ教室における参加者の反応は、夫婦仲が良いと、子どもが思春期をうまく乗り越えられるという講義内容に驚き、出産に関することで会話があったとしても、育児についてまで具体的に夫婦で話し合ったことがなかったため、夫婦で子育てについて話し合うきっかけづくりになったと考えられる。先行文献から^{1)・2)}も、妊娠・出産期を幸せに過ごすことができたカップルは、その後の育児もスムーズにスタートできることが多い。単に医者や保健師、助産師による「妊婦の健康支援」という視点ではなく、妊娠期からの「家庭支援」といった視点で、妊娠・出産の関係者だけでなく子育て支援の関係者も積極的に関わっていくこと、長期的展望に立った子育て論をお腹に赤ちゃんのいるときから考えるきっかけを作ることが必要と提言されている。

出産前後の知識のニーズについて

産婦が、出産後戸惑った内容からみると、第1子の場合、赤ちゃんの授乳や湿疹、夜泣き等育児書どおりにいかないことから、悪露、体型、髪の毛が抜けること、体力の低下等自分の身体の変化まであり、第2子、第3子になると、出産回数が増える度きつくなりやすい後陣痛が続いたことや、特に上の子どもの関わり方が多くあげられており、答えた産婦の背景によって戸惑う内容が違っているので、その背景に応じた内容も検討していく必要があると考えられる。

しんどかった内容と妊娠中に知識として身に付けたかった内容からみると、体重管理や妊娠中の過ごし方等、妊婦が通う産婦人科や助産院で聴ける内容であっても聴けていないことや、自然分娩の予定が突然帝王切開になったことからの戸惑い、出産すれば母乳は出るもので、育児日記の見本どおり一度飲ませれば3～4時間は授乳間隔が空くと思っていた現実との違いに、色々な妊婦雑誌や育児書の母乳育児の提唱が重なり「母乳育児をしなくてはいけない」という思いと焦りが募り、寝不足も関係して精神的にも疲れていることが考えられる。またその他に、沐浴指導や衣類の着せ方、授乳の仕方は出産機関や教室等で知っていても、乳児性湿疹等、赤ちゃんの身体についての具体的な内容までは知らなかったことがわかった。そのことから妊娠中から、「赤ちゃんの世話」だけでなく「赤ちゃんの成長・発達」についても、1歳くらいまでのことは見通しがつく意味で、伝えていく必要があると考えられる。

出産後のサポート資源について

どのような援助があればよいかという結果の社会資源に関しては、託児サービスの割合が多かったが、保育所や顔見知り以外で、赤ちゃんを預けるには勇気がいる。教室や子育てマップ等で紹介するだけでなく、直接当事者から紹介してもらおうほうが、利用につながりやすいのではないかと考えられる。このことは、マタニティ教室で赤ちゃんサロンの見学を体験した妊婦が出産後、赤ちゃんサロンに通っていることからいえることである。

家族の援助の内容としては、家事や抱っこになっており、パートナーに対しての具体的な記述は少なかったことから、赤ちゃんの世話は夫ではなく自分がしないといけないと感じている母親が多いのではないかと考えられた。パートナーの仕事上、直接家事や、育児に関わることが十分できない場合も多いと考えられるが、母親に対しての精神的サポートをしているかどうかという点が、水面下にある一番重要な家族の援助ではないかと考えられる。菅原³⁾らの報告からも、夫婦関係の愛情関係が強いほど家庭の雰囲気は、より暖かいものになり、その暖かさが子どもの抑うつ傾向の悪化を防ぐことができることを示す結果となったとある。また、山根⁴⁾は、育児の機関としての家族は人間の砦である。家族が育児に成功するならば、それは社会に機能し、逆に失敗するならば、それは社会に逆機能すると提言しており、畠中⁵⁾が、現代社会における家族は、富裕化によって脆弱化し、子どもの問題が母子臨床の場で出現すると提言していることから、長い目でみた子育て支援を行っていく意味では、出産、育児の内容におけるサポートだけではなく、夫婦関係、家族の機能をサポートしていく手段が必要であると考えられる。

地域で求められるマタニティ教室とは

従来のマタニティ教室の内容から振り返ると、公衆衛生の使命として、地域で孤立する母親が出ないよう予防的手段として、妊婦仲間をつくる目的があるが、連続で参加できない場合、友人関係になることは難しい。先行文献⁶⁾からも、地域の母親学級で参加者が求めることは、出産イメージを肯定化するアプローチや、簡単で楽な育児法、夫が出産や育児に主体的になれる機会提供であり、自分で本や冊子を読めば理解できることよりも、その場に足を運ばないと理解しにくいような実技面の演習等を多く希望しているとある。このことは、1回目、2回目、3回目の参加者状況において、2回目が少ない理由に一致する。2回目に参加した場合、地域での子育て支援者が開催する赤ちゃんサロンに見学ができるようになっている。そこでは、歩く前までのおむつを付けただけの赤ちゃんと触れ合うことができ、育児中の母親が自分の子どもを抱かせてくれたりしながら自分の経験談を自由に語ってくれるため、参加者は満足している。しかしそれは事前にPRできていない状況である。それぞれの内容はもちろん、PR内容も改善の必要があると考えられる。

また、祖父母や地域の子育て支援者を対象に、今のお母さんへのサポート方法を理解してもらう目的で、マザリング講座を開催した。参加者の反応は、好評であったが、妊婦も自分のパートナーの親に案内しづらいことや、受ける必要性を感じない方が多いのか、祖父母の来所は少なく、ほとんどが子育て支援者であった。

5. 提言

今後のマタニティ教室について下記のとおり改善が必要ではないかと考える。

地域の子育て支援者と接触できる機会を設ける

先輩ママとの交流の話題が出産までで終わらないように育児面まで広げていく

0歳児で多い育児相談の内容を第1子だけでなく、第2子以降の場合も考慮して妊娠期から提示していく

産後の身体の変化についての内容を妊娠期から提示していく

パートナーも参加しやすい土曜日開催日については、妊婦ジャケット・沐浴実習を一緒に体験することで参加者同士の親近感が生まれるので、その雰囲気をもっと活用しながら、妊婦・パートナー同士のグループワークだけではなく、夫婦同士のグループワークに発展させ、夫婦関係の大切さ、夫婦で育児について話し合うきっかけづくりを提供できる場にしていく

祖父母あて家族の機能の必要性や、今の子育て事情を理解してもらおう意味で、メッセージの作成や土曜日に見学できるようにする

出産後、各種健診等で利用することになる保健センターがどんなところが第一印象が決まるところでもある。子どものことで困った時はここに相談すれば良いと思ってもらえる対応も心がける必要がある。

乳幼児健診や、育児相談、家庭訪問等で多くの母親と接触する保健師として、妊娠期から家族形成期であることを基本に置きながら、妊婦、そのパートナー、あるいは祖父母に対して何を伝えていくべきかを、今後も常に考えていくことが大切である。それが、産婦人科や助産院とは違う、行政だからこそできるマタニティ教室であると考えられる。

参考文献

1. 福川須美・杉山千佳・松田妙子・林真未『妊娠期～2歳までの子どもと家庭への支援プログラム開発に向けた調査・研究』こども未来財団調査報告書(pp.1-8)(2003)。
2. 石川雄一『参加したくなるパパ・ママ教室』健康学習Vol.16-5(pp.2-5)(2004)。
3. 菅原ますみ『個性はどう育つか』大修館書店(pp.194-208)(2003)。
4. 山根常男：21世紀の家族『プライマリ・ケア』Vol.11, No.3日本プライマリ・ケア学会(p.227)(1998)。
5. 畠中宗一：なぜいま母子臨床か『現代のエスプリ』Vol.420至文堂(pp.39-46)(2002)。
5. 三宅はつえ・大葉ナナコ：心と体に優しい母親・両親学級を目指して『地域保健』Vol.36・8, 東京法規出版(pp.32-46)2005。

第 1 部

総合施設にみる幼保一元化

東大阪市教育委員会学校教育推進室 杉森 真理子

1. はじめに

「就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設」については、中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議において、その基本的な在り方について審議のまとめを行い、平成17年4月からモデル事業として実施されているところである。これは、文部科学省と厚生労働省の協働として始まっているものであるが、「幼保一元化」については両省とも消極的である。本稿では、幼児教育の大きな転換期を迎えようとしている中、総合施設を視野にいれつつ市町村行政がおこなう「幼保一元化」における良好な子育て環境の可能性を、考えていきたい。

2. 現在の子どもの育ちと保育所・幼稚園の二元制度

乳幼児が育つ場は、家庭、地域社会、保育所・幼稚園などの保育・教育施設の3者である。しかし、近年の急激な変化は地域社会や家庭の教育力にも影響し、さらには基本的な生活習慣の欠如・コミュニケーション能力の不足・自制心や規範意識の不足等の子どもの育ちにも影響を及ぼし、幼児教育の今日的課題となっている。

少子化が進行する中、子どもにとって地域に育ちのモデルや仲間が少ない状況もある。更に又家庭の養育力の低下や多様なライフスタイルを志向するなどもあり、在家庭の乳幼児にも社会的支援の必要性が生じている。

そのような中で、乳幼児を対象とする施設である保育所や幼稚園は全く別の制度として存在し、互いに施策の整合性を図ることなく、保育・教育の守備範囲を拡大していく状況にある。子どものすこやかな成長を思うとき、できるだけ等しく発達する機会の保障や幼児教育施設の機能の拡充やシステムの改革が必要と考える。

領域による教育、義務教育に接続させていく幼稚園の幼児教育の積み上げと、保育所がもつソーシャルワーク機能や乳幼児期からの保護者とその子への支援力の両方が合わせられる事が重要な時期となってきている。

3. 「総合施設モデル事業の評価」における総合施設の考察

平成17年11月8日の総合施設モデル事業の評価についての中間のまとめの総論のなかで、「親の就労の有無や・形態等で区別することなく就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供する機能を備えるものである」とし、「子育て支援は総合施設の必須の機能とすべきであり、

保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制の確保が期待される。」と総合施設の子育て支援について位置付けがされている。現在全国35か所で総合施設モデル事業を以下の4類型で実施している。

幼保連携型：幼稚園と保育所が連携し一体的な運営を行うことで総合施設としての機能を果たすタイプ

幼稚園型：幼稚園が機能を拡充させることで総合施設としての機能を果たすタイプ

保育所型：保育所が機能を拡充させることで総合施設としての機能を果たすタイプ

地方裁量拡大型：幼稚園・保育所のいずれの認可もないが、地域の教育・保育施設が総合施設としての機能を果たすタイプ

類型の は、保育所と幼稚園が連携を図ることで、互いがサポートできると考える。実際に、従来の保育所・幼稚園が子どもの交流を含めた連携をはかりモデル事業に取り組んでいる。 と

は保育所、幼稚園の独自の枠組みに、それぞれ福祉的要素と教育的要素等を取り入れることでモデル事業に取り組んでいる。

の地方裁量拡大型については、地域の実情に応じて住民が選択して利用できるしくみが大事であり、子どもの年齢や発達に応じた保育や教育が行われ、保育所・幼稚園がそれまで培ってきたそれぞれの施策を深めたり拡充する事で生活実態や状況に即した福祉と教育が行われなければならないと考える。

その他総合施設においては、教育・保育内容について、乳幼児の成長にふさわしい弾力的な環境づくりや小学校教育との適切な連携といった観点の導入や教育・保育活動、運営状況等について、定期的な自己点検・評価や第三者評価などを行うことと結果公表などの重要性も検討されている。総合施設は幼児教育の観点と次世代育成の観点から検討され、「子どもの心豊かにたくましく生きる力の育成・親や地域の子育て力の育成・子育てに喜びを実感できる社会の形成」を意義と理念にし、教育・保育を一体的に実施するための新たなサービスの提供の枠組みであり、既存施設からの転換等を可能にする柔軟な制度であるため、子育て家庭やその親子にどのような支援のしくみを提供するのかと考えるとき有効である。

4．総合施設のシュミレーション ～国ではなく地方行政が行う子育て支援～

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など生涯にわたる人間形成の基盤が培われ、社会の一員としてよりよく生きる為の基礎を獲得するなど重要な時期である。しかし、乳幼児期を取り巻く環境の変化は著しく、乳幼児への虐待の増加、いじめや不登校、社会的構造からやキャリア形成の不充分さによるニートやフリーター、引きこもりや青少年に関わる事件も多発している。今、乳幼児期における良好な子育て環境の整備が急務と考える。

乳幼児にふさわしい生活の実現・育児や子育て環境の選択肢の拡大・「親と子の育ちの場や環境」の提供ができる小地域型幼保一元化を提案し、総合施設を通じた市町村行政がおこなう「幼保一元化」における良好な子育て環境の可能性を考えていきたい。

総合施設モデル事業の評価について（中間のまとめ 2005・11・8 報告）

総論	<p>総合施設については、親の就労の有無・形態等で区別することなく、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供する、モデル事業における4類型の施設</p> <p>幼保連携型：幼稚園と保育所が連携し一体的な運営を行うことで総合施設としての機能を果たすタイプ</p> <p>幼稚園型：幼稚園が機能を拡充させる事で総合施設としての機能を果たすタイプ</p> <p>保育所型：保育所が機能を拡充させる事で総合施設としての機能を果たすタイプ</p> <p>地方裁量型：幼稚園・保育所のいずれの認可もないが、地域の教育・保育施設が機能を拡充させる事で総合施設とし</p>	
職員配置	0歳～2歳	保育所と同様に職員配置
	3歳～5歳	子どもの発達上、子ども同士の集団の活動をするを踏まえれば学級を編成し学級後とに職員を確保することが適当
	その他	教育・保育の質の確保・向上を図るため、午睡の時間や休業日の活用など工夫し対応されていた。総合施設においては、多様な業務が展開されるため、施設職員の園内外の研修の拡充が望まれる。
職員資格	0歳～2歳	幼稚園にとってほぼ未経験の分野なので保育士資格を有する事が適当
	3歳～5歳	幼稚園教諭免許と保育士資格の両資格を有する事が望ましい。しかし、両資格を義務付けるのではなく、学級担任には幼稚園教諭を求め、8時間程度利用する者には保育士資格を求める事を原則としつつ他方の資格のみを有するものを排除しないことが適当である。
施設設備	広さ	基本的にはこれらの双方の基準を満たすこととすべきであるが、既存施設が容易に総合施設になれるような対応が必要である（抜粋）
	給食	外部購入方式をとることを認める場合でも調理機能、栄養面、衛生面、子どもの年齢に応じた対応等につき、一定の条件付けが必要である。
	運動場	施設の同一敷地内にあるか、隣接しており、専ら施設による利用が可能なものである事が望ましいが、近隣の公園などを運動場とする事を認める場合でも運動場として機能でき得るかそうかという観点から、施設を取り巻く地域環境等一定の条件付けが必要である。なお、低年齢児、特に0～1歳児幼稚園にとって未経験の分野であり、遊具などを含めて幼稚園の施設設備を総合施設して供する場合には、安全確保に特に留意する必要がある（抜粋）
子育て支援	<p>在籍する子どものみならず、在宅の子育て家庭を含めたすべての家庭に対する支援の充実が求められており、子育て支援は総合施設の必須の機能とすべきであり、保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制の確保が期待される。その事、教育・保育に従事する職員が子育て支援に必要な能力を涵養していく事が望ましい。</p>	

中央教育審議会幼児教育部会と社会保障審議会児童部会の合同の検討会議において基本的な在り方について審議のまとめを行い、平成17年4月から、全国35か所でモデル事業を実施した。18年度からの本格実施に向け、職員配置、施設設備、教育・保育の内容等について評価を行ってきたが、3回にわたる審議を踏まえ、11月8日に報告したものである。

小地域型の幼保一元化とは、住民の信託を得、利用者のニーズとの整合性を図る事を基盤としながらも、小学校区を単位として、現在実施のモデル事業をするものである。地域の社会資源や関係・専門機関とネットワークする多様な機能、総合性のあるもので、施設重視ではなく地域支援重視の幼保一元化である。これは、以下のような4つのメリットがある。

地域の子育て家庭を孤立させない

地域自治会運営が明確化させ子育てサロンや集いの広場などつながりや地域子育て支援ができる
子育ての社会化を実現させる

小学校との接続が効果的にできる

その他、総合施設モデル事業の4類型の一つずつをユニットと考え、それぞれに、地域の特性や地域資源と連携をもたせて、ユニットどうしの連携を図りながら広域的に整備するなど、子育て支援をネットワーク化させることを可能にする総合施設は子どもの視点にたった幼保一元化を実現させるスキルの一歩であると結論したい。

5. まとめにかえて ~ 幼保一元化が教えるもの ~

「大きくなったら、アトラスオオカブトをみつけにいুকよ」とキラキラ目を輝かせて言った幼児のことを思い出す。「おばあちゃんみたいに長生きしいや」と笑顔で幼児に接していただいた地域の高齢者の方との出会いも生き生きと心に残っている。

保育・教育の目的は、「子どもの最大の利益・幸福」であり、果たす役割は『子どものなかに、よりよい価値・幸福を築く力を開花させる』ものである。それには、「家庭」「地域社会」「教育・福祉施設」がトライアルな関係にあつてこそ「子どもは育つ」と考える。家庭は、衣食住などの物的・機能的面や大人・親と子ども等の人的面の機能と「庭」であらわす精神的・空間的広がりと考える。その両面の機能や要素が家庭教育の土壌ではないだろうか。

平成10年度版の厚生白書で三歳児神話・母親神話の払拭・女性の社会参加・自己実現・人間の性に偏らないしくみが実現しつつある社会（課題は山積しているが）、子育ての社会化・外部化がされつつある。また、少子社会によって、子どもが「まねる」「学ぶ」要素が少なくなっている。地域社会は、そのような中であつて子どもが内なる力を薫発させ、「自ら育っていく」要素をもたせなければならぬと考えるのである。

教育・保育施設は、総合的に、又より専門的・センター的役割を果たし、幼い頃から将来への憧れ・希望を育て、その姿に周囲の大人達が喜びをもつなど、子育ての醍醐味をもたせる地域の灯台であらねばならない。「家庭」「地域社会」「教育・福祉施設」が役割や特性を発揮し機能ができて子どもは育つのである。

幼保一元化は、時代の流れと共に人間形成の重要な時期である乳幼児期の教育の大切さや「古くて新しい課題が何なのか」をより明確にさせながら、「教育・福祉施設」に様々な事を肥大化させて責務をもたせるのではなく、「教育・保育のための社会形成」が必要と示唆していると考えられるのである。

参考文献

1. 山縣文治 『よくわかる子ども家庭福祉』 ミネルヴァ書房（2002 .4 ）。
2. 山縣文治 岸和田かおり 『保育サービス再考』 朱鷺書房（2002 .1 ）。
3. 無藤隆 網野武博 神永美津子 『幼保一体化から考える幼稚園・保育所の経営ビジョン』 ぎょうせい（2005 .12）。
4. 平山宗宏 『少子社会と自治体』 - 新たな子育て支援システムの模索と構築 - 日本加除出版株式会社（2002 .1）。

第 1 部

関連児童福祉法の改正に伴う市町村による児童相談体制の整備について

- アンケート調査から市町村における「子どもの相談システム」を考える -

柏原市健康福祉部児童福祉課 川上 淳子

1. はじめに

少子化、核家族化の進行に伴う家族形態の変化や、都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化により、子育て中の親が気楽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭の養育機能や地域における子育て支援機能の低下が問題となっている。このような状況の中で親は孤立感、閉塞感を抱き、子育てへの不安や精神的負担感を増大させている。その結果、子どもを育てる親と育つ子どもの問題が多く生じてきている。子育てをめぐって子ども、親、社会が苦しんでいる。

子ども相談は、各自治体の側からいうと個々の事例では連携している場合もあるが、それがシステム化されていないのが問題である。子どもの問題は多様化・複雑化してきており、相談機関も一機関の対応だけでは限界がきている。また、親の側からいうと相談機関があることは知っていても、自分の子どもの問題を気軽に相談できる場所だとは思っていない場合が多く、支援の内容の異なる機関の相互の連携システムづくりは、急務と言える。そこで本小稿では、自分たちの地域にどんな相談機関があり、連携しながらどんなシステムが必要なのかについて調査したアンケートより、見えてきた現状と課題、及び市町村における「子どもの相談システム」について考えてみる。

2. 市町村の子ども相談体制の現状

市町村の子ども相談は、保健、教育、福祉等に別れており、機関同士の連携が弱い。また回答されたアンケート結果をみると、各自治体によって意識の差が大きく、実情もさまざまである。

各自治体とも子ども相談の現場では、機関同士がチームを組んで連携し、相談にあたることは各自治体とも弱いということであった（問 - 3・4の回答）。義務教育年齢の子どもを対象とした教育機関・福祉関係の公的相談機関の代表的なものは、教育センター（教育研究所）、家庭児童相談室、子ども家庭センターの3つであるが、これらが十分に連携がとれていないということも解った。

相談機関の連携があっても形骸化していれば、子どもとその家族が一度ある機関に相談するとその機関以外のサービスを受けることは少なく、最初に相談した相談機関の範囲で支援の方向が決まることが多い。とりわけ学齢児に関していうと、学校はかつては家庭や地域社会が担っていた教育を含め、広く教育全般を担う場として認識され、大きな負担がかかっている。しかし、各相談機関は、教育機関に限らず「連携が組みにくい」相手という状況を作り上げている（問 -

3・4の今後の課題に対する回答)。

相談機関は子どもとその家族にあった支援と一緒に考え、情報提供をする場であり、実際にどのように対処するかは子どもとその家族が自己決定するのだということが理解されていないのが現状である。相談機関は、他機関と連携して検討することがスムーズにできていない。何が問題で、どんな支援が必要なのか、そして他機関でどんなことができるかを見極めないと、たらい回しになってしまう。

以上のように、相談以前のところにすでに問題があるというのがアンケート結果から見てきた現状である。大きな社会問題となり広く知られることになった虐待と障害では連携・対応していることが多いが、それ以外の相談では、このような状況になっていない。広く相談機関が知られ、利用する人に適切な支援ができるシステムづくりが必要である。特に教育機関との連携が障害を除いては、機能化されていない。相談機関は、お互いの機関の状況を出しあい、それぞれの機能と役割を考えることが重要である。

3. 各自治体の主な子どもの相談機関

公的機関へ「相談」することが一般的に馴染まない現状があるため、相談者は切羽詰まった状況で来所する。また相談機関が広く知られていないという現状もある。以下、主な相談機関の特性を紹介する。

1) 家庭児童相談室

家庭児童相談室は、妊産婦と18歳未満の子どもに関する相談を受け付ける相談機関である。法的な権限は何もないが、保育所入所、経済的支援、母子家庭への支援など地域に根ざした相談支援ができることが特徴である。

家庭児童相談室は、地域の施設や機関の情報を詳しく把握し、住民に子育てに関する制度やサービスをより適切に選べるよう情報提供して支援する役割を持っている。家庭の養育力の低下によって起こる様々な子育て問題を支援するため、子育てサークルや親子教室など地域の子育て力を高めていく働きもある。

家庭児童相談室は、アンケートの回答にもあるが、家族を中心としながら機能していくように、他機関をコーディネートしネットワークの核となる必要がある。また、相談機関にふさわしい専門職を配置することも必要である。

2) 教育センター（教育研究所）

教育センターは、学校教育を支援するために設置されている。子どもは、大人に理解しがたい行動をとる時がある。親や教育者はこのような子どもの行動に対して支援し、子どもやその家族の悩みに関して、解決への方法を一緒に考えていく機関である。

教育相談内容は、知的障害や自閉症や学習障害など、また不登校、非行、学級不適應、いじ

め、引きこもりなど、多岐にわたっている。

3) 地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、子育て家庭の保護者や子ども等に対する電話・来所・訪問による相談や各種子育てに係る情報の提供、援助の調整など、さまざまな事業を実施している。この他にも、保健師等による保健に関する相談を行っている自治体もある。

4) 保健所での精神保健相談

保健所における精神保健福祉業務は、保健師と精神保健福祉相談員が中心で行われている。保健所における学童期・思春期精神保健福祉の活動は、大事な役割を担う一つとなっている。

5) 子ども家庭センター

子ども家庭センターは、児童福祉行政の中核的な相談機関である。子ども家庭センターの対象は、18歳未満の子どもである。子ども家庭センターには、子どもに関するいろいろな相談が持ちこまれ、法的に与えられている権限を活用しつつ子どもの支援にあたっている。さらに家庭や地域に向けて、子どもの問題に関する啓発や広報活動などを行い、子育て環境や子どもの問題への関心の高まりを推進している。

6) 主任児童委員

主任児童委員の活動は、子どもとその家族への「個別支援」、「子育て支援」、「健全育成」、「情報の収集や提供」、「問題点の把握や意見具申」などである。各小学校区を単位として「民生児童委員や地区福祉委員が活動しやすい状況を作り出すこと」にも重点がおかれている。

4. アンケートから考えられる市町村の子ども相談体制の課題

1) 発見は「予防・支援のスタート」

子どもの問題を保健センター、学校、幼稚園、保育園等は把握できる場所であり、発見機関という認識と発見機能の強化が必要になってきている。とりわけ、保健センターは乳幼児、学校は義務教育年令の子どもの全数把握ができる機関であり、このような機能の強化が求められる。

各機関には各自の役割を認識し、他機関のサービスも視野に入れた支援ができるシステムづくりが求められる。これによって、各機関の役割が明らかになってくる。システムづくりにおいては、各機関の機能をどう利用しあうか、そして不足分をお互いに補足しあい、一機関への依存や一機関での抱えこみを避けることが重要である。また、その時に中心となるコーディネーターの存在が重要である。

市町村における子育て相談に関するアンケート 集計結果

問 - 1 市町村内体制について

子育て・児童相談窓口

問 - 2 他機関との連携について

数字は、年間の会議回数を示す。不は、不定期を示す。

市町村	回答部署	福祉事務所	児童福祉主管課	保健所	保健センター	子育て支援センター	教育委員会	その他	虐待	健全育成	障害	その他	連携機関名	虐待防止会	子ども関係機関会議
1	健康福祉課								2	6			教委、幼、学校、保、子ども課、健康福祉課、通園施設、保健所、子家セン	2	4
2	健康福祉課								不				保健所、子家セン、養護学校、教委、幼、学校、保、人権推進課		6
3	福祉課 児童福祉係								5	3	2		健康課、スポーツ振興課、学校教育課、社協、生涯学習推進課、学童、幼、保		6
4	児童福祉課								5	1	3		教委、消防、子家セン、保健所 子育て支援センター、保健所、家児相 教委、民児協、保健所	2	2
5	児童福祉課								8					不	
6	子ども家庭課								5		10		子家セン、保健所、保健センター、教委、家児相、民・児委員		
7	福祉課 児童福祉係								5				子家セン、教委、障害主管課		
8	子育て支援室							幼児教室	10						
9	子育て支援課												子家セン、保健所、警察、病院、民生児童委員、他市福祉	不	
10	児童福祉課										12			3	
11	児童家庭課							保育所・幼稚園 教育センター等					児相、地域関係機関・団体、民生児童委員	15	
12	健康福祉課												子家セン、保健所、養護学校、警察、消防、社協、幼、学校、保	不	
13	福祉課 児童福祉係								不				子家セン、保健所、養護学校、警察、消防、社協、幼、学校、保、医師会、通園 施設、障害者施設		
14	福祉推進課												子家セン、保健所、養護学校、警察、消防、社協、幼、学校、保、医師会、通園 施設		4
15	子育て支援課								1	1	1		子家セン、保健所、保健センター、教委、通園施設		
16	児童福祉課							療育教室	6	3	12		子家セン、保健所、保健センター、教委、社会福祉課、幼、学校、保、警察、病 院、社協		
17	子育て支援室								不	不	不		子家セン、保健所、教委、幼、学校、保、養護学校 等		
18	児童課								4				子家セン、保健所、警察、幼、保、医師会、歯科医師会、民生児童委員	4	
19	子育て支援課						電話相談		4	3			子家セン、保健所、保健センター、教育部指導課、保育課		
20	子ども財産課 (家児相)								2		10		子家セン、保健所、保健センター、教委、社会福祉課、幼、学校、警察、病院、 民協、医師会、児童福祉施設	2	障害児連絡会10
21	子育て支援課 (家児相)								13	6			子家セン、保健所、保健センター、教委、幼、学校、保、病院、警察 等		
22	子育て支援課							保育所、ネット ワーク「みらい」	15	7	14		子家セン、保健所、保健センター、教委、保、通園施設、民・児委員、主任児童 委員 等		障害児関連機関連絡会
23	児童課							療育センター	6				子家セン、保健所、保健センター、保育研究室、療育センター、少年サポートセ ンター、社協、民児協、警察 等		子ども相談機関連絡協議会
24	社会福祉課								12	12			子家セン、保健センター、教委、保・幼・学校等の子どもの所属機関、保育課、 民生児童委員		乳幼児健全育成委員会
25	児童対策課 保育課							保育所、療育セン ター、児童センター	12	10			子家セン、保健所、保健センター、教委、児童対策課(家児相、児童センター)、 保育課(保育所、子育て支援センター、療育センター)生活福祉課、リハ課		母子保健支援策検討会議
26	児童課								11		11		子家セン、保健所、保健センター、保育園、幼稚園、学校		
27	こども室								10		11	要養護児童	子家セン、保健所、教委、幼、学校、保、こども室、家児相、健康推進課、障害 福祉課、療育センター		障害児関係機関協議会
28	児童課(家児相) 子育て支援センター							保育所、幼稚園	12		12	発達相談他	子家セン、保健所、保健センター、児童課、子育て支援センター、保育課、生活 福祉課、障害福祉課		
29	子育て支援室								12		12		子家セン、保健所、保健センター、教委 等		
30	健康福祉課								1	1			子家セン、保健所、保、生涯教育課、民・児協		
31	子育て支援センター							社協等					保健所、保健センター、幼児教育課、保育課、保、子育て支援センター、社協、 通園施設		子育て相談窓口会議
32	健康福祉課							障害福祉主管課				児童問題全	子家セン、保健所、教委、福祉課、保健福祉推進課		子育てネットワーク会議6
33	児童課								2				子家セン、保健所 等		
34	児童福祉課							男女共生センター	不		不		子家セン、保健所、保健医療センター、教委、児童福祉課、男女共同参画課、社 協、子どもネットワーク 等	6	
35	児童福祉課							保育所、幼稚園	7	7		有	虐待防止連絡会議の機関、子育て支援センター	7	子育て支援総合コーディネーター事業調整会議4、 子育て支援センター連絡会議5
36	子育て政策課								4	不	5		子家セン、保健所、教育研究所、養護学校、保育課、保育所、健康推進課、障害 福祉課、通園施設、主任児童委員、地区福祉委員、子ども家庭サポーター、自主 サークル		子ども関係機関連絡会議 子育て支援推進会議

連携を組んだきっかけ

()は、設置年月日

問-3 現在の市町村相談機能体制についての問題点

問-4 今後の相談機能体制の検討・課題について

1	保健センター推進で設置(平成3年)	家児相がなく、それぞれの機関で相談を受けている。統一した支援のため連携が必要	連携体制の強化
2	子育てネットワーク会議設置時(平成15年)	それぞれの機関で相談を受けている。総合的な窓口が必要	機能性重視の体制
3	子育て関係者連絡会議設置時(平成15年)	子育て関係者連絡会議で推進(子育て支援センターとしては検討中)	虐待ケースの処理(家児相)をするような人材が必要
4	子育て関係者連絡会議設置時(平成15年)	要項にそって相談機能を高めていく	機関連携を密にする
5	虐待防止ネットワーク会議(平成14年)	保健センター・家児相・子育て支援センター・教育相談と別れていて連携がとりにくい。専門職配置が難しく囑託であったりする。府として人口規模別にモデル市を設け例示してはどうか	相談内容・対象者の年齢・求めている支援によって関係機関が連携することが必要。虐待は緊急性も高く連携がとりやすいが、それ以外も同様の連携が可能か。現状の寄せ集めでは限界、新たな枠組みが必要
6		なし	虐待防止や子育て支援等のネットワークが必要
7	その都度連絡する	常に対応できる相談体制が必要。ただし、小規模自治体なので専門的な機能は困難	すぐに対応できる体制づくり。連携の拠点となるところの充実
8	虐待防止ネットワーク会議(平成13年)	学校・保育園等や保健センターと連携を深めたい。子ども何んでも相談センターを立ち上げ、元保育士3名・元警察官1名で相談体制の強化を図る準備中	民生児童委員・医療機関からの通告義務の周知。保健師が未受診者に家庭訪問
9	虐待防止ネットワーク会議(平成14年)	相談職員の質・量の向上が必要	在宅児の虐待の早期発見のため、民生児童委員・主任児童委員との連携強化。子ども家庭サポーターと連携が必要。各機関の特性に応じて役割分担し連絡・情報交換を綿密にする必要
10	虐待防止ネットワーク会議(平成11年)	非常勤職員で家児相に対応。専門的なノウハウのある機関や法人、NPOと連携または委託	管理職と実務者レベルの連携体制と個別ケースに連携した対応が可能な体制
11	虐待防止ネットワーク会議と自然発生的なものとのある	多様な窓口(機関)で気軽に対応できることが大切。その上で相談機関の連携が必要であるが、一元的な把握機能を併せもつことも必要	子育て支援総合コーディネート事業を推進する予定
12	関係機関を訪問し、子育てネットワーク会議への参加を依頼した	小規模自治体なので住民と行政に距離感がなく、小回りの利く体制の維持・拡充が大切	子育てネットワークの関係機関が蜜に連絡・報告・相談しあいよい連携ができればと考える
13	子育てネットワークの設立	関係機関が共通認識を持ち、どの部署でも相談できる体制を作る必要	関係部署(機関)との定期的な会議の頻度を上げ、情報交換の機会を増やす
14	個別ケースの関わりの中で連携していった。子育て支援の必要な子どもの早期発見・解決を図るため、関係機関の連携の場として「子育てネットワーク」の設立準備中	子育て支援の必要な子どもの早期発見と解決策を講じたり予防の方策を考える、行政としての子育てネットワークの設立が必要。通報の窓口一本化。相談できる機関は多いほうがよい	子育てに関する実態を把握し、解決に向けて情報交換したり・啓発活動の事業で連携が必要。子育てネットワークでは三部会で具体的な支援と連携について検討する
15	地域子ども連絡会議を設置し、3部会の問題に関して専門的会議を行う関係機関と連携を組むようにした	次世代育成支援対策の行動計画に即した改善を検討中	虐待では医師会との連携が必要になってきている。子ども家庭サポーターや民生児童委員との連携をどのようにとるべきかが課題
16	普段の事業の中で積極的に協力し、連携していくことの大きさを訴え、共に行動していき理解を深めて連携を組むようにした	相談を受ける窓口の特色(機能)を明確にし周知していく。また機関が連携しあえる関係(福祉・教育部署等隔たりなく)で相談者にとって支援できる体制を作る必要	市内のネットワークが十分機能しケースを共有しながら連携していけるように、それぞれの役割分担を明確にしていく(実務者会議・ケース会議の充実)
17	機関連携によって個別の問題や情報交換によって問題の共通理解を図り、対応と援助ができるよう「子どもネットワーク会議」を設置し、実務者による3部会を持っている	教育・福祉・母子保健等必要な事業に取り組んでいるが、個別に機能していることが多く取り組み内容や相談業務について情報交換が十分でない。相談体制を有機的につなぎ調整するためには窓口の一元化と関係部署の連携が必要	虐待防止対策や母子家庭の自立支援など新たな体制が求められている。行政(教育・福祉・母子保健・女性政策など)関係機関によるネットワークと共に地域の関係団体等による身近なネットワークも必要
18	虐待防止ネットワーク会議(平成16年)	法改正に伴い、子育てに関しては自治体が実施していくことが適当	法改正に伴い、虐待防止連絡会議を児童福祉法上の協議会として位置づけていく
19	虐待防止ネットワーク会議(平成14年) 乳幼児連絡調整会議(平成9年)	医師や常勤の心理士、スーパーバイザーの体制が必要	虐待に関しては敏速対応するために各関係機関に虐待担当者が必要
20	障害児連絡会議(20年前)を基本として各機関との連携をとっていった	定期的な地域への訪問、個別の家庭訪問が必要になってきている。専門性の向上に医師・PT・OT・心理士等の正職化が必要	子育て相談をしている機関の連絡調整が十分でない。子育て講座や相談内容について検討することも必要
21	家児相が設置されて長期間がたっているので、その間に子どもをどう理解するか(ケースを共通理解すること)を大切に話し合ってきた点が積み重なった。虐待のネットができたことも大きい	受付機関で対応出来るものと出来ないものを判断し、出来ないものは他機関へ紹介できるように他機関との連携を深める必要。相談員の力量の向上	機関連携の重要性を意識化するため定例会議の開催等の体制づくりが必要。内容充実のためケース会議、連携を通じて機関間の相互理解やケースへの共通理解を培い、各機関の役割を明確にしておくことが機関連携をしていくこと。機関連携のコーディネートをやる機関が必要(家児相が担っている)
22	障害の相談機関の実務者間で会議を設置・関係機関への呼びかけをしていった。虐待は連絡会議を設置し庁内実務者会議を呼びかけ	子育て総合支援ネットワークセンターで基本的な相談業務を一本化させ、関係機関との連携を円滑に進めてきた。家児相・発達相談・子育て相談・虐待相談など相談窓口の一元化により相談者にとって適切な援助が出来るよう関係機関と連携を強化しながら充実させることが必要	地域の子育てに関わる機関との連携を強め、庁内の子育てに関わる機関が協力して子育てに関わるネットワークを充実させていく
23	虐待防止連絡会(平成12年)、子ども相談機関連絡協議会(1966年)	子ども相談にあらゆる機関が連携し、どこへ行っても相談できる総合窓口が必要	各機関で虐待に対するマニュアルを作成し、地域会議の中で各機関が虐待ケースを出しあい見守っている体制を作っていく
24	虐待問題連絡協議会(平成14年)を軸に関係機関に虐待について意識の向上や対応策の啓発を進めている	相談窓口の啓発とどこで相談しても対応に差がない体制作りが重要。そのため各窓口が社会資源について把握していることが必要	相談窓口の啓発とどこで相談しても対応に差がない体制づくりが重要。そのため各窓口が社会資源について把握していることが必要なので、その体制づくりを目的に連絡会等の整備
25	ケース指導をしていく上で必要に迫られて、また他市の体制を参考にして。乳幼児の母子保健を重視し実務担当者で10年前から母子実務担当者会議を開き健全育成に寄与して、平成14年に母子保健支援策検討会議に名称変更し現在に至る	気軽に相談できる場の確保。要支援ケースの早期発見と対応で問題の重篤化の防止。機関連携による支援体制を組むコーディネート機能も必要	気軽に相談できる場の確保。要支援ケースの早期発見と対応で問題の重篤化の防止。機関連携による支援体制を組むコーディネート機能も必要
26	平成2年 府モデル事業としてネットワークを立ち上げた	なし	本市はネグレクトケースが多く、敏速に把握し対応するため子家セン・保健所・児童課・健康推進課・教育委員会に加えて民生児童委員・子ども家庭サポーターの連携強化が大切
27	障害児は昭和51年に児童の保険・福祉・教育の問題に関係機関が適切な対処方法を見出すため5者協議会を発足し連絡調整をしてきた。虐待は平成5年に被虐待児処遇会議を発足	相談しやすい信頼性のある相談窓口を目指す。そのため人材育成、相談窓口の拡大と連携、適切な情報提供のため情報収集、相談窓口と関係機関との連携を強化する必要。また行政相談について評価する第三者機関の設置も必要	行政間の連携は、問題に応じた関係機関との連携はほぼ出来ている。今後、私立幼稚園・保育所など民間との連携を組織的に整えていく必要
28	連絡会議の構成メンバーで個々の事例にあわせて機能。家児相は同課内で、保健センターは同建物内にあり日常的に連携がとれる関係にある	個々に相談を受け連携をとっているが十分とはいえない	情報の共有化ができていない関連部署とは、今後会議をもつ必要がある
29	平成6年「エンジェルプラン」、7年「大阪府子ども総合ビジョン」を踏まえ、10年に策定した「子ども育成計画」の中での連携の実現を目指しネットワークを立ち上げた	今後相談件数が増加することが予想されるので内容を的確に把握し、必要な機関に連絡する等の敏速な対応が求められる	情報・認識の共有。ケースに応じた役割分担
30	保健・教育・福祉・医療を担当する関係部局と関係団体の協力関係を確立し、効果的な施策の推進を図る	相談機能・窓口を健康福祉課に置き通報にすばやく対応できる体制が必要	現連携体制とその他の必要な機関との連携を十分にし、虐待防止の予防と早期発見が必要
31	相談内容が専門外の場合や内容が多岐にわたる相談など単一機関では対応できない場合に他機関と連携しながら問題解決を図る必要があることから、平成13年に子育て支援課が事務局となり、就学前の子育て相談を実施している関係部局で子育て相談窓口会議を設置	なし	主任児童委員など地域で子育て相談を実施している団体等との連携について検討が必要
32	子育てネットワーク会議(平成8年)	総合相談窓口を設置し相談機能の充実を図ることが必要	民生児童委員・地区福祉委員・ボランティア等住民を含めたネットワークが必要
33	虐待防止ネットワーク構成機関として	福祉事務所を設置しており、児童課が対応窓口の役割を持つべき	庁内的には人権・教育・福祉・消防の関係部署が、機関としては、子家セン・保健所・医師会・警察が、地域的には民協(主任児童委員)・保育所・幼稚園・学校・教育センター・児童施設・地区福祉委員等が連携する実務者によるネットワークづくり
34	虐待防止連絡会(平成15年)	各機関が相談機能を充実し、縦割りでなく連携による面整備し、どこからでも最適な対応が出来るようにすべきである	市長部局に止まらず、教育委員会、特に現場である学校や幼稚園とも連携する必要
35	虐待防止連絡会(平成15年)、子育て支援総合コーディネート事業(連絡調整会議一年4回)、子育て支援センターが5箇所になり連絡会議開催(平成13年)	児童相談は多岐にわたるため担当課も多くなっており総合相談窓口の開設が必要。この場合、子家センとの役割分担や担当各課との連携および相談担当者の質の向上も必要	各構成機関団体との連携がいっそう重要と考えるが、NPO等とも連携し市民協働による事業展開も必要
36	子ども関係機関連絡会議(平成13年)、子育て支援推進会議(平成16年)	子育て関係の相談窓口を一本化し、市民にわかりやすく相談しやすいものにし、相談内容に適切に対応できるコーディネーターを配置していきたい	子育て関係の機関だけでなく、地域で子育て支援に携わっている人とも連携し、相談体制の強化を図る必要

2) ネットワークにはコーディネーターの存在が必要

保健・教育・福祉機関との相談システムを構築する上で、機関内での発見機能の強化、機関内システム、他相談機関との連携の必要性に対する認識が「共有」されることが必要である。コーディネーターの役割は、市町村にネットワークを形成し、それを機能させること、それをベースに、子どもとその家族に適切なサービス提供することである。当然のことながら援助プロセスにおいては、利用者本意という考え方が重要である。

この共有する感覚を育成すれば、相談を受けた機関が、他機関の機能を視野に入れて支援を考えることができるようになり、ネットワークが機能することになる。まさに子ども分野のケアマネジメントである。

3) ネットワークが機能する「第一歩」

ネットワークを機能させる「第一歩」は、子ども相談について、保健、教育、福祉と色々な角度より、まず何ができるか、何をすればよいかを検討することである。その後、関係機関のメンバーが集まり、支援について目標を一致させ、それに向かって各機関が役割をもって取り組むことになる。

5. サービスのシステム化

子どもの育つ場としては、家庭、地域社会及び保育所、幼稚園、学校等がある。このうち家庭や地域社会は日常生活そのものである。これに対して保育所、幼稚園、学校等は、保育士、教員と子どもが向かいあって「保育・教育を行う」あるいは「保育・教育を受ける」場である。しかし保育所、幼稚園、学校等に日常の生活上の問題がもちこまれ保育所、幼稚園、学校は混乱しているのが現状である。

したがって、今日保育所、幼稚園、学校には、子どもの抱える問題に対し、関係機関との協働・連携による取り組みが求められている。保育士、教員を窓口とした相談体制、ネットワークをどう確立するかである。他機関との連携の必要性は、すでに社会的に指摘されている。

1) システムの有効化

システムの有効化のためには、外部との協働としてのシステムをどのように強化、有効化していくかが課題である。システムは、複数の構成要素で成立している。とりわけ、多様な社会資源が存在している今日では、その前提条件として、より効果的・効率的にサービスを提供したいものである。このことを前提に、アンケートの回答にあるとおり、1つ目は、関係する行政と民間機関を増やし、関わりを確保すること、2つ目は、情報交換、ケース担当者会議など他関係機関と連携を強め、意志疎通を図ること、3つ目は、サービスを受ける利用者との信頼関係を築くことである。

2) システムのマネジメント

システムと子どもとその家族が出会い、支援関係を構築し、実際に支援を展開していくには、支援のプロセスを明確にし、関係者の間で共有されなければならない。関係機関が連携しつつ支援を展開する方法として、高齢福祉や障害者福祉の分野では、ケアマネジメントという手法を使っている。

この手法が浸透した理由は、以下の5点にあると考えられる。

発見からフォローアップまで、支援体制を組みやすいこと。

効果的なサービス支援を提供しやすいこと。(支援計画に基づくサービスの調整を行うことを目標としていることによる。)

支援に効果的なこと。(社会福祉の地域支援化の流れのなかで、個々の生活への対応、さらには決定への個人の参加、社会資源の導入を打ち出しており、今日の社会福祉の推進方向と軌を一にしている。)

サービス利用などの動機づけが低い人に対しても適応しやすいこと。(多機関が関係するために、チーム内で機関あるいは個人が役割を分担することが可能になることによる。)

新たな資源の開発に向かいやすいこと。(このことは、現行の支援体制の限界として共通に認識されやすいことでもある。その結果、資源の発掘や改善に向かわせる可能性がある。)

3) 保健センター、保育所、幼稚園、学校問題とケアマネジメント

子どもの相談システムの活動は、学校等には、子どものクラス担当職員、養護教諭等との壁を取り除き、外部機関との関係をつくることからスタートし、お互いに助け合える場所を確認することである。ケアマネジメントは、学校等の抱えこみをなくしていく可能性がある方法である。

6. 子ども相談におけるケアマネジメントの必要性と課題

1) 子ども相談におけるケアマネジメントの動向

子ども相談領域でもケアマネジメントの必要性・実践化が進められているが、具体的展開を進めているところは必ずしも多くない。ただし、アンケート結果によると、実践に移行しつつある自治体も見られる。

以下、子ども相談におけるケアマネジメントの必要性や課題を示すなかで、ケアマネジメントを考えてみる。

2) 子ども相談におけるケアマネジメントの必要性

ケアマネジメントとは、在宅の要支援児童の生活ニーズを明らかにし、そのニーズと社会資源を調整することであり、コミュニティ・ケアを推進する上で欠かすことができない。同時に、

このケアマネジメントを介して、要支援児童とその家族を支援し、生活の質を高め問題解決することを目的にしている。

ケアマネジメントは、個々の要支援児童とその家族の生活を支援する手法であり、虐待児童、非行児童なども対象にしている。プログラムでは、単に虐待・非行に関わるだけでなく、家族関係、子育て、不登校、いじめ、引きこもり、社会参加等の問題をあわせた総合的な相談にのり、縦割行政を克服して1か所ですべての問題に対処できるシステムを設定するものである。

子どもとその家族の問題に対して支援していくために、子どもにとってケアマネジメントが必要となる状況を、子どもとその家族の立場からと、現在の社会状況からとに分けて整理してみると、以下ようになる。

(1) 子どもとその家族の立場からのケアマネジメントの必要性

従来のように、サービスをあてがわれることから、子どもやその家族がサービスを選びたいという意識が強くなっている。

複数のニーズを有していることから、従来は多くの窓口に行かなければサービスが利用できないが、できれば1か所でニーズを充足したい。

ニーズが多様化しており、個々のニーズに合致した的確な社会資源を活用したい。

地域（家庭）での支援が望める子どもが多いし、望む子どもも多い。

(2) 社会状況からみたケアマネジメントの必要性

ケアマネジメントが求められる背景には、地域支援の時代に変化してきていることが根本にある。その上で、以下のような要因が考えられる。

子どもが利用できる社会資源も徐々にではあるが多元化の傾向にあり、選択をするのに専門家からの支援が必要となっている。ここでは、行政の縦割り窓口方式が結果的に子どものサービス利用を拒んでいることが理解できる。そのため、日常支援で解決するためにケアマネジメントを位置づけることが課題になっている。

社会状況として、「自己決定の原則を尊重した制度の確立」と「子どもの生活を総合的に支援するための地域福祉の充実」を実現する手法の一つとして、ケアマネジメントは重要な位置を占める。今後の子どもの保健教育福祉施策のあり方については、子ども相談のケアマネジメント導入に際して、支援サービス供給の確保、サービス情報の提供、権利擁護の仕組み、サービス利用を支援する仕組み、サービス評価や苦情受付の仕組み、を同時に考えていく必要がある。また、子ども相談および支援のケアマネジメントを実施できるシステムづくりが不可欠である。

3) 子ども相談におけるケアマネジメントの特徴

ケアマネジメントはいかなる対象であろうとその基本は同じであるが、対象によって特徴は異なってくる。以下、こども相談で顕在化するであろうケアマネジメントの特徴について明らかにしてみる。

対象は「問題のある子ども」ではなく「子ども」

ケアマネジメントは要支援児童の生活を支援するものである。支援する以上、要支援児童を地域で生活する子どもとしてとらえ、そのニーズに合わせて社会資源と結びつくよう支援しなければならない。保健・教育・福祉のニーズを含めた生活全体でのニーズを把握する必要がある。子どもの場合は、保健・福祉・教育生活への参加といった社会的側面へのニーズや問題もあり、生活する子どもとして生活全体に焦点を当てたアセスメントや支援計画の作成が可能となりやすい。

目的は要支援児童とその家族の保護自立支援

ケアマネジメントでは単に要支援児童の身体的自立や心的自立を目的にするのではなく、それらを内包した生活を支援することにある。このような支援をすることにケアマネジメントの目標は置かれる。その決定は子どもやその家族にゆだねたい。

エンパワメントを支援

ケアマネジメントは、基本的には要支援児童とその家族が解決できない問題点やニーズに着目する以上、問題解決型の相談支援である。しかしながら、相談者は要支援児童とその家族ができることや努力しようとしている点に注目して支援することも重要である。こうした支援を実施することで、要支援児童とその家族のエンパワメントを促進することができる。ケアマネジメント実践のなかでエンパワメントの要素を含んだ対応を付加しやすい。

広範囲な社会資源の活用

ケアマネジメントは子どもとその家族全体の生活を支援するものであり、単に保健教育福祉のサービスを調整するだけでなく、日常生活に関わるサービスとも結びつけることになる。子どもとその家族は、日常生活に対するニーズが強く、幅広い社会資源に結びつけることが特徴となる。

以上は、子ども相談におけるケアマネジメントの基本を示した。前記の4つを発揮するケアマネジメントを確立することによって、本質をふまえたケアマネジメントになっていくと思われる。そのためにも、子どもケアマネジメントは前記を貫徹できることが不可欠である。

7. 子ども相談のケアマネジメントの今後の展望と課題

ケアマネジメントを有効に機能させるためには、実践とシステムが必要とされる。ケアマネジメントを確立するためにも、一方ではコーディネーター（ケアマネジャー）の養成が不可欠であり、他方そうしたケアマネジメントを可能にするシステムづくりが求められる。

コーディネーターの養成については、大阪府レベルで実施されることで、量的拡大を図っていく必要がある。そこで育成されるコーディネーターは、単にケアマネジメントについての知識や技術を有しているだけでなく、要支援児童の尊重、といった価値観や人権感覚をもっていることが要件となる。なぜなら、専門家と要支援児童が対等な関係で支援することで、より適切な相談支援がなされるからである。また、子ども相談のコーディネーターにはどの専門職が適切であ

り、どの専門職をコーディネーターとして研修していくのかも課題となる。

第2の子ども相談のケアマネジメントを可能にするシステムづくりであるが、要支援児童は、市町村での相談から広いサービスを利用することとしている。さらに、ケアマネジメント・システムが機能する前提として、以下の3点の確立が不可欠となる。

ケアマネジメントを実施するためには、保健教育福祉サービスが質量ともに十分そろっていることが必要である。ケアマネジメントとサービス開発は、一方が他方に影響していくものであるが、保健教育福祉サービスの充実がケアマネジメントを実施する前提条件である。

一部の子どもやその家族には、意志決定場面で何等かの支援が必要である。こうした子どもや家族へのケアマネジメントにおいて、ニーズに合致した適切なサービスの利用決定を支援していくには、支援する人の協力が不可欠となる。

ケアマネジメントにおいて、子どもとその家族が適切なサービスを選択するためには、個々のサービス内容について評価がなされることが前提となる。そのため、サービス評価とサービス内容の情報提供が求められる。

ケアマネジメント手法は、公的介護保険制度や支援費制度のためのものではなく、支援を必要としている子どもとその家族など周囲の人の生活が、より豊かで快適なものとなるよう専門家の立場からコーディネートするための一つの方法論であることを念頭においておく必要がある。したがって、ケアマネジメント手法は手段であって目的ではないのである。

以上、子ども相談のケアマネジメントが実施できるための条件について述べたが、他に求められる課題も多い。

8. おわりに

エンゼルプラン、新エンゼルプラン子ども・子育て応援プランと継続的に子ども関連のプラン・が提案され、次世代育成計画が作成されるなど、少子化社会対策が推進されている。

これらのプランや計画は、さまざまな分野での連携、協働を前提としており、厚生労働省や文部科学省は具体的な支援策を展開しようとしている。学校が何を担えばいいのか、地域や関係機関がそれぞれ何を担えばいいのか、「ネットワークとは」を考える時期に来ている。

子ども相談は、保健、教育、福祉、医療を含めた子ども分野全般にわたり、特別なニーズを持つ子どもとその家族だけでなく、健全育成の視点からすべての子どもを対象とした地域支援としての取り組みを求められている。

相談システムを考える取り組みは、フォーマルな動きだけではアンケート結果からもわかるように形骸化しやすいものである。逆にインフォーマルだけでも動きが届きにくい。地域が子どもにとっても、親にとっても過ごしやすいするためには、子どもに関わる専門職は、職種も広めていくこと、地域のボランティア等を含んでいくこと等、課題はたくさんある。行政・民間の各機関が支えあうことで子どもとその家庭を支えることができる。

個々の相談機関、保健センター、学校、幼稚園、保育所、主任児童委員などが、お互いの状況

を出しあって認識を一致させ、それぞれの機能と役割を考えることが市町村の「子ども相談システム」の課題である。

「一人で抱えこまない」は家族・子どももそして子どもに関わるすべての人への提言である。

参考文献

1. 山縣文治（大阪市立大学）2000年「家庭児童相談室で出会った親子」ミネルバ書房
2. 山縣文治（大阪市立大学）2005年「よくわかる児童福祉論」ミネルバ書房
3. 白澤政和（大阪市立大学）愛護No.452「知的障害福祉とケアマネジメント」
4. 小澤 温（大阪市立大学）2002年「福祉情報 - OSAKA」第22号（社福）大阪身体障害者団体連合会
5. 大阪府 2003年「大阪府子ども総合プラン」
6. 大阪府健康福祉部児童家庭室 2005年6月「大阪府市町村児童相談援助指針」 - 相談者のためのガイドライン -
7. 文部科学省初等中等教育局 2004年9月10日 「関係機関等の連携による少年サポート体制のついて」（通知）
8. 青少年育成第2担当参事官 2004年9月10日「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」を踏まえた取り組みについて

第 1 部

子育て支援を展開するための地域福祉活動のあり方について

～社会福祉協議会活動を中心として～

河内長野市保健福祉部児童課 **笹本育司**

1. 課題の設定

少子化の主たる要因が「晩婚化」に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という傾向が明らかになったことで、もう一段の少子化対策を進めるため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、全国の都道府県、市町村さらに従業員規模が301人以上の事業所に行動計画の策定を義務付け少子化対策を推進する枠組みが整備された。これを受けてすべての市町村は、平成16年度において向こう5年間の行動計画（以下「次世代計画」）を策定し、平成17年度は本計画の実施初年度となる。

一方で、社会福祉事業法が社会福祉法に改められ（平成12年法改正）、地域の住民が地域福祉推進の重要な担い手として位置付けされるとともに、社会福祉協議会が「地域福祉推進」を図ることを目的とした団体であることが明記された。

社会福祉協議会は、地域社会において、民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織である。

社会福祉協議会の設立目的とその果たす役割は、まさに地域の福祉活動を行う主体と一体となって地域福祉推進の中心的な役割を担い、地域の実情に応じた取り組みを自主的・主体的に推進していくことを意味している。

また、社会福祉法第107条では、地域福祉推進のため市町村が「地域福祉計画」を策定し、地域における福祉サービスの適切な利用の推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民参加の促進などを一体的に定めることを求めている。

さらに、市町村の社会福祉協議会では「地域福祉活動計画」を策定しているところも多い。この計画は、社会福祉協議会が地域福祉推進の中心的な推進役として住民や社会福祉事業を経営する方々、社会福祉活動を行う者らが相互に協力して策定し、参画と協働を具体的に進める活動計画である。

市が策定する地域福祉計画は地域福祉推進における基本的理念や必要な仕組みづくりを定める計画といえ、社会福祉協議会の地域福祉活動計画とは密接に連携して地域福祉を進めていく必要がある。

このような背景のなか、子育て支援施策を進めるにあたって、「地域との協働」は、次世代計

画推進における大きなテーマであると言える。

各市町村社会福祉協議会では、概ね小学校区を単位とする地区福祉委員会を中心に子育て中の親子が自由に交流することを目的とした子育てサロンを実施しているところも多く、今後このような交流の場が増えることで密室育児や子育て不安の解消につながり、子どもの健やかな育ちにも有効なことから、地域福祉活動と子育て支援の関係について調査・検討することで、今後の子育て支援のあり方がいかにあるべきか、地域福祉の観点から社会福祉協議会活動を中心に考察する。

2. 地域子育て支援活動を取り巻く現状

1) 次世代計画における子育て支援施策の策定状況

地域子育て支援センター事業とつどいの広場

平成16年度に策定された大阪府内全市町村の次世代計画書から、地域子育て支援センター事業及びつどいの広場事業の現状値と目標値を調べて見ると表1のとおりであった。

地域子育て支援センター事業は平成16年度においては38団体155か所で行われているが、目標年度である平成21年度では42団体244か所に増加している。また、つどいの広場事業は、平成16年度は6団体7か所であるのに対し、平成21年度目標値は38団体154か所にまで増加している。いかに府内各自治体がつどいの広場に重きを置いているかがわかる。

表1 地域子育て支援センター事業及びつどいの広場の現状値と目標値

	平成16年度（現状値）	平成21年度（目標値）
地域子育て支援センター事業	155か所	244か所
つどいの広場事業	7か所	154か所

（大阪府内43市町村）

社会福祉協議会関連の実態把握

ほとんどの市町村が、「地域における子育て支援」という表現で「地域との協働」を目標にしている。地域における人間関係の希薄化が近年の課題として取り上げ、人と人とのつながり、助け合い、支えあいなど地域福祉活動を意識し「地域との協働」が次世代計画における大きなテーマであることがうかがえる。

このようなことから、次世代計画において社会福祉協議会関連の実態把握がどれくらい行われているかを調べてみた。

内容的には、校区福祉委員会活動、民生児童委員や主任児童委員の活動、子ども家庭サポーター活動、ボランティアの育成、子育てサロン活動、小地域ネットワーク活動などの実態把握がなされているが、次世代計画書に表現されている市町村は8団体と少ない。また、次世代計画における今後の施策として表現している団体数も15団体と府内43団体の約1/3にとどまっている。

2) 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定状況並びに社会福祉協議会活動状況について

地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定状況並びに大阪府内市町村社会福祉協議会の活動状況については、平成17年度市町村社会福祉協議会概況一覧（大阪府社会福祉協議会発行）に詳しく掲載されている。この資料をもとに、必要なデータを抜粋し、整理したのが表2である。

表2 大阪府内市町村の状況（大阪市を除く）

項 番 号	団 体 名	地域福祉活動計画				社会福祉協議会の児童・青少年事業		ふれあい いきいき サロン数	子 育 て サロンの数
		地域福祉 計 画 策定	策定済	策定中	予定あり				
	堺市					小地域ネットワーク活動	ファミリーサポートセンター事業	169	・
	岸和田市					小地域ネットワーク活動		170	6
	豊中市					小地域ネットワーク活動 子育てサロン		71	28
	池田市						ファミリーサポートセンター事業	15	12
	吹田市							65	24
	泉大津市					子育てサロン		45	・
	高槻市	策定中			(h18・)	子育てサロン	青健協育成会	59	10
	貝塚市					小地域ネットワーク活動 子育てサロン	青少年問題協議会	55	0
	守口市					世代間交流		19	・
	枚方市					子育てサロン	チャイルドシート貸出し	494	15
	茨木市					世代間交流	ボランティアへの支援	32	6
	八尾市					小地域ネットワーク活動		33	・
	泉佐野市				(h18・)	小地域ネットワーク活動		79	5
	富田林市						ボランティアへの支援	33	・
	寝屋川市					小地域ネットワーク活動 子育てサロン		95	5
	河内長野市	策定中				子育てサロン		78	7
	松原市					小地域ネットワーク活動 子育てサロン	ボランティアへの 支援	18	3
	大東市					子育てサロン	児童クラブの運営	53	・
	和泉市					子育てサロン		102	6
	箕面市					子育てサロン	学童保育 ファミリーサポートセンター事業	61	11
	柏原市				(h18・)	子育てサロン	ファミリーサポートセンター事業	46	3
	羽曳野市						保育所運営 ボランティアへの支援	・	8
	門真市					子育てサロン		39	6
	摂津市					子育てサポーター	ファミリーサポートセンター事業	25	・
	高石市							25	・
	藤井寺市				(h18・)		ボランティアへの支援	41	・
	東大阪市					子育てサロン	玉串保育園事業 ファミリーサポートセンター事業	259	2
	泉南市				(h19.3)	子育てサロン	ボランティアへの支援	39	5
	四条畷市					小地域ネットワーク活動		16	・
	交野市					子育てサロン		17	15
	大阪狭山市					小地域ネットワーク活動		30	0
	阪南市					子育て支援活動	世代間交流事業	19	5
	島本町				(h17・)	小地域ネットワーク活動 子育てサロン	世代間交流事業	27	・
	豊能町						ボランティアへの支援	18	1
	能勢町	策定中				世代間交流事業		44	・
	忠岡町							3	・
	熊取町						青少年健全育成事業	23	5
	田尻町					小地域ネットワーク活動		0	・
	岬町							42	・
	太子町					小地域ネットワーク活動		20	・
	河南町	策定中			(h18・)			5	0
	千早赤阪村							2	1
	計	27	14	11	7				

注)平成17年度市町村社会福祉協議会概況一覧（大阪府社会福祉協議会発行）より
ただし、項番号 子育てサロン数については、各市町村社協へ照会し回答を得た。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の策定状況

地域福祉計画は社会福祉法に基づき市町村が策定する地域福祉推進に関する基本理念や施策の方向を定める計画であり、地域福祉活動計画は社会福祉協議会が推進役となり地域住民や各種団体と協働して地域福祉活動を具体的に進めるための計画である。

この二つの計画の策定状況については、表2のとおり地域福祉計画は、27市町村で策定済みであり、4市町が平成17年度で策定中という状況である。

一方、地域福祉活動計画は、策定済14、策定中11、予定あり7という状況であり、それぞれ二つの計画策定は約30の自治体で取り組まれている。

社会福祉協議会の児童関係事業と、「ふれあいいきいきサロン」、「子育てサロン」の状況

社会福祉協議会の活動は、どちらかという老人福祉関係の事業が多いが、最近は児童関係の事業も徐々に増加しつつある。表2の項番号 にあるように小地域ネットワーク活動や子育てサロンが多くの自治体で行われている。また、ボランティアへの支援活動の取り組みも多い。さらにファミリーサポートセンター事業を行っているところも6か所ある。変わったところでは、保育所や学童保育の運営を行っているところもあった。

ふれあい・いきいきサロンはお年寄りの交流のための広場事業であるが、項番号 のとおり各自治体とも非常に多くのサロンを実施している。これに比べ、項番号 子育てサロンは、まだここ2～3年前からの取り組みらしく各自治体とも活動数は少なかった。また、子育てサロンについては、立ち上げの段階といえる。

3. 地域子育て支援施策推進にあたって押さえておきたいポイント

1) 各計画の相互連携について

次世代計画、地域福祉計画、地域福祉活動計画の3計画の策定状況を調べて気づいたが、次世代計画は大阪府内全市町村、他の2計画も約30の自治体が策定済及び策定中であるにもかかわらず、次世代計画との相互の整合性があまり感じられない。それは、社会福祉協議会関連の実態把握が府内43自治体中8自治体と少ないことから伺える。よく言われるタテ割り行政の弊害が各計画策定にも現れているのではないか。

本来、それぞれの計画が相互に連携して施策目標の整合を図っていく必要がある。

2) 「地域」の考え方について

社会福祉協議会の活動は、身近な地域における福祉コミュニティづくりを推進し、さまざまな福祉課題に取り組んでいくことにある。このため、各市では概ね小学校区毎に福祉委員会を構成し活動しているようである。また、小地域ネットワーク活動では小学校区よりさらに小さな生活圏域（自治会・町内会）のなかでの取り組みもある。

しかし、自治体が次世代計画で目標事業量を設定している子育て支援センター事業やつどいの広場は、地域における子育て支援の拠点づくりということからも、「地域」の考え方が比較的広域的な圏域を設定していると考えられる。このように、社会福祉協議会活動で設定している「地域」という圏域と、自治体が設定している「地域」とでは比較的大きな格差があると思われる。

3) 地域における子育て施策の実施主体について

次世代計画では、子どもの居場所づくりをひとつの大きな目標に掲げ、子ども同志あるいは世代間の「つながり」の形成と交流を図るため、地域子育て支援センター事業やつどいの広場事業の目標事業量が設定され、今後5年間で大幅な増加が見込まれている。この二つの事業の実施主体は各自治体であり、そういう意味で行政主体の取り組みである。また、子育ての拠点づくりとなる取り組みである。

一方、社会福祉協議会の子育てサロン活動は、地域に根ざした自主的・主体的取り組みであるため、実施主体は自ずから子育てを行っている当事者あるいは当事者集団と言える。

同じような、子育て親子の交流の場づくりの事業といっても、ここに大きな相違点を見つけることができる。

4) ボランティア活動について

ボランティアとは、自由意志に基づき自主的・主体的に社会的活動を行う者を言い、いまや、多くの人の関心事であり、教育、福祉、保健、自然保護などあらゆる領域での取り組みがなされる時代になった。また、各種ボランティアの活動が活発になるほど、それらの活動を支援するボランティアコーディネーターの役割はますます重要になる。そういう意味で大阪府内のほとんどの市町村社会福祉協議会がボランティアセンターを設置し、ボランティアの育成のため養成研修や活動支援を行い、コーディネーターとしての役割を果たしている。

ボランティア活動は、まさしく地域における自主的な活動の主体となり地域福祉推進の重要な地域資源であると言える。活動の主体としては、民生児童委員、主任児童委員、校区福祉委員会、青少年健全育成会、NPO法人などの各種団体がある。

5) 子育てサロンの実施状況について

府社会福祉協議会の資料では、お年寄りのふれあいの場をつくる「ふれあい・いきいきサロン」の数は、把握されまとめられているのに対し、「子育てサロン」の数は把握されていなかった。したがって、筆者が独自に各社会福祉協議会に照会をして調べてみたが、結果は表2の項番号のとおりであった。これからもわかるように子育てサロンの実施状況はまだまだその活動数は少ない。また、「-」の表示は、無回答であったが、おそらく未実施のところもあるのではないかと推察される。

4. 河内長野市の取り組み

河内長野市では、平成10年3月に策定した8ヵ年計画である子育て支援計画「のびのび子育てゆめプラン」に基づき、子育て支援施策に取り組んできたが、これを改定し次世代計画に引き継いだ。

子育て支援施策の現状としては、平成8年度に市立保育所で地域子育て支援センター事業を、平成9年度に幼児健全発達支援事業を開始、その後平成13年5月に新たに単独の施設である子育て支援センターをオープンし、従来型地域子育て支援センター事業、家庭児童相談事業、幼児健全発達支援事業を新センターに移管、平成14年10月からファミリーサポートセンター事業の施行を加え、子育て支援センターにおいて現在4事業を実施している。

小規模型地域子育て支援センター事業は、市立保育所1か所・民間保育所2か所で実施している。つどいの広場事業は16年度0か所であるが、次世代計画では、新規に4か所設置を数値目標に設定している。

子育てサロン活動は、市社会福祉協議会が校区福祉委員会に働きかけ、現在7か所で概ね月1回程度実施されている。河内長野市も他市と同様、子育てサロン活動はまだ立ち上がったばかりである。

その他の取り組みとしては、子育て支援センター担当者と公民館事業とがタイアップした「子育てわいわいルーム」の取り組みなども3公民館で行われている。

ただ、市の子育て関連施設である子育て支援センター、保健センター、市社会福祉協議会などが分散しており施設的に連携が取りにくいという問題がある。

5. まとめ

今日、子育てにおいて地域にはさまざまな生活課題が生まれてきている。核家族化の進展により、従来の家庭にあった世代間のつながりによる家族間の養育能力は期待できなくなってきている。また、近所づきあいが希薄化したことにより孤立・孤独の問題も顕在化している。このような社会環境の中で、子育てをする親は、養育を一人で背負い、不安感・負担感を増大させている。

このような閉ざされた環境を、どのように地域住民、社会福祉事業者、ボランティア団体等がつながり「地域における支え、支えられる関係」を構築できるかが地域福祉推進に与えられた大きなテーマである。

次世代計画では、子育て親子同志がふれあい交流できる居場所づくりを進めるため、地域子育て支援センター事業やつどいの広場事業を、目標事業量の設定が必要な主要14事業としている。この二つの事業は、運営主体が社会福祉法人やNPO法人等の福祉事業者であるとしてもどちらも市町村事業であり、行政主導の子育て支援施策であると言える。

親子が集まる広場の開催回数は、概ね週3回以上であり基本的に子育て親子が集まることのできる常設の居場所とすることができる。また、地域的には中学校区単位の設定が多く、比較的広範な地域を事業の圏域としている。したがって、子育て親子が気軽に、そして安全で安心して遊

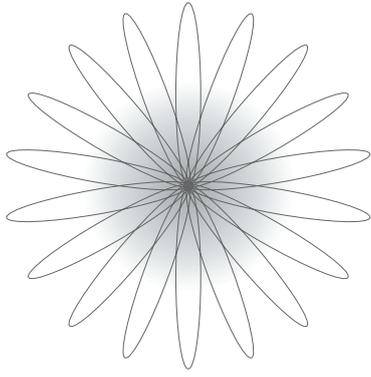
べる拠点であると言える。

一方、社会福祉協議会が進める子育てサロンは、同じく子育て親子同志の交流を目的とした活動でありながら、主として小学校区単位で構成される校区福祉委員会が中心となり子育ての当事者たちが、民生児童委員や主任児童委員、自治会、NPO法人など地域のボランティア団体と連携しながら主体的に行う活動である。したがって、活動の圏域としては、隣組的なご近所の顔が見える小地域の取り組みであると言える。また、直接的な地域のニーズから生まれる取り組みといえる。

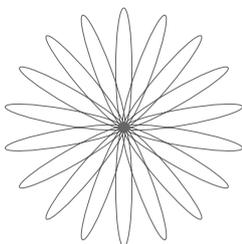
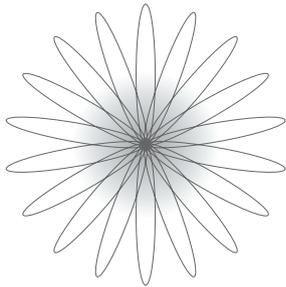
社会的にお年寄りの施策が先行してきたことから、お年寄りの集まるふれあい・いきいきサロンは、その活動数も大変多い。反対に、子育てサロンの取り組みはまだまだ始まったばかりで、活動数も少ない。ただ、子育てサロンの取り組みは、今後急激な増加が見込まれる予感がある。なぜなら、子育てをする親たちの「子どもを遊ばせたい」、「親同志交流し情報を交換したい」という地域における居場所へのニーズはますます高くなることが予想され、そこにニーズがある以上、地域の生活課題として当事者の主体的な取り組みがなされるからである。

したがって、子育てサロン活動は自治体を実施する子育て支援センター事業やつどいの広場事業などの拠点事業とともに、行政では手の届きにくいところのすきまをうめる活動として、今後ますます活発な活動が期待され、それをコーディネートする社会福祉協議会の役割も、大変重要な意味合いを持ってくると思われる。

地域福祉推進のため、中心的な役割を担う社会福祉協議会を軸として、地域住民、福祉事業者、ボランティア団体等が連携し、地域のすべての世代がふれあい、交流し、暮らしやすい福祉コミュニティが形成されていくことが期待される。



第2部 先進事例視察報告



第 2 部

少子社会における子育て・子育て支援のあり方について ～福岡県水巻町役場、子育て支援センター、ほっとステーション～

視 察 日 時	平成17年11月21日(月) 午前10時～午後12時30分
視 察 先	<p>視察場所： 福岡県水巻町役場 子育て支援センター 水巻町児童少年相談センター（ほっとステーション）</p> <p>住 所： 福岡県遠賀郡水巻町頃末北1 - 1 - 1 福岡県遠賀郡水巻町頃古賀2 - 4 - 17 福岡県遠賀郡水巻町頃古賀2 - 5 - 8</p> <p>最 寄 駅： JR水巻駅</p> <p>対 応 者： 内 山 節 子 氏（健康福祉部民生児童係長） 柴 田 かなえ 氏（水巻町子育て支援センター 保育士） 小 野 元 氏（水巻町児童少年相談センター所長）</p>
視 察 者	<p>杉 森 真理子（東大阪市教育委員会学校教育推進室） 笹 本 育 司（河内長野市保健福祉部児童課） 樋 掛 佳代子（交野市保健福祉部健康増進課） 川 上 淳 子（柏原市健康福祉部児童福祉課） 加 藤 玲 子（箕面市教育委員会子ども部こども支援課） 村 上 裕 子（豊中市こども未来部保育課しいのみ学園）</p>

（水巻町の概要）

水巻町は福岡県の北部に位置し、東は百万都市北九州に隣接し、西は遠賀川に挟まれた南北に細長い、面積11.03km²、人口約32,000人の町。町内の子育て支援関連施設としては、保育所（5か所）、幼稚園（3か所）、小学校（5か所）、児童クラブ（5か所）、中学校（2か所）の他、「いきいきほーる」や子育て支援センター（2か所）、ほっとステーション、母子生活支援施設、遠賀保健福祉環境事務所（家庭児童相談室）、図書館、歴史資料館などがある。

【視察目的】

「水巻町次世代育成支援行動計画」で、重点的に取り組まれていることについて学ぶ。また、子育て支援センターをはじめとする施設見学及び、ほっとステーションの機能性や役割について情報を得る。

【視察内容及び質問事項】

視察内容

「水巻町次世代育成支援行動計画」の概要と重要施策、子育て支援センター、ほっとステーションの運営等についての意見交換および施設見学。

質問事項

- ・水巻町次世代育成支援行動計画「すくすくのびのび子育てプラン」で重点的に取り組まれている施策と情報発信について
- ・子育て支援センターの単独事業や機関連携して行なわれている事業について
- ・ほっとステーションの設置経緯、職員構成・運営方法や他機関との連携、今後の課題について

【視察結果】

1. 「すくすくのびのび子育てプラン」の概要と基本理念

国の指針を踏まえ、平成15年度に実施したアンケート調査の結果を生かした計画であり、父親の子育て参加、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子どもの社会性の向上や自立の促進、仕事と子育ての両立支援の視点を含ませ、「水巻町児童育成計画」（平成11年度策定）との整合性を求めて、策定された計画である。

計画の基本理念は「明日へはばたく子ども達を、地域みんなで育むまち みずまき」であり、次の5点を基本目標として取り組みを進めている。

健やかな成長への支援

子育て家庭の支援

子育てと仕事の両立支援

子どもと子育てにやさしい環境づくり

子育て情報の発進・周知

2. 重点課題と具体的施策

1歳以下の子どもをもつ母親の場合7割は専業主婦だが、2歳を越えると半数を下回り、小学生では4分の1にとどまる少数派となる。子どもの身の回りの世話は、主に母親が行っており、男女協働参画の意識は低く、働く母親の子育てと仕事の両立を保育施設が支えている現状があり、父親が子育てに関わっていない家庭では、父親の存在が不安感や負担感を増長する存在である場合があることも伺える。また、“赤ちゃんを抱っこするのは初めて”という親や叱り過ぎを気にしている親も多く、3歳～4歳児をもつ人の4分の3が不安感・負担感を抱いている。そのため重点課題の中でも“親子の居場所づくり”“多様な家庭形態の支援”を重視し、「保護者同士の交流」を子育て支援センターで具体的に進めていく、また、「地域での支援体制の充実」に向け、仕事をリタイヤした子育て経験者の力・地域の方の力を借りて、子育て家庭がアドバイスを受けることのできる井戸端会議のような場づくりを進めていくなどしている。同時に子育ての不安感・負担感の解消には相談体制の充実が欠かせないことから、子育て支援センター、児童少年相談センターの相談機能の強化と周知を図っている。

さらに、地域の子育て支援機能を強化することを目的として、平成17年4月にファミリーサ

ポートセンターを子育て支援センター内に設置し、核家族・都市化を背景に対応が難しくなっている（これまでは地縁、血縁で対応できていた）急な残業や用事の際の子どもの預かりなどの一時的、臨時的な育児ニーズに対応し、会員同士で相互援助活動を行っている。

その他、町内の各小学校（5校）敷地内に学童保育を設置、定員はおおむね40～50名で、対象は、小学校3年生までだが、平成16年度より、学業休業日に障害のある児童（13歳まで）を受け入れ、学童保育「児童クラブ」の充実を図っている。

また、小学校1年生から6年生を対象に、長期休暇中（月曜日～土曜日、午前9時～午後3時まで）、指導員2人で日額300円を徴収して預かる「子どもクラブ」も学校の空き教室を利用して開設している。雨天の日の子ども達の居場所としても活用され、集団遊びの経験の場や世代間交流の場になっている。

3．子育て支援センター事業

- ・相談事業として、電話相談・来所相談の他、訪問相談を実施
- ・親子教室「親子で遊ぼう」の実施...すくすく広場（0歳児・1歳児対象）
のびのび広場（2歳児～就学前まで）
- ・子育て広場開放...随時来所
- ・園庭開放
- ・ふれあいタイム...親子の楽しい遊びを紹介・読み聞かせなど（午前・午後各2回）

上記事業の他、町内の子育て支援センター（2か所）合同で運動会の開催、体育遊びの講演会、親子エアロビクスなどのイベントを開催したり、地域の公民館（16か所）で保健師と共に育児相談を実施している。相談事業に関しては、児童相談所、児童福祉環境事務所、児童少年相談センターの相談員や「いきいきほーる」の保健師との連携を密にし、経過観察等も含め対応している。

4．水巻町児童少年相談センター（ほっとステーション）事業

- ・児童少年相談センターは、0歳から19歳までの子どもの発達段階での子どもやその家族の「あらゆる問題・相談」に対応できる相談機能や夜間休日体制をもって平成13年4月に設置され、木製（間伐材使用）手作りで建築、相談センターの愛称は子どもに募集し決定された。
- ・相談センターの職員の体制は、資格が産業カウンセラー、社会福祉士、ケアマネージャー、その他、多岐にわたり、カウンセリング理論やスキルを習得している
- ・相談件数は確実に13年度以降増加しており、相談センターとしての機能が充分活かされている。
- ・児童民生委員、臨床心理士、住宅課、支援・教育機関、福祉施設など関係諸機関と連携している。

ほっとステーション



ほっとステーション多目的



ほっとステーション相談室



【所 感】

- ・水巻町次世代育成支援行動計画「すくすくのびのび子育てプラン」は、地域の現状に即した、小回りのきく、機能性の高い具体的な施策の展開がなされている。
- ・子育て支援センターは、“親子の居場所づくり”“多様な家庭形態の支援”を重視し、「保護者同士の交流」を具体的に進めていて、広域な範囲からの受け入れや関係諸機関との連携を密にした相談体制の整備や活動等の子育て支援を行うなど、高い機能性を持っている。
- ・水巻町児童少年相談センター（ほっとステーション）は、児童福祉法の改正に伴い、児童家庭に対しての市町村行政が果たす役割について先進的な取り組みをすすめている。
- ・また、勤労体験支援のための事業所訪問や児童生徒の居場所の提供、関係諸機関との行動連携、また相談およびその体制の構築に取り組むなど、小回りの利く行政機関として、相談・ネットワーク・居場所などの各機能を十分に果たしている。

第 2 部

親育ちを視点においた子育て支援の先進事例を学ぶ ～ 城南区子どもプラザ～

視 察 日 時	平成17年11月21日(月) 午後3時～午後5時30分
視 察 先	視察場所：城南区子どもプラザ 住 所：福岡市城南区鳥飼5 - 2 - 25 最 寄 駅：別 府 対 応 者：高 山 静 子 氏（ひだまりの会）
視 察 者	杉 森 真理子（東大阪市教育委員会学校教育推進室） 笹 本 育 司（河内長野市保健福祉部児童課） 樋 掛 佳代子（交野市保健福祉部健康増進課） 川 上 淳 子（柏原市健康福祉部児童福祉課） 加 藤 玲 子（箕面市教育委員会子ども部こども支援課） 村 上 裕 子（豊中市こども未来部保育課しいのみ学園）

【視察目的】

- 1．実際に開催されているつどいの広場を見学し、親育ちを支援する親子にとって心地よい空間とはどのようなものかを学ぶ
- 2．行政が子育て支援に携わる上で必要なことを学ぶ

【視察内容及び質問事項】

- 子どもプラザの見学
- 職員構成について
- 市から事業を委託されるまでの経緯
- 法人化されなかった理由
- 行政に対して希望すること
- 子育て支援において考えられること

【視察結果】

1．子どもプラザの見学

城南保健福祉センター2階、会議室を利用。フローリングの室内は、畳やカーペットで、ままごと・絵本・積み木・赤ちゃん・情報等のエリアに分けられ、仕切りを兼ねたように子どもの背丈程の棚が置かれていた。おもちゃは、牛乳パックで作られた積み木や、利用者の父親が作ってくれた木のキッチンセット等手作りのものが多い。収納もおもちゃ箱ではなく、棚にき

れいに並べられていた。テーブル類も子どもが使うのに丁度良い高さのものが使用され、ランチタイムも設けられていた。段差のあるところには、柔らかいマットを敷く等、安全面の配慮もみられた。

利用料金は、ノンプログラムで市から委託金をもらっているため、無料。以前開設していたところで、途中から100円利用料を徴収したところ、本当に来て欲しいと思っていた心配な親子が来られなくなったこともあり、無料にしている。

2. 職員構成について

専任スタッフは、3人（元企業で栄養士・元幼稚園教諭・高山氏（保育士））で、それぞれ月・金、火・木、水・日に従事。短時間としては、10時～13時、12時～14時、14時～16時の2時間交代制で、19人のスタッフが従事。スタッフは、ほとんどがスカウト制で、高山氏が以前、保健所主催のサロンで保育士をしていた時に手伝い・ボランティアに参加された方である。

他のサロンでは、多様な方をスタッフに入れるところも多いが、城南区子どもプラザとしては、まず、子育て支援の機能を果たす事を目的としているので、支援の機能を果たせない人は、ボランティアであっても採用しない。ボランティアにも一定の基準を設け、その基準をクリアした人のみを親の直接支援にあたってもらっている。子育て支援者養成講座は行わず、採用し経験を積んだ上で研修を行っている。

3. 市から事業を委託されるまでの経緯

平成10年、子育て支援者養成講座を修了したメンバー7人で地域の中に親子の居場所を作りたいと「ひだまりの会」が創設。

平成11年、堤公民館でひだまりサロンを開始。その後、利用した保護者が各地域でサロンを開く形で、福岡県内外へ広がる。その間、市職員へ子育て支援の必要性の講座やワークショップ、子育て支援の必要性を訴える冊子を製作し、行政職員へ配布。

平成13年5月～平成15年3月、モデルサロンとして、幼稚園の空き教室で「わいわい子育てスペースひだまりん」を2～3回/週開設。運営資金不足のため、閉鎖。

平成15年4月～平成16年9月、「わいわい子育てスペースひだまりん」で使用した物品とともに、城南区保健所会議室に「ほっとサロン」を金/週開設。保健所雇用の保育士として雇用される。

平成16年、福岡市がつどいの広場事業開設決定で、運営団体を公募するにあたり法人化勧められるが、固辞。任意団体のまま運営団体に応募。ひだまりの会が、委託決定となり現在に至る。

民設民営から公設公営、そして公設民営という経緯をたどられ、公設公営では、意欲や熱意を持っていても、がんじがらめのシステムで、力が発揮できないと述べられていた。また、ひだまりの会が、行政に認めてもらえた理由の1つは、今の子育ての現状を何度も文章にして、

行政の関係窓口に配布した事である。行政職員は、異動がある。引継ぐ場合も文章で残っていると伝えやすい。現場の人間は文章力が弱いので、行政に文章で訴える力が必要であるとも述べられていた。

4．法人化されなかった理由

法人化すると事務処理が大量となり、その処理をする人を雇用する人件費が必要となるが、予算的に無理な状態。「つどいの広場事業」の国の基準の補助額は、550万円位だが、事務処理費は含まれていない。また、会員の募集や、総会を開催する必要性が出てくるため、なるべく運営に力を注がずに親への支援に力を入れて行きたいとの思いから法人化されていない。

5．行政に対して希望すること

市の担当課の中でも子どもプラザの事業の意義を理解していない人がいる。公務員は、自分の子をすぐに保育所に預けていることが多いので、地域で子育てをしていく辛さが理解されにくい。官民共通理解あつての協働なので、協働できない。子育ての大変さを理解して欲しい。また、丁寧なフォローが必要な親子を送れる適切な専門の支援センターが存在せず専門相談を紹介したところ、余計に悪化したこともあった。また専門職が子育ての知識がないために育児不安を生み出しているケースもある。専門職には、専門性を高める研修を実地して欲しいとの事。

6．子育て支援において考えられること

6 - 1：施し支援をやめよう！

子育て支援において、何かを与えることが、支援と勘違いしている現状がある。2年間高山氏は、育児サークルをまわって、手遊びを教えていた時期があった。しかし、子どもとの関わり方を知らない母親が来て自然な遊びを教えず、不自然な手遊びや親子遊びを教えることによって、親の育児負担を増やしていると実感された。親子遊びの教室等に来た親は、一時的に元気になるが、本当の意味での元気にはならない。家でできる、子どもに対する自然な関わり方、家庭での遊び方を親に伝えていかないと親のためにならないとの考えから、ノンプログラムのつどいの広場型にされた経過がある。サロンに来た親子は、年齢に応じて子どもとの適度な距離を保てるようになっている。子育て支援とは、親育ち・子育て・関係育ちである。当事者の力量形成を求めたエンパワメントの支援である。子育て支援者の意識も、親と子の主体性を尊重し、子育ての日常を豊かにできることに変わっていく必要がある。

6 - 2：年齢の時期に合わせた子育て支援を！

地域の子育て支援として、預かり型・教育型・情報提供型・相談型・居場所交流型・訪問型・また子どもだけで安心して遊ばせられる環境ではないので、レスパイトケア的な保育方支援等様々な支援があっても良い。(ただし、預かり型は子育て支援ではなく、女性の就労支援

である)しかし、年齢的にも3歳以下と3歳以上で支援の内容が違ってくる。0、1歳時期は見よう見まねの体験型学習の効果が高い。2歳以上になると体験型学習は効果が低くなる。幼稚園の保護者は就学に向けていかにわが子を伸ばそうかと考えているため、講座型でノーテレビデーや、睡眠・食育のテーマを受け入れやすい。小学校以降では親向け講座はよほど熱心な親しか参加されず、逆に不登校など深刻なテーマが求められる。年齢的に小さい児へは、地域の人間が予防的に関われるが、大きくなってくると専門性が必要になってくると考えられる。その時期に合わせた子育て支援のメニューが必要である。

【所 感】

城南区子どもプラザに入室した瞬間、部屋に置かれている1つ1つにとっても温かみを感じた。子どもの目線と親の目線とで、物品の置くものも何気なく配慮されている。自分の市にもこのようなつどいの広場があればどんなに親も子ども元気になれるだろうかと思った。ひだまり通信というものを発行されており、子どもへの関わり方をとてもわかりやすく説明されている。自分のところでも親に配布したい位の内容であった。「団体は小さく、フットワークは、軽く」という、これから子育て支援をする団体への支援も実施されており、本当の意味での子育て支援の意義を理解して活動できる団体が後にも色々なところで続いていくことは素晴らしいと感じた。親子遊びが中心の教室運営が多い中、これでは親が育っていないのではないかという疑問は自分自身も抱いていたが、今回高山氏のお話を聴き、親が子どもとの関わり方を自然に獲得できる、親と子の主体性を尊重する内容に変えていく必要があると痛感した。自分自身も現場の人間なので、直感で動くことがあるが、周囲に本当の意味での子育て支援とは何かということ、文章化して伝えていきたい。

城南区子どもプラザの看板



城南区子どもプラザの赤ちゃんエリアと情報コーナー



城南区子どもプラザのイメージ



城南区子どもプラザのママごとエリア



城南区子どもプラザの絵本棚



第 2 部

福岡市における地域子ども育成事業について

～福岡市こども未来局こども部こども未来課～

視 察 日 時	平成17年11月22日(火) 午前10時～午後12時
視 察 先	視察場所：福岡市こども未来局こども部こども未来課 住 所：福岡市中央区天神1 - 8 - 1 最 寄 駅：福岡市地下鉄「天神駅」 対 応 者：徳 永 憲 一 氏(こども未来課こども育成係長) 和 田 貴美子 氏(南区地域振興課 こども育成調査アドバイザー) 上 野 直 美 氏(城南区地域振興課 こども育成調査アドバイザー)
視 察 者	加 藤 玲 子(箕面市教育委員会子ども部子ども支援課)

【視察目的】

社会全体として、地域教育コミュニティの活性化または再構築の必要性が唱えられて久しいが、個人のライフスタイルや価値観が多様化するなか、一長一短には実現困難な課題である。また、従来はその役割を担っていた地域の青少年育成団体においても、長い歴史をへて、おそらく多くの団体が活動等に関し課題を抱えている。そのようななかで真っ向から「地域の育成団体の活動の活性化」と「地域の子どもの育む力の再生」を目指して取り組んでいる福岡市の事業展開とその成果等について、実際に携わっている職員から話を聞く。

【視察内容及び質問事項】

福岡市は、地域における子どもの健全育成のための環境づくりを推進することを目的に、平成14年度から「地域子ども育成事業」を本格実施している。この事業は、「地域の大人全体で、子どもを育てるという意識づくり」「特定の人だけでなく、少しでも多くの人に関われる仕組みづくり」「大人同士、子ども同士、大人と子どもがふれあう機会づくり」という考え方をもとに、具体的には、(1)研修講師派遣事業、(2)遊びの達人派遣事業、(3)子どもの夢応援事業及び(4)育みネット支援事業を柱に、各区に「こども育成調査アドバイザー」を配置して進めている。

- (1) 「地域子ども育成事業」の実施理由
- (2) 4事業の利用状況と効果(地域や団体の変化)
- (3) こども育成調査アドバイザーについて
採用方法、身分等及び業務内容、研修、アドバイザー間の調整方法等
- (4) 研修講師派遣事業における講師や遊びの達人派遣事業における達人の確保の状況及び方法
- (5) 子どもの夢応援事業実施に関し、子どもたちへの働きかけ等の有無及び方法

【視察結果】

(1) 地域子ども育成事業の実施までの経緯

福岡市は144小学校区（分校1）に、公民館を144か所設置しているが、児童館がないため、平成5年に子どもの活動拠点を求めて全小学校区に児童館を設置するよう請願があった。しかしながら、ハードの整備は困難であるため、ソフト事業で地域の子どもの活動場所をつくる方針となり、平成10年から平成13年まで7区の7小学校区で「地域子ども育成事業」のモデル事業をおこなった。福岡市では、従来からさまざまな育成団体が活動をおこなっていたものの、縦割り組織でマンネリ化した活動、役員等の担い手の不足等、多くの課題を抱えていたが、モデル事業を実施し、大人同士のつながりをつくり、地域の人々が主体的に子どもの問題を考え、現在の取り組みの内容・進め方を見直した結果、子どもや子育てに関する意識の深まりがみられた。よって、この事業を平成14年度から全区に本格的実施し、平成14年9月に「こども育成調査アドバイザー」を採用し、7区の地域振興課等に配置した。

福岡市子ども総合計画（次世代育成支援福岡市行動計画）にも位置づけられ、目標事業量として平成22年度末までに育みネット設置数115校区を目指している。

(2) 事業の内容、利用状況や及び効果（地域や団体の変化）

育みネット支援事業

校区内で子どもの育成活動を支えている団体の関係者が集まり、子どもに関して自由に意見交換をする「子どもについて語る会」を開催するなど、ネットワークづくりを支援する事業であり、地域子ども育成事業の要となる取り組みである。

毎年各区2校区ずつ募集した校区の支援を3年間に限って実施するものとし、指導助言を行う「こども育成調査アドバイザー」を2年間派遣し、校区の育成活動の見直しの方向性を検討し、具体的な活動計画を策定し、実施し、反省会を行うという活動を繰り返しながら、ネットワークの定着を図り、最後の3年目は自立のためのフォロー期間としている。また、具体的な取り組みにあたって、研修講師の派遣や必要な物品の現物支給等を行う。

平成17年3月までに29校区で立ち上がっており、3年間の事業終了後も、市の支援の有無に関わらず地域のネットワークづくりはしなければならないという意識付けが確実に形成されるよう取り組んでいる。

研修講師派遣事業

子どもの健全育成を推進する団体が、大人の意識の向上や指導者の能力アップを図る目的で開催する研修会等に1団体年1回に限り、市が講師謝金を負担し、研修講師を派遣する。

平成17年度派遣実績（11月22日現在） 8件

遊びの達人派遣事業

子どもの健全育成を推進する団体が、地域の子どもたちを対象とした集団遊びや大人と子どものふれあいを高めることを目的として開催する活動に1団体年2回に限り、市が講師謝

金を負担し、指導者を派遣する。指導者については市で実施している「遊びのサポーター養成講座」の修了者をジャンル別に登録している。

平成17年度派遣実績（11月22日現在） 19件

子どもの夢応援事業

小中高校生を中心にした子どもの団体などが企画・立案したユニークで自主的な活動に対し、活動経費の2/3以内で6万円を上限に補助している。

平成17年度派遣実績（11月22日現在） 25件

但し、当初は中高生の子どもグループを想定し企画した事業であったが、助成金の申請団体の代表者は成人とするという条件や中高生自身に情報が伝わりにくいせいも、実際には子ども会育成連合会等の利用が多い状況となっている。

(3) 子ども育成調査アドバイザーについて

身 分

福岡市嘱託員（特別職非常勤職員）、任用期間1年（再任用は2回まで）

勤務時間は原則週5日（27時間30分）で、平日夜間、土日及び祝日の勤務が前提

報酬は月額支給で、年次有給休暇、社会保険の適用あり。

採用方法

公募による採用試験（1次試験は筆記、2次試験は面接や討議等）

応募資格には、子どもの育成に関する地域活動や団体活動の指導者として3年以上の経験があること、日本レクリエーション協会の公認指導者としての資格を有することなどが含まれている。

業務内容

通常は各区役所の地域振興課に勤務し、主な業務内容は次のとおりである。

- * 各校区巡回による子どもの育成活動の実態調査
- * 育みネット支援事業実施校区への支援業務
- * 子どもの遊びや活動の場づくりの支援
- * その他事業を推進するために所属長が必要と認めたもの

具体的には、4事業を周知するための地域独自のチラシの作成や配布、地域子ども育成事業や地域での子どもの健全育成に関わる講義資料を作成したり、アドバイザーニュース等を編集発行し、地域や小中学校、関係施設等で配布している。

また、各区地域振興課の職員としての業務があり、区によっては子育てサロン等を訪問したり、区の青少年育成協議会の事務局として会議や事業を運営しているアドバイザーもいる。また、夜間や土日には地域の育成団体の活動を訪問することも度々ある。

アドバイザー間の調整方法等

月1回、全区のアドバイザーが集まり、こども未来課職員とともに定例会を開催している。

研 修

特にアドバイザーのみを対象とした研修はないが、これまでにない業務の職員であるため、定例会後にアドバイザーが自主的に研修会をもち、情報交換や互いのアドバイスをしあっている。

(4) こども未来課職員の役割

- * 月定例会の開催
- * 事業実施に係る調整業務
- * 予算決算事務及び会計事務（平成17年度予算 約3,800万円（人件費込み））
- * 子どもの夢応援事業にかかる助成金交付の審査委員会の運営
- * 全市的な広報・情報提供に関すること
- * 遊びの達人派遣事業及び研修講師派遣事業にかかる指導者等への派遣依頼や決定事務

【所 感】

数十年前に官主導でできた育成団体はそれぞれ頑張っているため、地域子ども育成事業を始めた当初は、自らの団体の問題点や地域全体の課題に気付かず、育みネットの必要性を感じない団体も多くあったようである。そこに経験豊かなこども育成調査アドバイザーがさまざまな団体に顔をだし、コミュニケーションをとりながら話をしていくなかで、団体自らが気づき、校区で育みネット事業を申請していったという経過を聞き、あらためて子ども育成調査アドバイザーの存在の大きさを感じた。区役所内において「地域の情報はこども育成調査アドバイザーに聞け」という存在になっているアドバイザーもおられるようである。一つの地域教育コミュニティにきちんと向き合う役割をおった専門職員の必要性は理解できるが、その有効性や対費用効果、他事業との優先順位等を考えると、恐らく多くの自治体は行政が直接担うことにためらいを感じていると思うが、福岡市の取り組みには今後も注目していきたい。

また、アドバイザー自身から聞いた意見であるが、ネットワークづくりそのものには育みネット事業さえあればいいように見えるが、他の3事業がネットワークの必要性に気づききっかけとなり、相互に補完しながら地域子ども育成事業が成り立っていることが理解できた。

既に育みネットの支援期間が終了した校区もあるので、変化を尋ねたところ、「子育てしている母親の現状と、地域の支援団体の活動状況の差が、実施前と後では明らかに縮まってきたように感じる」という担当者の言葉に事業の効果を感じた。

最近では市民活動団体の活躍が目覚ましい一方で、従前の社会教育関係団体（青少年育成団体）の組織は硬直化し時代のニーズに対応できていない面が表れてきている。しかし、社会教育関係団体が長い歴史のなかで築いてきた経験と地域における影響力、これまで果たしてきた役割の大きさは計り知れないものがあり、これらの団体の今後のあり方を見直していくうえでも、福岡市の取り組みには参考となる点が多く、視察者自身の業務と関連して大変興味深いものとなった。

第 2 部

地域の特色を生かした子育て支援について

～社会福祉法人 勝山園 勝山保育園～

視 察 日 時	平成17年11月22日(火) 午後1時30分～午後4時30分
視 察 先	視察場所：社会福祉法人 勝山園 勝山保育園 住 所：山口県下関市秋根新町12 - 12 最 寄 駅：新下関駅 対 応 者：中 川 貞 代 氏（理事長兼園長） 中 川 浩 一 氏（副園長）
視 察 者	村 上 裕 子（豊中市こども未来部保育課しいのみ学園） 桶 掛 佳代子（交野市保健福祉部健康増進課） 川 上 淳 子（柏原市健康福祉部児童福祉課）

【視察の目的】

施設見学及び支援事業の実際を見学することで、地域の特色を生かしたサービスの展開や保護者のニーズに合わせた取り組みを学ぶ。

【視察内容及び質問事項】

- ・子育て支援センターの運営や事業内容について。
- ・地域のネットワークの拠点であり、虐待ネットワークの事務局として、活動されている経過について
- ・他機関との連携とその現状
- ・実践されている中での問題点と課題
- ・行政との関係の中での課題

【視察結果】

1. はじめに

勝山保育園は、元小学校教諭で幼稚園での経験もある園長が、人間の基礎を築く乳幼児の保育の重要性を感じ、福祉事業として昭和55年4月、地域で愛される保育園を目指し開設された。

駅から近く、新興住宅地の一角で、屋根や外壁には虹や動物などが描かれ、明るい雰囲気です。遊具や整備の整った保育園である。

「子育て支援」とは、子育て中のお母さんが元気になってわが子と向き合うことができるか

どうか子育て支援の一番のポイントであるとの視点のもと、勝山保育園では独自でアンケート調査を行い、次の3点に着目し支援を行っている。

子育てに喜びがもてる取り組み
気軽に集える井戸端会議的な場づくり
手軽でしかも専門性をもった相談窓口
お母さんのリフレッシュ

勝山保育園のモットー 「強く・正しく・のびのびと」

- ・心身共に健康。
- ・基本的な生活習慣を身につける。
- ・創造力の芽を育てる。

保育方針

1. 自分の考えをはっきり言える心身共にたくましい人の育てる。
2. 思いやりをもって誰とでも仲良く遊べるように育てる。
3. 正しいことは、勇気をもってやりぬく実行力を育てる。
4. 規律正しく約束を守り、自分のことは自分でできるけじめのある人に育てる。
5. ひとりひとり個性を大切に、遊びの中から豊かな創造力を育てる。

2. 地域子育て支援センター「つくしんぼ会」の取り組み

○子育て相談室

- ・テレフォン・サポート（電話相談）
 - 月曜日～金曜日 9：00～17：00
 - 土曜日 9：00～15：00
- ・トーク・サポート（面接相談）
 - 事前に電話予約の上、親子で来園、面談
 - 基本的には毎週水曜日（相談者の都合に合わせて対応可）
- ・訪問・サポート（訪問相談）
 - 希望者について実施
- ・メール・サポート（メール相談）

多様な体制で相談者の側に立った柔軟な対応を心がけている。

そんな中でも、メール・サポートは顔の見えない人からの相談なので、特に神経を使い対応を行っている。

○育児講座及び子育てサロンの実施

「つくしんぼの会」は登録制で、現在6グループ体制で100組の親子が会員になっている。

・つくしんぼ教室

6グループ全員の親子が参加できる教室で育児講座や季節の行事（七夕会、運動会、いもほり遠足、クリスマス会、豆まき、お別れ遠足等）また、保育園の行事にも参加できる。

・ワイワイプラザ（グループ別あそび）

週1回（10：00～12：00）

決まったメンバーで少人数での遊びが楽しめるので、参加者もリラックスし母親同士の交流も深まっている。

・スマイルひろば（年齢別あそび）

週1回（10：00～12：00）

グループの枠を超え、同じ年齢の子どもとそのお母さんが集まって親子遊びやトークが楽しめるように設定している。

・園庭開放（毎日）

○出張子育て支援

- ・地域の子育てサークルを支援するため、出張で遊びの提供や子育て相談を行っている。
- ・市保健所主催の乳幼児相談や教室等の支援を行っている。
- ・市主催のキッズフェスタに出張支援を行っている。

○地域との連携

現在多くの事業を実施。地区担当の市保健師、地域の民生児童委員、母子保健推進委員、育児ボランティア、市社会福祉協議会、市こども課など多くの機関や関係者との交流を深めてきた。そんな中で、よりたくさんの親子と関われるようになり、より深い子育て支援ができるようになった。地域の人にも理解を得られ、ボランティアとしてサポートをしてもらえるようになってきた。そんな中で地域の子育て情報が入るようになった事が大きなメリットである。

今後地域の関係者に期待することは...

- ・まずはボランティアとして
- ・とにかくお母さんを元気に
- ・お母さんの社会的親に
- ・在宅のお母さんといっしょ

という視点で支援して欲しい。

○子育て支援のもう一つの観点

目の前にいる、こども、お母さんへの支援及びその家族への支援〔ちっちゃな支援（個々へ

の支援)〕からはじまり、親子が会おう仲間作り(サークル)、また、関わる機関、施設、地域への支援。そして家族のある地域社会への支援〔おっきな支援(つなぐ)(ささえる)〕に広がり、更にこれまであまりなじみのない、教育、福祉、医療、行政、などの関係をつなぎ、総合的に子ども、親、家庭、地域全体を支えていく。〔さらにおっきな支援〔子育てネットワークづくり〕〕が必要となってきた。

3. 「子どもなんでもネットワーク下関」の取り組みについて

これまで子どもに関係する人たちは、それぞれの分野単独で問題を協議し、対策を検討し、実行することが多く、お互いの事業や活動内容などの情報交換をする場がなかった。お互いの連携がなければこれらの事業も生かされず、それぞれの機関の機能も生きてこない。そこで子どもたちに関するあらゆる問題に対して意見交換をする場が必要と考え、下関小児科医会の呼びかけで立ち上がった。最初は個人的なつながりの中から交流がはじまり、同じ思いを持った仲間が増え、その人が所属するグループや団体が加わり更に輪が広がっていった。

[対象]

18歳以下の子ども(お腹の中の赤ちゃんも含)とその子どもに関わる全ての個人、団体(グループ)、職種や職責は問わない。

[会員構成]

小児科医・精神科医・大学講師・教諭・養護教諭・フリースクール・保育士・看護師・臨床心理士・指導員・児童文学者・子育て支援サークル代表・CAP下関・少年補導員・子育てサークル・学生・お父さん、お母さん等

[運営]

会費 年1,000円 総会 年1回

現在会員数 グループ29団体 50名

会の運営は別に世話人を決めて行う。

世話人より代表及び事務局を置く。

代表 フリースクール下関代表 石川 章

事務局 勝山保育園副園長 中川 浩一

[活動内容]

月に1回の勉強会もしくは世話人会

日時 月1回(第2火曜日 19時~)

場所 市内の公民館

目的

- ・単に知識や技術の習得を目指すものではなく、お互いのことをサポートするための勉強会であり、また、お互いの事業展開を紹介し、相談力を高める。
- ・情報交換及び意見交換の場
- ・情報発信及び情報提供の場

こどもフォーラムの開催（年1回）

目的 より多くの方に、本ネットワークを知ってもらう。

参加者 ・育児支援に携る人、子ども及び子育てに興味がある人、一般のお父さん、お母さん

内容

みんなの会（講演会）とべつべつの会（分科会）が行われ、毎年テーマや年齢が偏らないよう、著名な講師を招き好評である。また、分科会では医療と保健、保育と心理、教育と心理、CAPの大人セミナーなどのテーマに基づいて進められている。

そして、子どもフォーラムのもう一つの目玉が「みんなのフリーマーケット」である。内容は、子どもの子どもによる、子どものためのフリーマーケットで、1店3～7人（3才～中学校1年生）、毎年18～25組位の出店があり、手づくりの物や古着、不要品など商品の制作からレイアウトまで、子どもたちが企画し、商売の難しさやお金の大切さを学ぶ機会となっている。

子どもたちへの約束事は、商品は一品500円以下 出店ごとの売上げは1割を世界の子どもたちに寄付すること（イラク、アフガニスタン等）である。また、子どもたちが楽しめるようゲームコーナーや託児もあり、ボランティアや大学生と一緒に手伝ってくれている。

その他

- ・ホームページで活動内容とメーリングリストによる事務連絡
- ・会報の発行
- ・他行事、他事業協力

[ネットワークの効果]

- ・様々な職種の人と知り合えた。
- ・子育て支援する側の支えとなり、自信をもって相談やサポートできるようになった。
- ・他の専門的なケアを要するケースの時に紹介できる相談窓口が増えた。
- ・個々の取り組みや問題点、苦勞などの話を聞く事により自分では見えていなかった子育て視点を発見したり、意識の啓発に役立っている。

[今後の展望と課題]

当初の目的である会員同士のネットワークはある程度できあがったが、個々への広がりはいくらかのように思う。その広がりを作るためにオープン参加で誰でも自由に参加できる勉強会をスタートさせ、毎回新しい顔が増え、着実に広がりつつある事を実感する。

一方、フォーラムを組み立てるのに、世話人としての負担は大きく、同様に本ネットワークを立ち上げた経緯から、下関市小児科医会の先生方のオーバーワークも懸念される。少しずつ広がりはあるが、輪番制で役割が担えるようになるまではもう少し時間がかかりそうだ。

[まとめ]

虐待の問題や、難しい家族へ働きかけるは方法として、地域の子育てに関わる人や機関のネットワークの重要性を痛感する。

個々だけでは背負っていけないようなケースも他につなげていく事でもっと専門的なあるいはトータルのケアや関わりができる場合もある。子どもや家庭をより大きな輪の中で支えていける「子育てネットワーク」は虐待防止や難しい被虐待児への対応あるいは気になる子どもや不登校、非行の子どもへの対応等にも大きな力を発揮し、個々の事業展開の強力なバックボーンとなりうる。また、ひとりの子どもが大人へと成長するまでにどれだけの人が関わったか、その関わる人が多ければ多いほど、子どもにとって幸せである。その一番後ろで、大きく手を広げて「子ども」や「家庭」に支えていけるネットワークになればと思う。

【所 感】

- ・勝山保育園に一步足を踏み入れた瞬間から、懐かしい場所に帰った様な気持ちになり、園長先生はじめ、スタッフの方と話しているだけで、ほっとでき暖かさが伝わってきた。この雰囲気の中で地域の親子を包み込むように迎え入れていたので、安心感があり又支援の輪が広がっていく事が実感できた。「子どもにとって最大の教育環境は、教師自身である」という視点のもと、子ども達一人ひとりを大切にし、保育してこられているのがよくわかった。
- ・変化していく目の前の保護者への（今だけ）に支援するのではなく、次世代を見通した広い視野に立った支援を着実に積み重ね、地域に信頼を得ている。
- ・「子どもなんでもネットワーク下関」の取り組みは、自園の経営や発展だけでなく、子ども、保護者と接している中で、回りの地域社会との関わりがないと健全に育っていく事はできないことを実感し、回りに働きかけながら、現在のネットワークが出来てきた事がよくわかった。
- ・今後、市の関係機関との連携を密にし、それぞれの役割を明確にしながら支援展開していく事が、より効果的な支援になっていくように思う。

第 2 部

山口県下関市社会福祉協議会の子育て支援活動について ～山口県下関市社会福祉協議会～

視 察 日 時	平成17年11月22日(火) 午前10時～午後12時
視 察 先	視察場所：下関市社会福祉協議会 住 所：下関市貴船町3丁目4番1号（下関市社会福祉センター内） 最 寄 駅：JR新下関 対 応 者：西田氏（社会福祉協議会地域福祉課長）
視 察 者	笹 本 育 司（河内長野市保健福祉部児童課）

【視察目的】

地域における子育て支援事業を今後どのように発展していけばよいのか、地域福祉活動に重要な役割をしめる社会福祉協議会のあり方や活動をとおしての考え方を学ぶ。

【視察内容及び質問事項】

- ・社会福祉協議会の設立目的や変遷、役割
- ・地域福祉活動計画について～第2次下関市地域福祉活動計画（社協アクションプラン2003）について
- ・社会福祉協議会が実施している子育てサロンの実施状況

【視察結果】

1) 下関市の概要

山口県下関市は、本州の最西端に位置し、関門海峡ぞいに市街地を形成している県内で一番人口の多い都市である。平成17年2月13日、下関市と菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町の豊浦郡4町が合併し、新しい「下関市」が誕生した。平成17年11月末現在人口295,804人、世帯数127,629世帯、市域の総面積715.83平方キロメートル。また、平成17年10月1日をもって中核市となる。

その他の統計データ（平成16年度）

就学前児童数	13,816人（平成17年4月1日現在）
認可保育所	60箇所（公立26、私立34、入所児童数5,079人）
幼稚園数	45箇所（公立29、私立16、園児数3,026人）

2) 社会福祉協議会の設立目的と果たす役割

社会福祉協議会は、地域社会において、民間の自主的な福祉活動の中核となり、住民の参加する福祉活動を推進し、保健福祉上の諸問題を地域社会の計画的・協働的努力によって解決しようとする公共性・公益性の高い民間非営利団体で、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進を使命とする組織である。

平成12年に社会福祉事業法が改正され成立した社会福祉法では、社会福祉協議会が地域福祉推進のための中心的な役割を担う団体であることが明記された。「地域福祉の推進」とは、行政による各種福祉施策の実施や社会福祉事業者による事業の実施のみならず、地域住民も地域福祉推進の重要な担い手として位置付けられ、それらの主体が相互に相まって地域の実情に応じた取り組みを自主的・主体的に推進していくことを意味している。

3) 下関市社協アクションプラン2003

下関市社会福祉協議会では、「地域福祉」を推進し、「地域における自立生活支援」及び「福祉コミュニティづくり」を進めるため、第2次下関市地域福祉活動計画「社協アクションプラン2003」を策定された。この計画は、誰もが地域で共に安心して暮らせるまちづくりを目指して、「地域に密着したサービス支援体制の開発と実施」「誰もが学び合い福祉活動に参加する社会づくり」「福祉サービスの充実を図る協働体制づくり」「在宅福祉サービスの推進」「下関市社会福祉協議会の基盤体制の整備」という5つの基本目標で構成され、具体的な施策の方向を示している。

地域における自立支援

住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことは多くの人々の願いでありながら、地域にはさまざまな生活課題を抱えた人たちが暮らしている。これらの人たちが孤立することなく身近な地域で支え、支えられる関係を形成することにより、高齢者や障害のある方、子育て家庭の親子などすべての人々が安心して生活できる環境を整えること。

福祉コミュニティづくり

地域に暮らすすべての世代がふれあい、交流し、それが日常的な交流となり、地域における「支えあい」や「助け合い」の活動を進めることにより、身近な地域の「つながり」を形成していくこと。したがって、コミュニティは、基本的に向こう3軒両隣りの小地域をイメージしている。

4) ふれあい・いきいきサロンの実施状況

「ふれあい・いきいきサロン」とは、地域の住民、ボランティアグループ等と参加者（高齢者、障害児（者）、子育て中の親子、子ども等）が、地域でいきいきと元気に暮らせることを

目指して、自由に企画し、自分たちで運営していく活動をいう。

平成16年10月末現在

	高齢者関係	障害児(者)関係	子育て関係
サロンの実施状況(箇所)	15	8	16

下関市では、表に示すように39のふれあい・いきいきサロンが開催されている。各サロンは概ね月1～2回活動している。下関市社協においてもやはり高齢者関係のサロンが中心であり、児童福祉分野への取り組みは必ずしも充分でなかったようだが、最近では子育てサロンも急が増えてきているようである。また、ボランティアグループの活動状況も活発で平成17年11月現在で111グループが社協に登録されている。

【所 感】

1) 山口県社会福祉協議会における子育て家庭支援事業について

山口県では、活発な活動実績がある高齢者福祉分野等と比べて、児童福祉の分野における社会福祉協議会の存在感が希薄であったことから、「ふれあい・子育てサロン」活動の普及により、社協が高齢者福祉の分野だけでなく、子どもから高齢者まで「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の推進役であることを地域住民にアピールするため、平成13年度に全国社会福祉協議会から「子育て家庭支援のためのふれあい・子育てサロン活動の開発のための調査研究事業」の委託を受けた。

また、平成14年度は前年度に引き続き、地域における子育て家庭支援を展開していくため、研究テーマを「新規ふれあい・子育てサロン立ち上げの実施手順と課題」とし、モデル事業として実施された。このモデル推進地域に下関市が指定され、子育てサロン「ほほえみ」がサロン第1号となった。当然のことながら、下関市社会福祉協議会が子育てサロン第1号立ち上げに大きく関与している。

まだまだ、社協活動における子育て支援の位置付けは希薄な部分が多い中で、山口県は県を挙げて取り組んでいる姿勢が感じられた。

2) 社協アクションプラン2003における児童福祉分野の位置付けについて

下関市社会福祉協議会では、第1次地域福祉活動計画を平成7年に「社協アクションプラン'95」として策定している。したがって、「社協アクションプラン2003」は、その後継計画で第2次地域福祉活動計画である。計画期間は平成15年度から平成19年度までの5年間。

第1次計画では、社協の組織基盤及び機能強化が主たる計画の目標であったのに対し、第2次計画では、社会福祉法の成立や介護保険制度の定着などの福祉情勢をふまえて「誰もが地域で共に安心して暮らせるまちづくり」を実現することを目標に、事業の方向性を明らかにして

いる。

基本目標「地域に密着したサービス支援体制の開発と実施」の中の施策の方向として、

施策の方向 「小地域福祉活動の推進とネットワーク活動の体制づくり」

- ・地区社会福祉協議会の体制の整備
- ・福祉コミュニティの推進

施策の方向 「高齢者・障害者・子どもが地域で安心して生活できる支援体制づくりと環境整備」

- ・高齢者福祉の推進
- ・障害者福祉の推進（障害者生活支援事業等）
- ・児童福祉の推進（子育て支援事業等）

とあり、「小地域福祉活動の推進」と「子育て支援の推進」を施策の方向として明確にしている。

3) 市が実施する子育て支援事業との関係について

市の行う子育て支援センター事業やつどいの広場と社協が行う子育てサロンとどこが違うのか？同じことならそれらを整理してはどうか。私の頭の中にはそんな疑問を持ちながら下関市社協を訪問した。訪問して話をお聞きしてその違いが少しわかったような気がした。

社協の活動は、地域に根ざした活動が基本で小地域のコミュニティづくり、山口県では「住民の顔が見える小地域福祉活動」と称して活動を推進している。

ここでいう小地域とは、私がイメージしていた大きさ（例えば小学校区）よりもっと小さい「隣り組」的な範囲を指している。すなわち、社協の活動単位でいう「地域」と市が事業を計画するときの「地域」との間には大きな格差があると思われた。

また、社協活動は、基本的に住民自らが課題を見つけ解決していく活動を地域の各種団体や機関と協働・連携してサポートするという立場にある。したがって、子育てサロン活動についても、基本的にそこに地域のニーズがないといけない。ニーズがあって当事者が主体的にサロン活動を行うことで地域に根ざしていく。ニーズがあることで実施回数が増加していく。そうするとそれは仕事となり制度化につながっていくと教わった。

市（公）の制度を考える立場にある私にとって、社会福祉協議会（民）から見た市の施策がいかにあるべきか。考えさせられるよい機会となった。

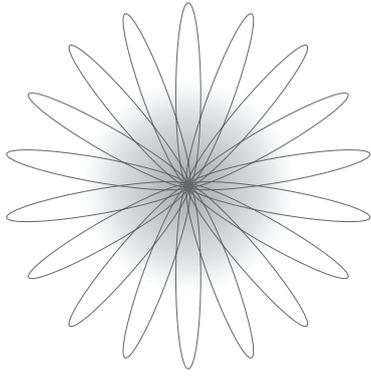
4) 子育てサロンの今後

下関市では、前述のとおり平成14年度のモデル事業を初年度として子育てサロンが活動を開始した。実施主体としては、市社協が働きかけて、各地区の社協（小地域の）が中心となり、子育てサークル・自治会・民生児童委員・ボランティア団体・NPOなどが協働し実施している場合が多い。実施回数は、おおむね月1回である。

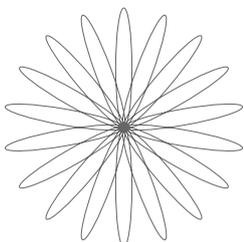
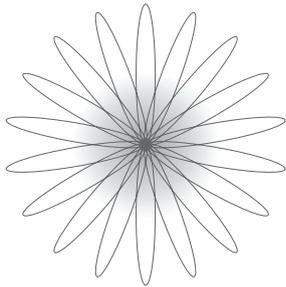
これらの活動は、まだまだこれからという感があるが、地域のニーズは高いことから、子育て

てサロンは、今後ますます増加するであろうと予想される。また、大阪府下各市町村においても同様のことが言えるのではないかと、推察される。

ただ、財源の問題をどうしても考えたくないのだが、社協が行うこうした地域福祉活動は、あくまでボランティア精神で、採算を度外視した住民の直接的・主体的な姿勢から生まれるものであることから、市の打ち出す施策との関わりをどう連携すればよいのか新たな疑問もわいてくる。



第3部 シンポジウム実施録



次世代育成支援シンポジウム

実施要領

テーマ：家庭や地域における子育て支援のあり方とは

内 容

平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立・公布されたことにより、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境整備が図られ、自治体や事業者は地域に即した次世代育成に向けた行動計画の策定が義務付けられました。

このような中、今後の子育て支援を実施していくには、自治体や事業者だけでなく、家庭はもちろんのこと、地域やNPO等の社会的資源を活かし、協働・連携によるネットワークを生かした子育て支援が求められます。

今回は、学識経験者や子育て支援団体の方をお招きし、「家庭や地域における子育て支援のあり方とは」と題し、それぞれのお立場からの取り組み事例や、今後の子育て支援のあり方についてお話いただきます。

実施日時 平成17年10月31日(月) 午後2時から午後5時まで
主 催 おおさか市町村職員研修研究センター(マッセOSAKA)
(少子社会における子育て・子育て支援研究会)
会 場 おおさか市町村職員研修研究センター(マッセOSAKA)5階 映像研修広場
対 象 府内市町村職員

プログラム

1. 基調講演 14:00~14:50

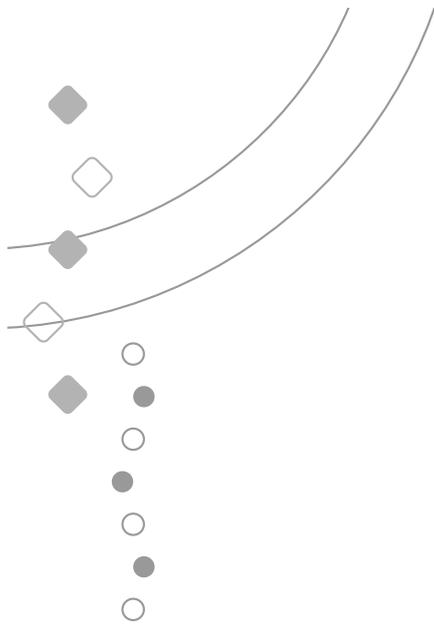
度山 徹 氏(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長)
テーマ「次世代育成支援における現状と課題について」

10分休憩

2. パネルディスカッション 15:00~17:00

テーマ「子育てネットワークの現状と課題」

パネリスト 坂本 純子 氏(NPO法人新座子育てネットワーク代表)
松田 妙子 氏(子育て支援グループ「amigo」代表)
度山 徹 氏(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長)
笹本 育司 氏(河内長野市保健福祉部児童課・研究会研究委員)
川上 淳子 氏(柏原市健康福祉部児童福祉課・研究会研究委員)
コーディネーター 山縣 文治 氏(大阪市立大学大学院生活科学研究科教授)

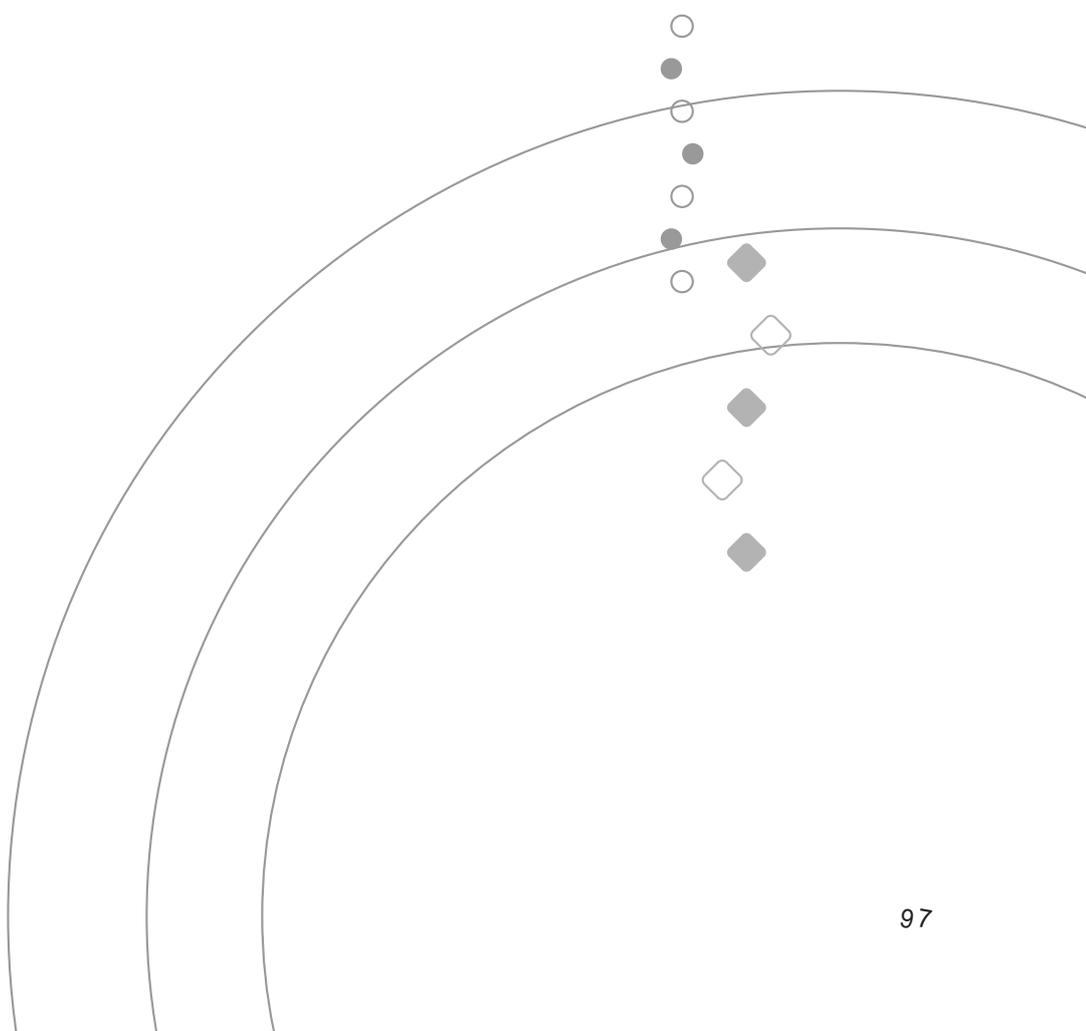


基調講演

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

少子化対策企画室長

度山 徹氏



基調講演**テーマ「次世代育成支援における現状と課題について」****1. はじめに**

皆さんこんにちは。ご紹介いただきました厚生労働省の度山と申します。本日はこのようなシンポジウムにお招きいただきまして、本当にありがとうございます。

地域によって問題の様相が違うところもありますし、共通の課題もあるかと思えます。住民に一番近い行政体である市町村の職員の方々がこうした研修の機会を持たれることは、大変重要なことだと考えます。

私自身、この仕事を1年少しやりながら、特に地域の子育て支援ということに関しまして、行政と地域住民の活動、あるいは新しい行政のあり方をいろいろ考えてきました。今日はそういったことをお話しするのが皆さんの問題意識に一番近いかと思えます。

今日お話ししたいのは、急速に少子化が進行しているという事態を、特に地域の子育て支援の関係と併せてどう考えたらいいのかということが1点と、もう1点は、地域子育て支援の課題です。話の中では、新しい行政のあり方をどう考えていかなければいけないか、あるいはそういうことをにらんで国がどういうことを考え、踏み出そうとしているのかということについてもお話ししたいと思います。

2. 急速な少子化の進行と地域子育て支援**(1) 少子化の現状**

我が国の「少子化の現状」については、生まれる子どもの数が年々減少しているという

こと、あるいは一昨年、昨年と、女性が一生涯に生む子どもの数である合計特殊出生率が1.29と過去最低を更新しているということは、もう皆さんよくご存じのことだと思います。あるいは、「主要先進国の合計特殊出生率の推移」（当該108ページ参照）を見ていただきますと、我が国の1.29という数字は国際的に見ても極めて低い水準だということがご理解いただけたらと思います。

主要先進国は、どこも出生率の低下にはそれなりに頭を悩ませております。1960年代から1980年代ぐらいにかけて、どの国も共通して左上から右下に下りてきています。これは女性が高学歴化し、そして社会進出するようになったということで、母親になる年齢が20代の前半から後半へ、あるいは30歳近くに移ってきてしまうということがどの国でも起きていて、それに伴って出生率が低下しているということです。

ただ、その中でも、お母さんになるのは遅くなっても、そこから2人、3人と出産し、ある程度の水準を維持している国と、我が国のように依然として未婚率が上昇し、晩婚化が進行し、あるいは結婚した夫婦から生まれる子どもの数が減少傾向にある状況の中で、出生率が低い水準にとどまっている国に分かれてきているように思います。

このことはいろいろなことを物語っていると思います。先進国というのは人口が増えるのはなかなか難しいとしても、人口の減る度合い、あるいはこのような出生率が当たり前

なのだというのではなく、やはり何らかの努力でもう少し高い出生率を実現できる可能性があるのではないかとことを示唆しているように思われます。

(2) 出生率低下の社会的背景

なぜ我が国では出生率が下がり続けているのでしょうか。いろいろな原因があると思いますが、「出生率低下の社会的背景」（当該109ページ参照）によると、国も、平成7年にエンゼルプランを、平成11年には新エンゼルプランを作るということで、保育対策、あるいは仕事と子育ての両立ができるようにとさまざまな政策を執ってきました。ただ、子育てをなさっている方々の実感として、なかなかよくなったとは思えない、あるいは子育てに優しい社会になったという状況ではないということだと思います。

(3) 子育ての負担感

「子育ての負担感」（当該109ページ参照）というところに二つのグラフがあります。上のグラフはこども未来財団が行ったインターネットのアンケート調査です。4割を超える方が「社会全体が妊娠や子育てに無関心・冷たい」と考えています。あるいは半分近くの方が「社会から隔絶され、自分が孤立しているように感じる」という状況です。これは妊娠中や3歳未満の子どもを育てているお母さんにしたアンケート調査ですが、いろいろなことをやっても、まだまだ不十分だということなのです。

では、いろいろやってきたのになぜこのような実感なのでしょう。幾つかの要因があると思いますが、最近特に言われるようにな

ったのはワーキングスタイルの問題です。

我が国は世界のいろいろな国に比べてどうも働きすぎで、もう少しゆとりを持った働き方ができる社会を作ろうではないかということで、10年間ほど労働時間の短縮など、いろいろなことに取り組んできたわけですが、残念ながら我が国の働き方や職場優先のムードはあまり変わっていません。場合によってはちょっとひどくなっているという実態があります。

30代の男性が1週間に何時間ぐらい就労しているかということ、依然として大体4人に1人が週に60時間以上働いているというデータがありますし、その割合は近年高まっている傾向にあります。不況で企業がなかなか人を雇うことができない中で、社員にかかる負担はより過重になる傾向が指摘されています。

週に60時間働くわけですから、働いている日は1日の半分以上働いている計算になるわけで、家庭の中で子どもと向き合う時間がほとんど取れません。「育児をしない男を父親とは呼ばない」というポスターを作ったりして男性の育児参加を呼びかけていましたが、依然として女性のほうに家事の負担が集中するという結果になっています。あるいは、育児休業制度や保育所を一生懸命整備し、子育てと仕事を両立できるようにということでも色々進めてきた政策も、職場があまり忙しいと、そんな忙しい中で育児休業なんて取れるかとか、あるいは周りに迷惑をかけてしまうということで、十分に機能しないということも起きています。ワーキングスタイルの見直しをしないと様々な支援策の効果が生きてこないのではないかとあります。

エンゼルプランでいろいろな対策を進めて

はきましたけれども、それで子育て支援のサービスが十分に地域に整ったかという、そういう状況にはなっていないのではないのでしょうか。保育所は、国レベルでも、今年の4月時点でまだ2万3,000人を超える待機児童が存在しておりますし、それ以外でも地域のさまざまな子育て支援はなかなか十分でない状況にあると思います。

我が国の経済がここ数年厳しい状況が続いている中で、若い人の就職が難しくなっており、社会的及び経済的になかなか自立できないということが続いています。フリーターやニートという言葉はあっという間にだれでも知っている言葉になりましたけれども、このことが象徴しますように、雇用の不安定な若者が増えてきています。このような方々が家庭を築いて次の世代を生み育てていけるかと言うと、やはり将来の見通しが立っていないとなかなか難しいです。

このようなことが重なり合って、出生率が低下し続けています。逆に言うと、この低下に歯止めをかけるためには、このような社会の構造的な状況を変えていかなければいけないのではないかとことです。これから学校を出て、社会に出て、家庭を築いて、子どもを生み育てていこうという若者の前に、こういう問題が大きく壁のように立ちはだかっているのが現状ではないかと思えます。

例えば、今、社会の中心にいらっしゃる50～60代ぐらいの方、団塊の世代という呼び方もありますし、少し上の方もいらっしゃいますけれども、猛烈に働いてきて、日本の経済成長を成し遂げてきたわけです。そういったかたは「最近の若いやつはだらしない。おれらが若いころはもっともっと一生懸命仕事を

した」とおっしゃるかもしれません。あるいはその世代の女性にお話を聞きますと「もっと親がしっかりしないといけない。ちゃんと親が子どもを見ていないといけない」とおっしゃるかもしれません。ただ、社会状況は随分変わってきています。大きな会社に入ればそれで安泰という時代ではなくなったと思いますし、雇用も不安定になっている中、本当は子どもが小さいころは家にいたいのはやまやまだけれども、やはりいろいろな経済的な状況を考えると、仕事を失う、収入を失ってしまうのはとても怖いというのが、男性も女性も通じた今の社会的な状況ではないかと思えます。

そういう意識を漠然と持っている若い方々にとって、今日の状況は、乗り越えがたい大きな壁となって立ちはだかっています。なかなか壁の先の向こうが見えない、想像できない、考えられない。あるいはその壁を乗り越えて向こう側の世界に入っていくことがなかなか難しい。そのような状況の中で生じているのが、今日の出生率の低下ではないかと思えます。私たちが今やらなければいけないのは、その壁を突き崩して、あるいはその壁の高さを少しでも低くして、若い方が将来を見通せるように、あるいは壁を乗り越えていけるような社会のありようを共に作っていくことではないかと思えます。

地域の子育て支援について、この壁はどんな壁なのか考えてみますと、子育てにとって社会全体が非常に冷たく、社会から隔絶されて自分が孤立しているという感じを特に女性の方は持っているということです。

週末に、少子化関係の閣僚と有識者の方々と、少子化社会対策大綱や子ども・子育て応

援プランのフォローアップをしながら、これから先、必要施策を考えていこうという推進会議がありました。「地域全体で子どもを育てていくのは大事だ、子どもをもっと大切にしなければいけない」と皆さんおっしゃいますが、待機児童がたくさんいるからと地域に保育所を作って増やそうとすると、子どもの声がうるさいなどと、必ず反対運動が起こるといふ指摘がありました。いわゆる、総論賛成、各論反対という状況です。

地域の子どもと親をめぐる状況はどうなっているのでしょうか。グラフ「子育ての負担感」（当該109ページ参照）では、未就学の子どもを育てている親に、子育ての悩みを相談できる人や、ちょっと困ったときに子どもを預けられる人がいるかどうかを聞いています。6～7割の方がいると答えていますが、これを裏返して考えてみますと、大体4人に1人ぐらいは何か悩みがあったり分からないことがあったりしたときに、相談できるような人が周りにいないということです。あるいは4割ぐらいの人が、困ったときにちょっと子どもの面倒を見ていてくれる人がいない、従ってどんなときでもずっと子どもと一緒にいなければいけないという状況で子どもを育てていらっやいます。

私は昭和40年生まれで、富山県富山市で生まれ育ちました。子どものころ、随分近所のおじさん、おばさんに怒られたり褒められたりした記憶があります。子どもをしかってくれる人がいると答えている人が46.6%ということは、いまや半分ぐらいの子どもたちは、近所の大人に褒められたり怒られたりといったかわりを持たずに大人になっていくという実態があるということです。有形無形の支

援を周りから得ていた子育ての状況がいつの間にか変わってしまって、子育てをしている家庭が非常に孤立化してしまっているという状況が浮かび上がってくるわけです。

このような状況をどう考えればいいのかということで、幾つか興味深いデータを発見しましたのでご紹介したいと思います。

(4) 周囲からの手助け状況と子育てに対するイメージ

これは、こども未来財団が2004年に行った意識調査のグラフ（当該110ページ参照）ですが、左側のほうが「子育ては楽しい」、右側に行くほど「子育てはつらい」という人の割合を示しています。3本グラフがあるのは、周りからたくさんの手助けを得ながら子育てをしている人、下に行くほど孤立して子育てをして、周りからの手助けが少ないというかたです。

この分析から見えてきたことは、周りの友人・知人、周囲からたくさんの手助けを得て一緒に子育てをしている人たちのほうが、子育てが楽しい、あるいは子どもを持つことで自分も成長できると、子育てに肯定的なイメージを持つ割合が高く、逆に手助けが少ないと、子育てはつらい、あるいは子どもを持つと自分の可能性が制約されてしまうという、どちらかというとな否定的なイメージを持つ割合が高くなるということです。

(5) 子育てに関する情報源

また、同じ調査で、「子育てに関する情報源」（当該110ページ参照）では、子育てに関する情報源や知識をどういったところから得ているかを表しています。女性が上の棒グ

ラフ、男性が下の棒グラフを表します。男性については、配偶者・パートナーが1番です。男性は女性任せにしているということがよく分かるわけですが、女性の最大の情報源は友人・知人です。これはいろいろなことを物語っていると思います。先ほどのように、子育ての悩みを相談できる人が周りにいない、あるいはちょっと困ったときに子どもを預かってくれるといった周りの援助を得られないまま子育てをしている人には、最大の情報源がないということです。だから、単に孤立しているということだけではなくて、必要な情報も届かないまま子育てをしているということが言えると思います。

保育園も確かに子育てのセンターとして頑張っておられますし、いろいろな情報を親に届けようと工夫していらっしゃると思いますが、そのパーセンテージとは比べものにならないくらい友人・知人のネットワークから得る情報が大きいということも、情報の伝わり方、あるいは子育て仲間のネットワークが大切なのだということを表しているように思います。

下の三つ、テレビ・ラジオ、本・雑誌、インターネットが大体4割近いパーセンテージを示していて、保育所・幼稚園、学校よりもはるかに高くなっているということも注目すべきだと思います。これらのメディアを上手に活用していただいて情報を得られればいいのですが、逆に言うと、こういったところに振り回されてしまう危険性もあります。行政の情報の流し方、あるいは地域子育て支援ネットワークの大切さというものをこのデータが語っているように思います。

(6) 子どもの頃の近所の大人との関わり合い

「子どもの頃の近所の大人との関わり合い」（当該111ページ参照）に関して、自分が子どものころに周りの大人とのかかわり合いが多かったか少なかったかということで、上下のグラフがあります。左側は、今、自分が大人になって、子どもがたくさん周りに手助けを得ている、右側のほうに行きますと、手助けが少ないということです。このグラフが表しているのは、子どものころにたくさん大人の囲まれて育った子どもは、成長して大人になって自分が子育てをするときに周りからのたくさんの手助けを得て子育てをしている割合が高いということです。

下のグラフは、中学生・高校生に「近所の大人との関わり合いと子育てに対するイメージ」を聞いています。たくさんの大人に囲まれて育っている子どもは、どちらかという子育てに対するイメージがよく、逆に、あまり周りとかかわり合いを持たず、話をする大人が自分の親と学校の先生と塾の先生しかないという子どもは、どちらかという子育てに対して否定的なイメージを持つ割合が高いということがいえるわけです。

(7) 次世代を育む循環

このようなデータを重ね合わせてみますと、四つのことがいえます。まず、周囲からの支援を多く得られている人のほうが子育てに肯定的なイメージを持っている傾向にあります。また、子育てに対する知識や情報の最大の情報源は友人・知人であり、そういったネットワークを持っていないと情報も届きません。そして、子どものころにたくさんの大人とかかわりを持って育った人は、大人になっても

たくさんの大人とのかかわり合いを子どもに提供します。そういった環境の中で育った子どもは子育てにいいイメージを持っています。

次の世代を育むことの大切さを、私たちの社会は、こうやって親の世代から子どもの世代、子どもの世代から孫の世代に受け継いできました。そういう循環がこのデータによく表れているように思うわけです。

そして今日、子どもの数が減ってきている、あるいは子育てに対してとても重たい負担を感じるような状況になっているのは、この循環の輪がちょっと弱まってきたか、あるいは循環する流れが弱くなって、切れかかっているからではないかと感じられるわけです。だからこそ、次の世代を育む循環を社会の中にどのように作り出していくかということが、地域子育て支援における今日の大きな課題ではないかと考えられるわけです。急速な少子化の進行の裏には幾つもの大きい課題があるのですが、地域の子育て支援を考えたときに、子どもたちがたくさんの大人に囲まれて、いろいろなものを吸収して育っていく、そういう子どもが育つ環境が地域に失われているという大きな問題があり、それが子育ての負担感をさらに大きくしていることに気づかなければいけないと思います。

3. 地域子育て支援の課題

(1) これまでの行政スタイル...「配給行政」

これまでの子どもに関する行政は、国も都道府県も市町村も、一言で言うと「配給行政」だったのではないかと思います。典型的には、保育所の入所を考えれば分かります。行政が、公立保育園あるいは民間保育園の準備をして、そして入園受付を市民から取り、

希望者に割り当てて、そして保育サービスを提供するという、まさにお米の配給のような配給行政のスタイルです。

(2) これまでのスタイルで「次世代を育む環境」を作り出せるか？

お米の配給もそうですが、最低限必要なサービスを住民の方々に届けるということについて言うと、この配給は必要だったように思います。けれども、ニーズが多様化し、あるいは社会が成熟してきた今日、新しい課題に対応していくためにも、やはりこのスタイルだけではいけない、あるいはこのスタイルを乗り越えて新たなことを考えていかなければいけないだろうと思います。

具体的な例をあげますと、補助金という行政の一つのツールがあるわけですが、お金を配るだけで地域の支え合いができるかという、決してそうではないと思います。どうしたら次の世代を育む循環をそれぞれの地域に生み出していくことができるか。先ほどご紹介したように、最大の情報源は友人・知人のネットワークだということです。このことが意味しているのは、同じ課題に直面して、一緒に取り組んでいこう、お互い支え合って問題を解決していこう、あるいは足りないものがあれば生み出していこうという当事者の力を、支え合いの活動の原点に置かなければいけないということだと思います。

ただ、そういう人がいたから、力があつたからといっても、それだけでネットワークができるわけではありません。そういった一人ひとりの力には限界がありますし、一人ひとりが専門知識を持っているわけでもありません。当事者のエネルギーを原点にして、そこ

に関係者、特に専門知識を持った保健師や保育士、幼稚園の先生、学校の先生、いろいろな方々がかかわり、行政もかかわって、地域にどんな資源があるのかを知り、その資源を発掘して、そういう活動を地域に定着していくといった取り組みが必要になってくると思います。

市町村が住民にとって最も身近な行政体であることは間違いのないことですが、今、市町村も合併でどんどん大きくなっています。一方で、小さな子どもを持った子育て家庭がどういうエリアを動き回れるかという、都会の地域、特に車を所有していない家庭にとって、動き回れる範囲というのはそんなに大きくないと思います。一つひとつの地域の中で、例えば生活圏と呼ばれるような学校あるいは町内といった細かな単位の中で、次の世代を育む循環のネットワークを作り上げていくということが必要になってきます。

それぞれの地域の中では、土地もゆったりしていて、公共施設もあって、場所の制約があまりない、場所を求められれば得られるという地域もあるかもしれませんし、なかなか場所も得られないといった地域もあると思います。あるいは、中心になって大変よく活動してくれるような保育園や幼稚園がある地域もあれば、なかなか難しい地域もあると思います。一つひとつの地域によって、使える資源や抱える制約条件が違う中で、この地域ではこうすればいい、この地域ではまた別にこうすればいいという、きめ細かな一つひとつの地域のマネジメント、あるいはそういう動きを作り出すプロデュースが必要になってくるように思います。

(3) 新たな行政のスタイルの模索

最近の行政の施策、国の施策は、一つひとつの地域の事情の違いを考慮し、地域でいろいろ取捨選択していただいて、取り入れやすい形で取り入れていただくという方向で作っているように思います。

例えば、今、関心がよせられている、幼稚園・保育園の総合施設という施策もあります。子どもの数が減っていて、幼稚園と保育園の二つを運営していくのはなかなか難しいという地域もあれば、新しく団地ができたりして新しいニーズが起きて、ここをどうしていけばいいのだろうかという中で、総合施設を考えられるような地域も出てくると思います。何も総合施設が新しい施設で、これが万能薬であって、これをやるところがいい、やらないところは悪いということではありません。地域に必要な子育ての機能を整備するとき、そういう施設を考えることがより地域にとって望ましい、あるいは解決策になるということであれば、この仕掛けを積極的に使っただければいいのではないかと思います。

特に総合施設の場合には、幼稚園の機能も保育園の機能も併せ持っています。あるいはそこに、特に保育園に通っていない0～2歳の地域の子育て支援という機能も持って、地域の未就学の子どもを総合的に引き受けられる施設のあり方が展望されていますので、ある意味では、何も支援がない地域に新しい機能を持っていこうというときには有効な選択肢かもしれません。行政も新しいスタイルを模索しているように思います。

また、平成14年度からは、「つどいの広場」事業をしています。地域の子育て支援と言うと、古くからは地域子育て支援センター

ですとか、あるいは幼稚園でもそういった事業が展開されてきています。しかし、センターを作る、あるいはセンターに専任の保育士がいるということにお金をつけるのではなく、地域住民の方々の支え合いのネットワークやネットワークが提供する子育て支援の機能に着目して、そこにお金をつけていこうという仕組みを作りました。これはだんだん地域に浸透しつつあります。平たく言うと、子育て支援センターであれば、それをやってくれる保育園があればそこにお金をつけて子育て支援センターができたということになるわけですがけれども、このつどいの広場事業というのは、まずネットワークを育てないとなかなかできないということで、従来の事業のように簡単には広がらないと思います。

これを新しい地域子育て支援ということで市町村行政の行動計画の中に取り入れていただいているところも多いと思います。けれども、これを実現していこうと思うと、単に費用を準備するというだけでなく、地域の協力していただける住民のネットワークがどこにあるか、あるいはどういう場で活動するのかという資源の掘り起こしも併せて、靴底をすり減らしてやっていただかないとできない仕掛けになっているのです。これは、単にある活動に補助金をつけるということだけではなく、新しい行政のスタイルを取り込んだ施策とお考えいただければと思います。

お金を流す方法についても、今年度から「次世代育成支援対策交付金」という新しい仕組みを設けました。

この仕組みは、これまでの補助金のように、事業の形を一つひとつ決めて、それについてマルかバツかといった仕組みではなく、地域

がそれぞれの地域の事情に応じてプロデュースした活動についてどういう要素が入っているのか、例えばつどいの広場のような活動が実際に行われる地域活動の事業の中に入っていれば、それをポイント化して、そのポイントを積み上げて交付金の額としてお渡しします。そして、市町村はその交付金を広く次世代育成支援に関する活動に使っていただけるということです。何もやってないところにお金をお渡しするわけにはいきませんが、地域の活動の度合いをポイント化して、一生懸命取り組んでいるところには使いがてのいいお金をたくさん渡せるようにした制度を作ったわけです。こういうものを十分に活用していただいて、それぞれの地域に合った地域子育てネットワークの支え合いの充実と展開を考えていっていただきたいと思います。

それから、次世代育成支援対策推進法の中で、それぞれの市町村には地域協議会を置くことができるという規定になっています。これは18年度以降の話になりますが、この交付金を使ってどういう事業を展開していただくかについて、地域協議会で事業の中身の点検評価をしていただくと考えています。そして、翌年度のそれぞれの事業内容を、当事者、関係者の意見を踏まえて改善をしていただきたいと思っています。今年よりも来年、来年よりも再来年、より事業の内容を工夫してステップアップしていただき、そういったところには、より交付金の額も加算するということです。逆にそういう取り組みのないところは、同じことをやっても交付金の額は少しずつ減っていくといった仕組みも、来年度以降考えていきたいと思っています。

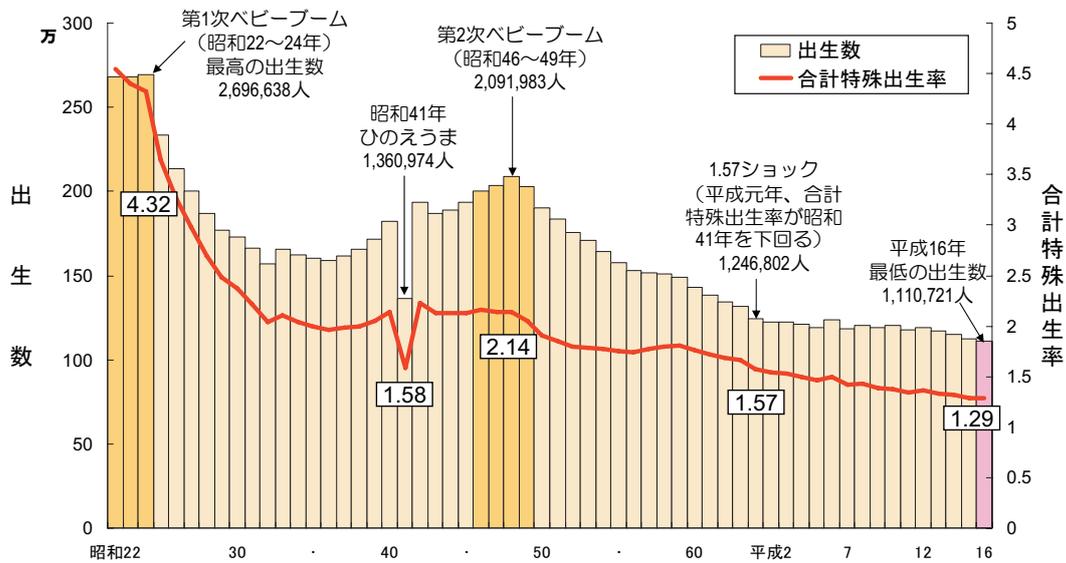
4．おわりに

私どもとしても、住民の皆さんと行政と一緒にそれぞれの地域のあり方を考えていくことを応援していけるような仕組みを、新しい行政のスタイルとして模索しているということをご理解いただきたいと思います。そして、今日お願いしたいのは、今までのような配給行政というスタイルを越えて、一つひとつの地域がどう作っていくかということ、それぞれの地域住民の方々とともに作り上げる新しい行政のスタイルを現場で考えていただきたいし、市町村の方々にはそのプロデューサーになっていただきたいということです。

これでお話を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました（拍手）。

少子化の現状

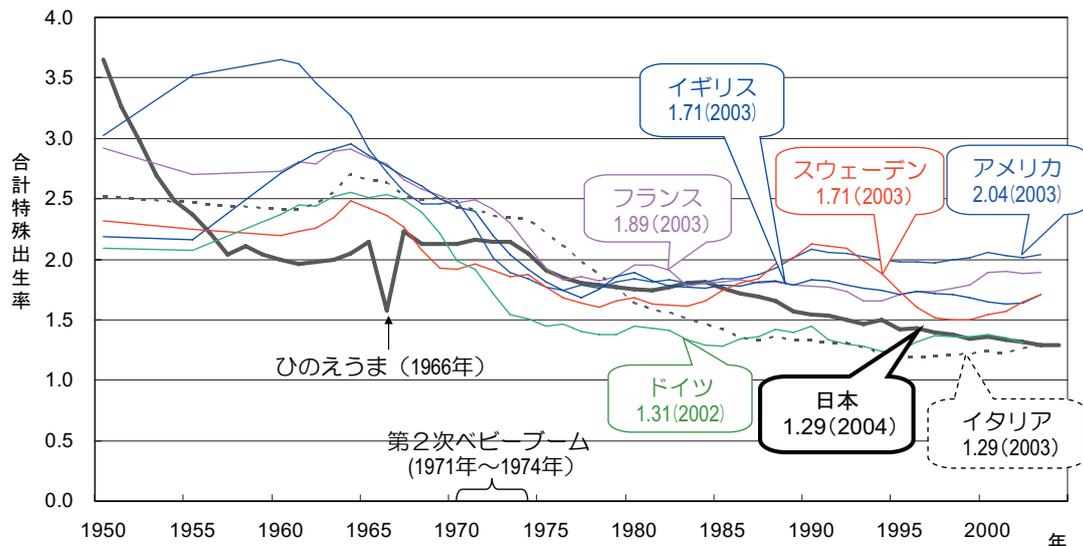
○ 現在我が国においては急速に少子化が進行。平成16年の合計特殊出生率は、過去最低の水準を更新した平成15年と同率の1.29となる。



1

主要先進国の合計特殊出生率の推移

○ 出生率の低下は主要先進国共通の事象だが、他の国と比較して、我が国においては、① 国際的にみても最も低い水準であり、② 低下の一途をたどっている、ことが特徴。



資料：Council of Europe：Recent demographic developments in Europe 2004, US Department of Health and Human Services：National Vital Statistics Reports Vol53 Num9, 厚生労働省：人口動態統計等から作成。(なお、1960年前はUN：Demographic yearbookによる。1991年前のドイツのデータは西ドイツのもの。)

2

出生率低下の社会的背景

○これまで様々な角度から対策を進めてきたものの、様々な社会の変化に対して、対策が十分に追いついておらず、出生率が依然低下傾向。

① 働き方の見直しに関する取組が進んでいない

- 子育て期にある30歳代男性の4人に1人は週60時間以上就業しており、子どもと向き合う時間が奪われている。
- 男性の家事・育児に費やす時間は世界的にみても最低の水準であり、その負担は女性に集中。
- このような「職場の雰囲気」から育児休業制度も十分に活用されていない。

② 子育て支援サービスがどこでも十分に行き渡っている状況にはなっていない

- 二期にわたるエンゼルプラン、平成14年度からの「待機児童ゼロ作戦」で保育サービスの拡充を図るものの、保育ニーズの増加により、待機児童はまだ多数存在。
- 地域協同体の機能が失われていく中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、在宅で育児を行う家庭の子育ての負担感が増大。

③ 若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況

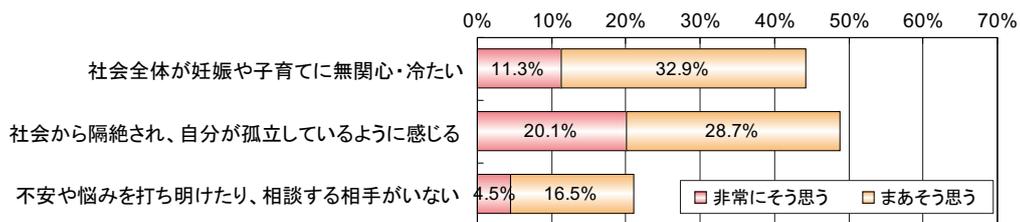
- 若年者の失業率は厳しい状況が続いており、特に24歳以下は、近年急速に上昇。
- 雇用の不安定な若者は社会的、経済的に自立できず、家庭を築くことが難しい。

国民が、子どもを生み育てやすい環境整備が進んだという実感をもつことができていない

子育ての負担感

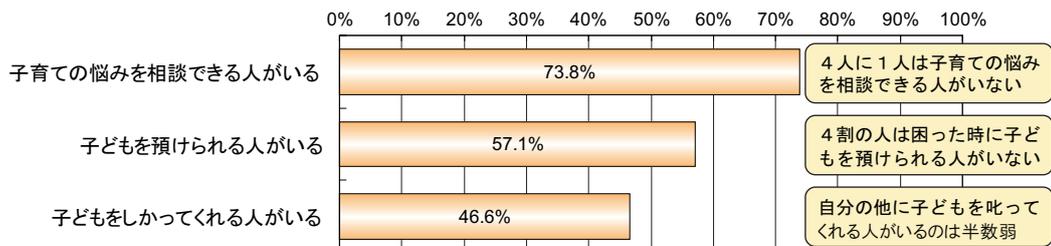
○地域協同体の機能が失われていく中で、相談相手や自分に代わって短時間子どもを預けられる人が得られず、子育てが孤立化し、負担感が大きくなっている。

○周囲や世間の人々に対してどのように感じているか（妊娠中又は3歳未満の子どもを育てている母親）



資料：財団法人子ども未来財団「子育て中の母親の外出時等に関するアンケート調査結果」(2004年)

○地域の中で子どもを通じた付き合い（未就学児の母親）



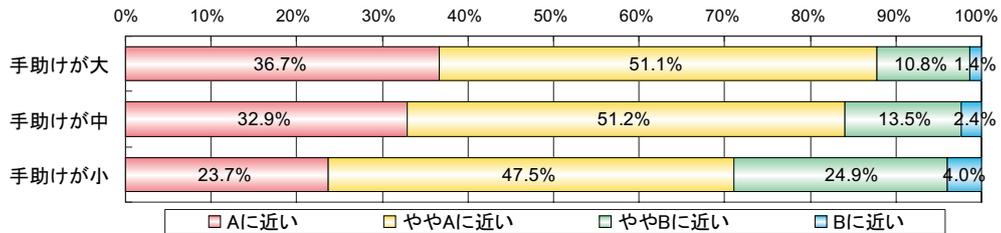
資料：株UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(厚生労働省委託(2003年)) 4

周囲からの手助け状況と子育てに対するイメージ

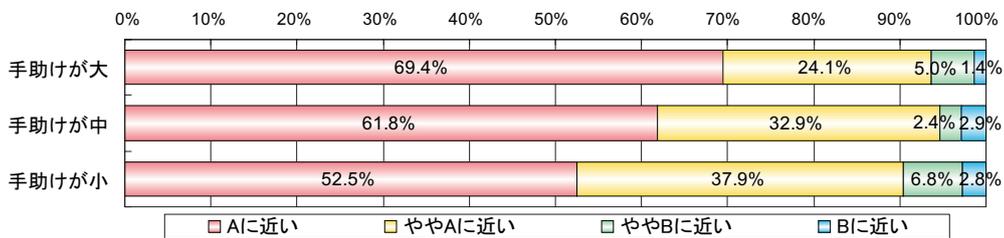
○親族や友人・知人、近所の人からの手助けが小さい層で「子育てを辛い」と感じる傾向が高く、逆に手助けが大きい層で「子どもを持つことで親も成長する」というイメージを持ちやすい。

○子育て層（女性）の子育てに対するイメージ

※ A：子育ては楽しい、B：子育ては辛い



※ A：子どもを持つことで親も成長する、B：子どもを持つことで親は可能性を制約される

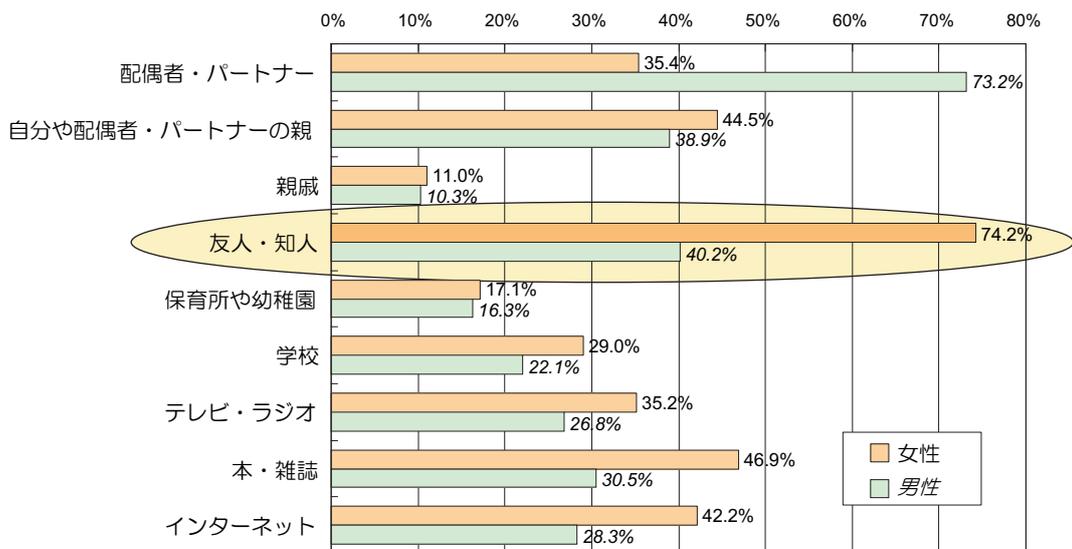


資料：財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」(2004年) 5

子育てに関する情報源

○子育て層の女性の最大の子育てに関する情報源は「友人・知人」

○子育てに関する情報や知識を何から得ているか（複数回答、主な回答を抜粋）

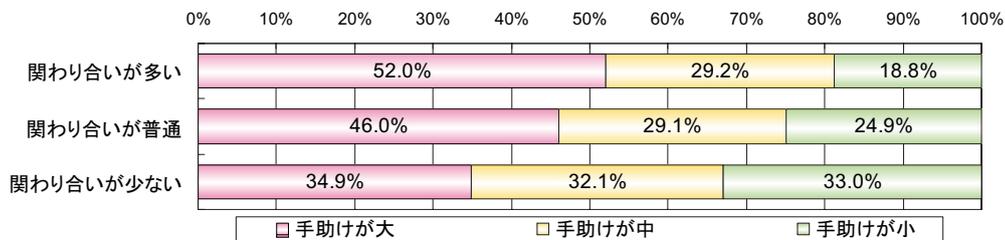


資料：財団法人こども未来財団「子育てに関する意識調査」(2004年) 6

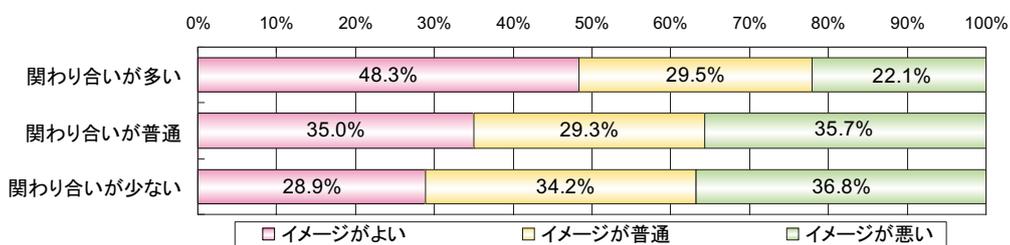
子どもの頃の近所の大人との関わり合い

- 子どもの頃に近所の大人との関わり合いが多かった人ほど、周囲の手助けを多く得ている。
- 近所の大人との関わり合いの多い中高校生は、子育てに対するイメージがよい。

○子どもの頃の近所の大人との関わり合いと子育てにおける周囲の手助けの現状（子育て層）



○近所の大人との関わり合いと子育てに対するイメージ（中高校生）



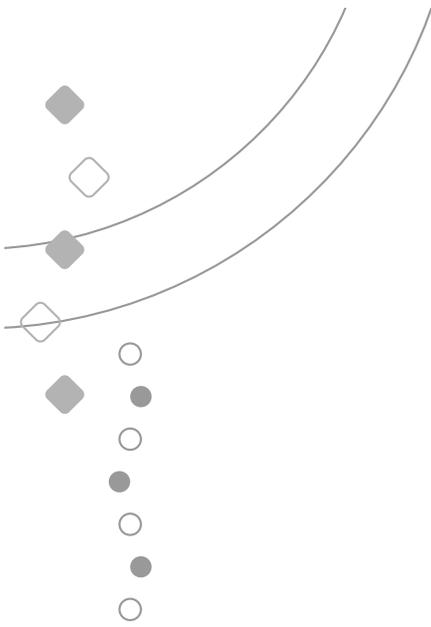
資料：財団法人子ども未来財団「子育てに関する意識調査」（2004年）

7

次世代を育む循環

- ◆ 周囲からの支援を多く得られている人の方が子育てに肯定的なイメージをもっている
- ◆ 子育てに関する知識や情報の最大の情報源は「友人・知人」
- ◆ 子どもの頃に多くの大人と関わりを持って育った人の方が周囲からの支援を多く得て子育てをしている
- ◆ 多くの大人と関わりを持っている中高校生ほど子育てに肯定的なイメージをもっている

8



パネルディスカッション

《パネリスト》

坂本 純子 氏（NPO法人新座子育てネットワーク代表）

松田 妙子 氏（子育て支援グループ「amigo」代表）

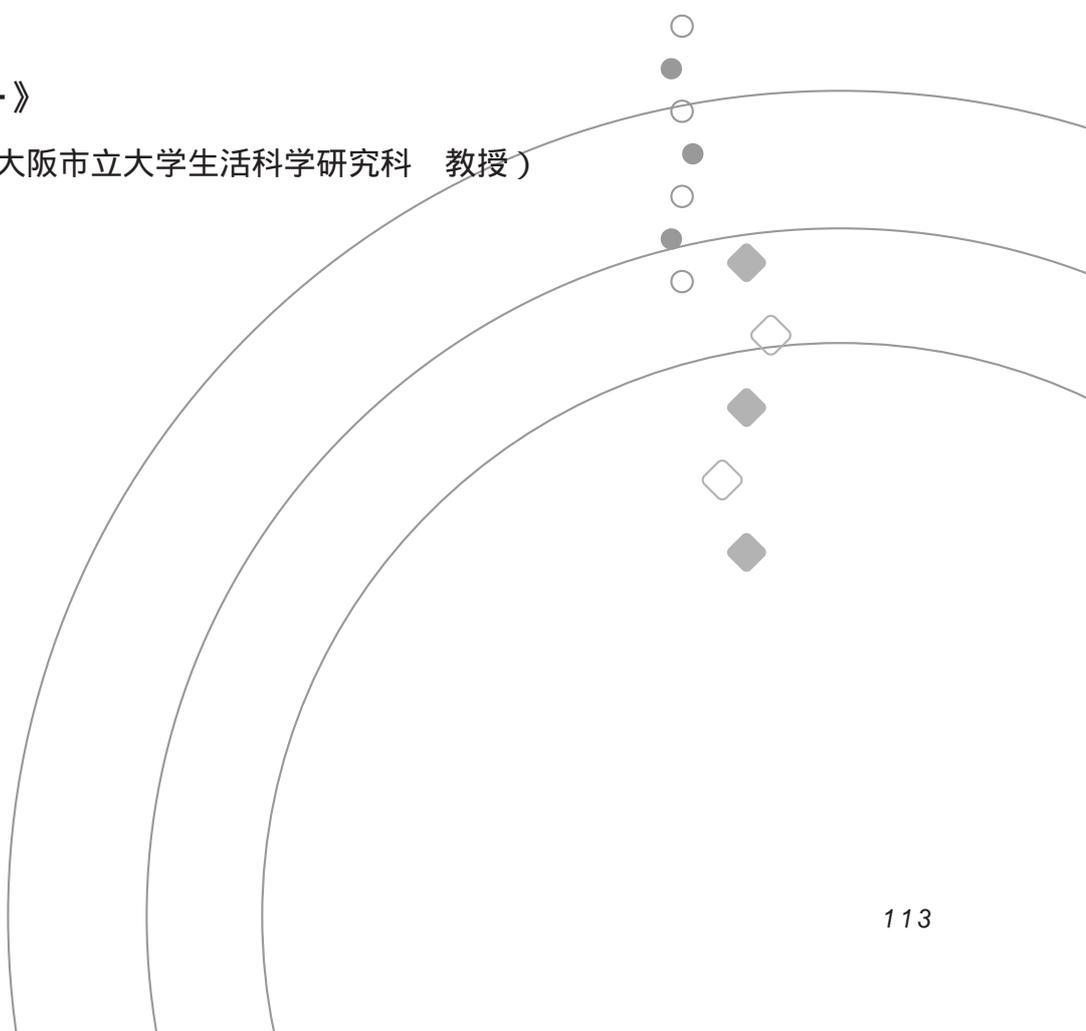
度山 徹 氏（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室長）

笹本 育司 氏（河内長野市保健福祉部児童課 課長補佐）

川上 淳子 氏（柏原市児童福祉課主幹 子育て支援センター長）

《コーディネーター》

山縣 文治 氏（大阪市立大学生活科学研究科 教授）



パネルディスカッション

テーマ「子育てネットワークの現状と課題」

1. はじめに

(山縣) 「少子社会における子育て・子育て支援研究会」はマッセOSAKA主催の研究事業であり、1年目の連続講座を含み、今年で3年めの研究会になります。研究最終年度である今年に、研究会が軸となり、シンポジウムを企画し、皆さんがたところという形で一緒にできることを大変喜んでいました。私たちの研究会では、基本的にはそれぞれ自分たちのテーマを持ってやっており、共通の課題を持って何かしているわけではないのですが、各市町村行政の中で課題になっていることを、お互いに情報交換しながら深めています。昨年は全国何か所かに見学に行かせていただきましたが、今年はそれに加えて、全国からお呼びして逆に府内市町村のかたがたと一緒に勉強させていただこうということでこの機会を設けました。

何かテーマがないと、さすがに好きかってに集まってもなかなか話題が展開しないのではないかとということで、今年は、恐らくそれぞれの市町村で課題になっている市民グループとのつきあい方についてテーマにとりあげました。市民と行政とが一緒になって新しい公共をどう作っていくのか。先ほどの室長の話にも住民と行政の関係というのがありましたが、このシンポジウムではその辺を深めていきたいと思います。

本日は、関東のほうからお二方、来ていただいております。どちらもNPO法人であり、なおかつ行政と比較的面白いつきあい方をし

ておられます。お互いの独立性を損なうことなく、かつあまり仲間割れにすることもなく、いい関係を作っておられるというので、一つのモデルになるのではないかと思います。

では、早速ですが、坂本さんからよろしくお願ひします。

2. 新座市の事例

(坂本) 皆さん、こんにちは。埼玉県新座市から参りました坂本と申します。どうぞよろしくお願ひします。

実は私は大阪の出身で、結婚する30歳ちょっと手前まで大阪にいました。人生の中でまだ大阪で生きた年代のほうが多いので、今日は大阪弁でしゃべってみようかと思っています。でも子育て系の言葉を語るときには、なぜか標準語でなければ落ち着かないのです。

(1) 子育て風景 今・昔 - 60年代の家族と子供の風景

ちょっと懐かしい写真を出してみました。60年代の家族と子供の風景です。東大阪市玉串町東1丁目です。これは私が生まれたときのご近所さんと、うちの親の写真です。大阪府営住宅で撮りました。本当に典型的な新興住宅地というか、60年代の幸せそうな夫婦と気楽な子供が写っておりますが、私です。

真ん中にある写真は、当時父が写真を撮るのが好きで、近所の写真をよく撮っていたので、そのアルバムの中から引っ張ってきたものです。4歳ぐらいの子供が3人遊んで

います。その奥で、同じく幼稚園児ぐらいの子供が赤ちゃんを乳母車に入れて押しています。60年代の中ごろには、子供が子供のお守りをするということが地域の中にあったわけです。隣近所にたくさん子供がいました。その隣の写真は小学校1～2年生ぐらいのお姉ちゃんが、向こう三軒両隣のどこかの赤ちゃんの面倒を見ている写真です。こういったものがうちのアルバムにはあるわけです。ちょっと60年代にさかのぼるだけで、実はこういう地域があったのです。先ほど、度山室長が崩壊してきたとおっしゃったものです。

(2) 埼玉県新座市

今、私は埼玉県の新座市にいます。引っ越して最近よく分かりましたが、新座市は東京都に本当に寄ったところにあります。こちらで言うと生駒や柏原辺りの感じでしょうか。郊外のベッドタウンです。まだ畑もありますし、雑木林もあるという地域です。

新座市は人口が15万人で、年間に大体1,300人の子供が生まれています。大阪の梅田などよりもはるかに大きい池袋という繁華街に近いです。埼玉県ということで東京都よりも地価が比較的安くて、郊外の広いところなので、初めて所帯を持とうかという人たちがたくさん住んでいます。ですから、子育ての初期を過ごす家族が多いわけです。

新座市の特徴的なところは「福祉の街づくり宣言」「男女共同参画都市宣言」「生涯学習都市宣言」をしていることです。生涯学習が非常に盛んで、公民館活動が非常に充実しています。開拓の歴史があるらしいのですが、そういう学習の場で市民参加などが割と等身大でやられている地域なのです。次世代育成

支援行動計画に関しても、先行策定自治体として他市、各自治体より1年早く策定しました。私たちもそれにかなりかかりました。

(3) 孤独な育児から、みんなで子育てへ

ここは郊外で、待機児が多いですが保育園はあります。しかし、支援センターのようなものが全くありませんでした。私の子供が生まれた10年前のことです。

やはり親子が集まる場所が欲しいということだったのですが、市役所に言ってもできそうにないなという感じでした。公民館の先生がたは優しいので、言ったら何かしてくれるのではないかという感じで、お母さん連中で公民館に「こんなのをやりたいのですが」と相談をしていたわけです。そうすると、心ある人が「うちの館でやってみましょうか」と言ってくださって、子育てサロンがどんどん広がっていったのです。

私たちはそこで活動しながらアンケートを取りました。今も継続的に時々やるのですが、実際、どんなふうに子育てをしているのかを聞いていくと、全国のお母さんたちも多分同じだと思いますが、仲間が欲しいとか、話がしたいとか、自分をもっと認めてほしいとか、もっと勉強したいとか、息抜きしたいとか、こういうことを言っていたわけです。

これは私一人の思いではなく、ここで子育てをしている人はみんな思っていることなので、それを何とかみんなで解決していこうという活動を原点として、ネットワークを作ってきました。サークルにつながったり、子供のことをやっているグループとつながったりしましたが、専門家の人たち、保育士さんや保健師さんなども個人的につながってくださ

いまして、サークルだけでは解決できない問題を地域で解決していこうということで、ネットワーク化ができました。

これをやっていく中で、日本子ども家庭総研の研究者の人たちと接点ができまして、「実はこんなことをしているのです」とお話ししたら、専門家の先生が「坂本さん、これはヘルスプロモーションという、りっぱなことです。昔からそういうことは必要だと言われてきて、専門家の理解の中ではあったけれども、これまでそんなことをやっていたところはそんなにない。頑張りなさい」と言ってくださったのです。それで、どんどん外に向かって発信してもいいことなのだと確信しました。

もちろん、近隣の市からも「うちの地域でもそういうのを作りたい。どうしたら作れるの。手伝って」という依頼がありました。四つの市が合同でいろんなことをやっているの、やはりそのほうがいろいろな情報がたくさん存在します。その周りの四つの市に次々とネットワークができていって、今でも一緒に実行委員会を置いて、県から予算をもらって分けたりして事業をやっていきます。

(4) 新座子育てネットワーク概要

1999年に、サークルサミットという形を取ってネットワークを発足させました。なぜ形にこだわったかということ、地域の中で認めていただいて作りたかったからです。一部の人がかってにやっているのではなく、みんなにオープンに開いているものなのだとこのことを知ってほしかったというのがありました。これが非常に大きくて、始まりの段階からオープンにやりましたので、行政も認めてくれ

て、さすがにすぐにサポートしようかという具合にはなりませんでしたが、応援していただきました。そして、成功していく中で、行政も、いろいろな活動が地域に必要なということでこの活動を支えていかなければいけないと思ってくださったのだと思います。

2000年に文部科学省で子育て支援ネットワーク助成事業が始まるということをして市の教育委員会担当が聞きつけて、このときにネットワークができていから何かできるのではないかとお願いしたのです。そこで、私たちは一気に行政との連携を始めました。その段階で、まだ私たちには主に動いているメンバーは10名程度しかいなかったのですが、ここで子育てサポーターの養成ということで仲間づくりが一気にできました。これはすごくいいタイミングで、しかも、本当にわずかなのですが、お金がついたというのはすごいことでした。

そういった取り組みから行動計画の策定があって、私たちの活動がどんどん広がっていきました。公民館との連携、保健センターとの連携など、いろいろ進んでいったわけです。そこで、こちらから事業としてこんなことをやってほしいと具体的な要求をするのではなく、市役所や保健所の人と話をすることで、こんなことに困っている、お母さんはこの間こんなことを言っていた、どうしたらいいのだろうという相談や情報交換という形で、日常的に話しているものがいつの間にか小さな事業になっていきました。これは振り返ってみて感じられることです。

そういう活動をしていく中で、経験が豊富になっていって、スキルが上がってくることにより、専門家にしたいような人が出てくる

わけです。根なし草のようにやるのではなく、10年くらいはこの地域の中でだれかがやっていないといけない事業、取り組みなのだろうという思いがありました。私一人がやってもしかたがないわけで、地域の中で長く定着させていくためには何が必要なのかと思ったときに、この活動を天職だと思っている人が職業にしていけばいいと思ったのです。

しかし、今は子供が小学生、中学生で、「ボランティアなんかやっていないで働いてくれよ」といつもお父ちゃんに言われるから、どきどきしながら活動しています。「パートに行かなければいけない。もうできない」と言われるのはやはり嫌ですから、その前に、任せられるような人が、たくさんでなくてもいいから、3~4人ほど欲しいなと思っていました。そこに、公立の保育園の建て替えに伴い支援センターを作るので、それをやってみないかという話があったのです。

それで、私たちは考えました。これはある意味では大きな予算を頂いて、そこで活動する人を雇ってあげられるのです。仕事として、そういう事業が提供できると思いました。まず、いろいろ話す中で、きちんと法人化して、責任を持てる形で運営したほうがいいのではないかというので、NPO法人化しました。よく「市が条件としてNPO法人になれと言ったのですか」と質問されるのですが、新座市は一言も言いませんでした。これはすごいと思います。いつもそうなのですが、自治体は過剰な要求をしてこないのです。それは担当者の考え方やスタンスもあるかと思いますが、それでも、それが、結果的にはうちの団体を上手に育てたということになると思います。

今、子育て支援センターと「つどいの広場」をやっていますが、その二つの事業が非常に大きなウエートを占めています。実は今日は、新座市で毎年開催している「わいわい運動会」というのをやっていて、先ほど心配でちょっと電話をしたら、けがもなく無事に終わったとのことよかったです。今日は市役所の子育て支援課総勢で取り組んだという感じなのです。15万人の町ですが、本当に都心部に近い行政マンたちがいるのは、とてもありがたいことだと思っています。

(5) 地域子育て支援センター「るーえん」

「るーえん」を少し紹介します。子育て支援センターの予算の中では、人件費を出すのがやっとです。私たちはボランティアベースで始まっていますので、定年になった保育園の園長先生の手当のように出す必要もないという発想がもともとありますので、パートのおばさんよりちょっといいというぐらいの金額を出しています。それでもやはり事業費はあまりありません。どうやって事業をしていくかというところで、利用者のお母さんとしっかりつきあえば、お母さんが持っているさまざまな資源を提供していただけますから、参加型の支援センター運営を心がけています。

例えば、利用者のお母さんがお子さんに帽子をかぶらせてきて、「かわいいね。どこで買ったの」という話をしている中で、「私が作ったんですよ」「そうしたら、それをみんなに教えてあげてよ」と、手づくりの帽子の講座が始まるわけです。

あるいは、「子供ができてから楽器を長いこと触っていない」「昔クラリネットをやっていた」「アコーディオンをやっていた」と

いう人たちに、「3人もいたら演奏グループができるじゃないか。サークルを作ったら？」ということで音楽グループができ上がり、そろそろ発表してよとコンサートが行われるというふうに、とにかく参加型なのです。

このように、来ている人たちが持っているさまざまなものを提供しながら、参加型の運営しているのです。

(6) つどいの広場

つどいの広場事業は大きな地方センターの中でやっています。ここには造形学を勉強してきたスタッフがいて、彼女たちの持ち味を生かした運営をしています。いろいろな造形活動をしています。

(7) 二つの地域子育て支援事業から見えるもの

こういった支援センター、つどいの広場から見えてくるものは、拠点型である利点です。それまで、公民館などスポットでサロンをやってきたこととは全く違う地域へのアプローチができるので、地域子育て支援の可能性が非常に広がるのです。住民参加型の運営、つまりNPOの運営です。みんな新座市民で、自分の子供をこの町で育てるし、自分もこの町で暮らしています。そういう人たちが参加する運営というのは、やはり地域のことをとてもよく知っていますし、地域への思いが日々の活動に反映されます。

子育ての当事者であると同時に、非常に勉強をしたり、経験を積んだりしてきていますので、専門性もあります。そして、いろいろなところと連携を取っていますので、私たちの後ろにはたくさんの専門家がいて、いざと

いうときはその人たちにも出てきてもらえるという環境を持っています。

そして、スタッフ自体がもともと専業主婦で子育てをして、地域の中で生きてきた人なので、等身大の生き方モデルになっています。多様性も意識しています。とにかく地域開発という視点とソーシャル・マーケティングという視点を持っています。いわゆる専門の保育士さんがやるのとはちょっと違う発想でいろいろなことが展開されています。これが、今までの地域の子育て支援が作りがちだったすき間を、いろいろな形で埋めている可能性もあると私は思っています。

企業との連携の事業もあります。新座市はとても財政的に厳しい市なので、市の職員に予算を増やしてくださいと言うよりは、自分たちで企業にそういったものを出していただいて、企業と一緒にいいプログラムを作って提供していこうというところに向かっていきます。

(山縣) ありがとうございます。後半部分が非常に興味深かったのではないかと思います。後半で幾つか議論するとして、一つだけ教えてください。新座には支援センターが幾つあるのですか。

(坂本) 私たちのセンターができる前の年に一つ、法人保育園さんにできました。私たちのセンターができたときに2か所できました。それで、つどいの広場ができました。今、拠点型の支援センターは4か所です。

(山縣) 「るーえん」は、住民参加型の展開としては新座のごく普通の支援センターの姿と考えていいのですか。それとも「るーえん」だけが特徴的なのですか。

(坂本) 「るーえん」はかなり参加型です。もう一つのNPOの保育園がやっている支援センターも、やや参加型です。もう一つの法人保育園の支援センターは従来の保育士さんが来てやるという形です。

(山縣) その辺は後半で皆さんがたと議論できるのではないかと思います。先ほど手を挙げられたかたはほぼ全員公立だと思います。今まで自分たちがしないといけないという思いがありすぎたのかもしれない。そこをどう一緒にやっていくかというところですね。全部やろうとすると職員は大変だと思うのです。市民の知恵や力をどう発掘し、組織化し、生かしていくか。

このような点について、後で議論できたらと思います。ありがとうございました。

続いて、松田さん、お願いします。

3. 世田谷区の事例

(松田) 東京都世田谷区から来ました松田です。よろしく申し上げます。私は、今日は「子育て支援グループ amigo」という所属で来ていますが、NPO法人せたがや子育てネットというネットワークを作って活動していますので、両方お話しさせていただきたいと思います。

(1) 子育て支援グループ「amigo」

まず「amigo」のご説明をしたいと思います。

世田谷区は、東京都の中でも大きい区です。人口は、今は約82万人です。1年間で赤ちゃんが5,800~6,000人くらい生まれています。その中で、大きく5地域に分かれているうちの北沢地域という、皆さんがご存じの下

北沢という町がある、割と商業化された、高齢化が進んで子供はほとんどいないような地域で「amigo」をやっています。北沢地域の中でも割と住宅地に近いところです。地図を見ていただくと、すべての駅から10分ぐらい歩く、何の特徴もない住宅街の中で古い一軒屋を借りてやっている無認可保育園の2階を借りて、子育てサロンを開きました。「amigo」を始めたのは平成13年で、ちょうど今年が5年めになります。

「子育て支援グループ amigo」という名前がついていますが、実際にやっている中身は主に産前産後の支援です。主に助産師さんと一緒に立ち上げましたので、産前の妊婦さんから産後すぐのお母さん、もしくは産後の赤ちゃん向けのプログラムを中心にやっています。実際には講師を呼んだりして、有料の講座という形でやっていますが、金曜日には「ふらっとサロン」という名前で社会福祉協議会の助成をもらって、毎週いつでもだれでもふらっと来ていいというサロンを開いています。

(2) 設立の経緯

私たちが世田谷で活動を始めたときに最初に相談に行ったのは、区役所などではなくて社会福祉協議会でした。というのは、私は三重県で最初の子育てをされていて、そのときに最初の子供を連れて赤ちゃんサロンを始めたのですが、社会福祉協議会のかたが「ふれあいいきいきサロンという助成金の資料ができたので、多分あなたたちがやっているのはこれだと思うから申請しなさい」と、申請書を持って訪ねてきてくださったのです。そんなことがあるのかと思ってすごくびっくり

したのですけれども、かつてにやっていたら来てくれたということで、すごくうれしかったです。そのことがあったものですから、きっと世田谷にもその制度があるだろうと思って聞きに行ったのです。

そうしたら、実は世田谷区では高齢者のサロンがたくさんあって200か所ぐらいやっているのだけれども、子育てのサロンはまだやっていないと言われました。ただ、9月ぐらいからやれるように今勉強中なので待っていてくださいと言われ、その制度ができるのを半年待っていました。そして始まるにあたって、社会福祉協議会が「ほかにやりたい人はいませんか」という呼びかけをしたときに、こんなことをやっていますという形で私たちのサロンを紹介して、実際に見に来ていただいたり、少しお手伝いをしたりするような活動をしていました。

ふらっとサロンを始めて、産後のお母さん、これから産むお母さん、その後ろにいる家族やお父さんを対象に活動するうちに、世田谷区の子育て支援がどんなメニューになっているのかということに関心を持つようになり、産前産後はまだまだだとすごく実感して、そこから区役所と関係ができてきました。

私は最初がそこなのですが、世田谷区は実はすごく市民活動が盛んな地域で、30年ぐらいやっているグループなどというのがたくさんあります。私たちは産前産後なものですから、「1歳になったら卒業しなさい。その後は地域に出て行って」というふうにしようと思ったら、その先はどんなところがあるのかが知りたくなくて、そういった地域のいろいろなグループの情報を集めるようになってきました。

そして、どんなところか見てこないと紹介もできないということで、いろいろなグループのリーダーさんに会ってみようと思っていて話を聞いたりしました。最初は本当に個人的なつながりで、ネットワークというような大それたものではなく、「もうすぐ赤ちゃんではなくなって、行き先に困っている人がいるから紹介していいですか」というような形でネットワークができました。

社会福祉協議会のかたがたはすごく熱心で、サロンは制度が始まってから数年で60か所に増えました。社会福祉協議会の子育て支援養成講座を卒業すると漏れなくサロンが開けますといううたい文句もありまして、せっせとコーディネーターのかたがサロンをやりませんかと勧めて、専用拠点などを使いながら、どんどん子育てサロンが増えていきました。そこは少し自慢でもあり、課題でもあるところですよ。

産後のところは私たちのミッションでしたので、ちょうど世田谷区は「子ども計画」という名前で先行してやっているのだと自慢していましたので、ではぜひ産前産後のところを手厚くしてもらおうと思ってせっせと通い、何かにつけて産後について、意見を述べていました。

(3) 活動内容・展開

自分たちが助成金などを頂いているいろいろなプログラムをやったり、先生をお呼びしたりして、こんなことをやったのだとか、こういうことをやってお母さんたちでこんなに賑わっているという報告書を作って社会福祉協議会へ持っていきます。年間延べ2,500組の産前産後の親子に会って、その中でこんなこと

が課題になっているということを、改めて言う
と警戒されてしまいますので、何かの折に
ついでのようにチラシを渡したり、「あっ、
そういえばこんなのができるのです」と言っ
て冊子を渡したりしました。

いろいろ作戦を考えて、手を変え品を替え、
産後にもうちょっと思いをはせてもらおうと
思いながら言っていたら、「産前産後のこと
をやっているのだけれども、今度ちょっと話
を聞かせて」などと言ってもらえるようにな
ったのです。もうすでにやっているのだと言
うので見せてもらったのが、産後1か月は働
いているお母さんが申請すると家事援助のサ
ポートが受けられるという制度でした。そこ
にコメントがついていまして、「あまりニー
ズがないので、やらなくてもいいかも」とい
うような評価が下されていたのですが、これ
は絶対にうそです。産後1か月で、しかも働
いているお母さんだからニーズがないのかも
しれない、ちょっと考えてみてくれませんか
という話をしました。

というのは、世田谷区は割と転勤で来てい
る家族が多いこともあって、産後1か月は自
分の家にいないのです。大体里帰りしてい
るとか、里帰りしていないにしても田舎からお
じいちゃん、おばあちゃんが来て手伝ってく
れたりして、何とか夫婦で切り盛りしてパタ
パタしているうちに1か月なんてあっという
間に過ぎてしまって、つらいなと感じるのは
その後なのです。制度として1か月で切られ
ていたら申請する人はいません。

特に産後のつらさというのは妊娠中には全
然ピンとこないもので、「ああ、これだった
のか」と思うのは3か月ぐらいたってからな
のですよというような話をしました。ですか

ら、申請期間を6か月ぐらいにまで延ばすと、
もしかしたらニーズとして出てくるかもしれ
ませんとお話をしたら、早速調べてくれました。
た。

何を調べたかということ、虐待の件数です。
虐待の4割ぐらいは0歳児で、その中でも7
割は6か月未満だったそうなのです。という
ことは、やはり6か月までがやばいというこ
とです。そこを拾っていこうということで、
「さんさんサポート」という制度が10月から
スタートしました。そういう、形としての協
働はまだまだ「amigo」と行政はできていな
いのですが、少し耳打ちができるような関係
がやっとできたかというところがあります。
それでも最初は割とけんか腰で「やってくれ
ないのですか」というようなこともやってい
ました。あまりにひどいことを言われるとき
は後ろの偉い人に聞こえるように言ってみ
たり、わざと違う人を連れて交互にやったり、
違う人に電話をかけてもらったり、いろい
ろなことをしながらやっていました。「また来
たか」という顔をされない程度に仲よく、ち
ょっと思ったことが言い合える関係にやっ
とってきたというところがあります。です
から、ちょっと楽しみといったところです。

世田谷区にはすごくたくさんのグループが
あって、昔からの手ごわい市民活動のバリバ
リの「マチヅクラー」と呼ばれる、まちづく
りをしているおじちゃん、おばちゃんたち
がいます。有名なのは「羽根木プレーパーク」
という、自分の責任で自由に遊ぶという冒
険遊び場をやっているところです。もちろん
世田谷区の中なのでごく近いです。そうい
ったところでやっている子育てのグループは
本当に老舗というか、だれでも知っているよう

な大きな活動がたくさんあります。

しかしそういうところになかなか新しい人たちが入っていかないとか、意外に敷居が高いような感じがしたり、もっと小さいときに知っていればよかったなと子供が育ってから気づいてしまったりするのです。そういうもったいなさがあるので、0歳児の親たちが集まっている場でもっともっとうちを自然で遊べるような場所を知らないなんてとてももったいないということで紹介を始めたところ、これをもうちょっと情報としてきちんと作っていかないとかなという話が出始めました。

(4) せたがや子育てネット

せたがや子育てネットは、最初は「ママパパぶりっじ」という名で立ち上がったのですが、去年NPO法人になって「せたがや子育てネット」という名前になりました。それを始めるころの話を少しします。最初はまちづくりのかたがたや、マチヅクラールと言われるようなオタク系のお兄さんなど、いろいろな人たちが集まって「ぶりっじ」という活動をしていました。

その中で子育てのグループがなかなか出てこないのは、会合が大抵夜だからです。ですから、子育ての人たちが来てくれるような時間帯に1回やってみようよと言って、昼間にやってもらったことがきっかけでした。その中には、行政のかたたちもたくさん入っていました。情報整備基盤という大きい助成金をもらって市民活動データベースを作らなければいけなくなっただけなんです。予算がついたからさあ作ろうということになって、子育

ての部分に特別いっぱいいたので、市民活動データベースのほかに子育てのデータベースは別に作ろうではないかということで、きゅうきょ立ち上がったプロジェクトでした。最初はマチヅクラールのお兄さんたちが「ママさんぶりっじ」という名前をつけていましたが、私たちが乗り出して、「その『ママさん』というのは気持ち悪いからやめて」「なぜ『さん』がつくの、遠慮があるの?」「どうしてパパがいないの?」などと言いながら、「ママパパぶりっじ」という名前に変わっていきました。

(5) インターネットによる子育て情報の収集と提供

都会の中で子育てが孤立化していて、これは永遠の課題なのですけれども、どうやって出てきてもらいたいのかということで、まずは情報提供をしようかと、インターネットの中で情報提供を始めます。「マイホームページを作ろう」というのが、そのデータベースの助成金がついて作ったものです。いろいろなグループが自分たちの活動を簡単に載せて紹介していくものです。まだブログの時代ではなかったので、フォームに入力すると自分のページができるというページを作って、そこにアクセスしてもらって自分たちが参加できるようなグループを見つけてもらおうということを始めました。

もう一つは「カキコまっぷ」という、地図の上に附せんを張るようにして、子育ての情報や地域の情報を入れ込んでいくようなものをやってみようということで、これは東京大学のかたが開発したシステムを分けてもらってやっています。当事者も参加できて、自分

の子育ての体験を次に伝えられるので、育児相互支援ができるということで始めました。

(6) せたがや子育てメッセの開催

だんだんグループのネットワークができてくると、もうちょっとお互いのことを知りたいなということで、メッセをやらないかという話が出てきました。それに当時の子ども男女共同参画課の担当の人がすごく乗り気になってくれて、予算を組んでくれました。それがきっかけで、最初は60グループが集まりました。地域の親子たちがワイワイ集まって、お見合いのようにグループの紹介をしました。これがすごくいいきっかけになって、子育て情報誌を作ろうということになっていったわけです。

(7) 子育て応援クチコミガイド

それでできたのが、「子育て応援クチコミガイド」です。最初の年は、コラボレート事業といって、市民活動推進課の補助金をもらって、子ども男女共同参画課と一緒に作りました。一緒に作ったので、表現や載せるものなどがすごく難しかったのです。区役所の情報は同じサイズで別に出ていたのですが、私たちは民間の情報で、そのクチコミガイド版ということで、地図を作ってその中にグループの紹介を入れたり、いろいろな子育てを応援してくれる機関を載せたりして出しました。

これがすごく評判で、世田谷区には児童館が25館あるのですが、そういうところや保健センターで配布してくれました。これは1年ぐらいは補助金があったのですが、その後は「自分たちで作れるように頑張るね」と言われてしまいましたので、助成金をもらって

きて、2004年度版を自分たちで勝手に作りました。勝手に作ったので、最初は知らんぷりをしていて、自分たちで配ろうかと思っていたら、「何かできたらしいじゃない？」と声をかけてくださったので、早速、初めて見積書などというのを作って持っていきまして、その金額に絶句されて、「なぜこんなに高いの。20円ぐらいかと思った」と言われてしまいました。「20円では紙代も出ません。すみません、では私たちはかってに配ります」と言って見積りを引っ込めて帰ってきてしまったのです。そのときはかなり険悪な雰囲気だったのですが、立場上しょうがないだろうと思いました。では、近くの小児科の先生のところを持って行って買ってもらおうとか、いろいろなことをしていたら、そのうちに「改訂版が配られているらしいけれども、どこに行ったらもらえるのか」という電話が役所のほうに飛び込みで入るようになったらしいのです。

何しろこれは前の版をばっと配っていたので、改訂版があるならそれをちゃんと送ってと、児童館や保健所の担当のかたも本庁のほうに電話してくれたのです。それを聞いてしゅしゅというか、「やはり買い取らせていただけないでしょうか」とお電話を頂きました。「そうですか。ではしょうがないから、8掛けぐらいで卸してあげますよ」と、その辺は芝居がかってやっていたのですが、そんなやり取りがありまして、これは今、無事に区役所のかたが買ってくださって区で配布されています。

ただ、民間情報をかなり書いていますので、現場のかたがすごく頑張ってくれたのですけれども、お金を出すところなど、ちょっとす

れすれのラインでやったということを書きました。そういう思い切ったことをやれるようになってすごいと思っています。

(8) せたがやこそだてコンパス

次に、パンフレットの中にちょっと絵が載っているのですが、「せたがやこそだてコンパス」という冊子の企画・編集に加わらせてもらうことができました。これは子育て期のいろいろな情報誌があちこちからばらばらに出ていて、とても不便でやりにくいと私たちが常々役所に行ったときに話していたら、「1冊まとめて作るけれども、やる?」と言ってきてくださったのです。しかし私たちもそんなに体力がないので、丸ごとではできませんが、知恵なら出せますと言って、コンサルタントのような業者のかたが入って、編集委員会に私たちがメンバーという形で入って中身を作りました。

実際に作ってみると、こんなこともやってほしいとか、あんなこともやってほしいとか、母子手帳を渡すときと転入時に必ず渡してほしいということで、すごく入れたいことがたくさんありました。まずは、とにかく出してみようということでやったら、原稿を各所管にチェックしてもらう段階で、「こんなものは区役所から出せない」と、それぞれの担当のかたがけっこう怒ったのです。例えば、慣らし保育のときはこういうところを見てくるといいといったことを書いたら、「保育園には慣らし保育はありません。慣らし保育という言葉は使わないでください」とか、保健婦さんは優しくなったなどという先輩ママからのクチコミを入れると、「保健婦さんは怖いということを前提に書いているのでけしから

ん」とか、すごくいろいろなことを言われました。

それはもっともなのですが、これも担当してくださった子ども家庭支援課がかなり踏ん張ってくださいました。最初に委員会に入るときも、委員には謝礼を渡せばいいではないかと会計の人に言われたそうなのですが、「いや、これは委託です」と言ってくださって、最後の奥付の「企画・編集」に「NPO法人せたがや子育てネット」「世田谷区子ども部子供家庭支援課」とセットで名前を入れてくれるようになりました。そして、これが一つ実績になるから、絶対にここは委託でいこうと言ってくださいました。委託されるとNPOは税金がかかってしまうらしいので、それはどうなのかというのもあったのですが、ここはもう堂々と税金を払おうではないかということで、私たちも頑張って委託で作らせていただきました。NPO法人のほうは、情報提供で上手に協働していけるのではないかと、今は頑張っています。

私たちにはそういうりっぱなものできたから、今度は肩の力が抜けて、あとは出会った親子にベラッと渡せる気軽なマップを作ろうということで、今は手書きの、わら半紙に印刷したような、とんでもなくいいかげんな怪しいマップを作るのに力を入れています。こういうことができるのも、しっかりした本当のバイブルができたからだと思っています。区役所のかたがすごく熱意を持ってやってくださっていることにとても感謝しています。

(山縣) ありがとうございます。なかなか興味深い話ではなかったかと思います。世田谷の情報に関するホームページのURLも

入っていましたので、ぜひ見てください。研究会のメンバーも最初に見ていたのはたしかこのホームページです。少しいろいろな事情があって分離をしたり、新しい仕組みになったりしていますけれども、行政と市民が協働してこんなものができるということです。

市民との情報づくり、情報提供のしかたについては、世田谷区と三鷹市が恐らく全国でいちばん進んでいるのではないかと思います。世田谷にしても三鷹にしても市民サイドの成熟度が非常に高く、行政サイドの度量といいますが、普通はこんなのはしないだろうというものまで覚悟をして応援してくれたというところに特徴があったのではないかという気がします。

では、続きまして、ここからは研究会のメンバーになりますが、公立の支援センターでも、市民の協力でこんなことができているということを少し紹介してもらおうと思います。川上さん、よろしくをお願いします。

4. 柏原市における子育ての現状と今後の課題

(川上) 皆さん、こんにちは。行政が行っている子育て支援ということで、実践について発表させていただきたいと思います。幸か不幸か、お隣におられる松田さんや坂本さんのような、パワー全開の市民のかたとはまだ出会ったことがなくて、本当に柏原市からもこういうパワーのあるお母さんがたを発掘していきたいと思っております。

(1) 柏原市の概要

柏原市は大阪と奈良の境にあります。市の中央部には大和川が流れていて、夏から秋に

かけてはブドウ狩りが盛んな、のどかなところですが、豊かな自然がまだまだ残っています。そういう地域に子育て支援センターがあります。

柏原市の人口は約7万7,300人、就学前の児童数は約4,300名です。このうち47%のかたが家庭で保育をされています。また、3歳児以下になりますと約2,800名、約72%のかたが在宅で保育をされています。

(2) 子育ての状況

柏原市の子育ての状況としまして、ハード面では公立の幼稚園が7か所あり、2年保育をしています。また、私立の幼稚園(3年保育)は2か所、公立の保育所が6か所、民間の保育園が7か所あります。地域子育て支援センターは独立型が1か所と、保育所併設型は公立と民間が各1か所あります。保育所の待機児童はなく、非常に恵まれた環境の中にあります。

ソフト面では、公立の保育所が週1回の園庭開放をしたり、親子教室などを計画的に実施されています。また、幼稚園でも園庭開放や3歳児以上の教室を年間で計画してくれています。それぞれの支援センターも特色を生かした支援事業を行っています。

私どもの地域子育て支援センターは、現在、正職員の保育士を今年1名増員して頂きまして3名と、アルバイト保育士2名、心理発達の専門職1名の6名で構成しております。

(3) 子育て支援センターの現状

お手元のピンクの冊子の11ページ(当該137ページ参照)に、子育て支援センターの

年間の事業を書いています。

1番のスキップ広場というのは、施設開放です。また、今年から単独の事業を加えまして、14番の講習会や17番の青空保育のように、年齢対象がない事業をやっております。また、家庭児童相談室も兼務しておりますので、2番、3番のような子育ての相談業務を随時行っております。電話相談や来所相談も随時、予約がなくても受けるようになっております。

4番、5番、6番は親子教室で、保健センターと共催しているコアラ教室、また、一般公募のこぐま教室、らっこワールドの三つです。ここではそれぞれに違った内容で保育しています。15番のマザーグループも親子教室で、子育て不安や、ストレスの高いお母さん対象のマザーグループです。母子分離して保育することで、子供にもすごく大きな成長が見られています。

(4) 親子教室の役割

柏原市では、この親子教室が非常に重要な役割を果たしています。平成2年から、乳幼児の健全育成を目的に開催した教室なのですが、昨年度、関西福祉科学大学の谷向先生との協同研究（子育て支援親子教室における効果指標とその測定に関する調査研究）（平成16年度児童関連サービス調査研究事業、財団法人こども未来財団）で本市の親子教室でのデータをもとに、いろいろな面に変化が見られました。こども未来財団のホームページを見ていただくと詳しい内容が載っていると思います。

この結果から、親子教室は子育て中の親子に大変有効で、また、その効果は家族の生活全般にわたって幅広く及んでいることが示さ

れました。親子教室の有効性を高めるためには、子育て支援の専門家の専門性を生かして質を高めることがより効果的です。また、地域のシステムの中で、親子教室は地域の子育て支援システムのワンステップとして、貴重な機能を果たしているということです。今後、さまざまな育児支援につながる入り口として重要な役割を担っているということが、この研究の中で明らかになりました。

(5) 健全育成・障害フローチャート図

12ページ（当該138ページ参照）には、柏原市の健全育成と障害のフローチャート図を載せてあります。これからは、それぞれの機関の役割が、連携することで明確になり、連携した支援を提供できるようになってきております。

フローチャート図を作る場合、形式は頭の中ででき上がっているのですが、それぞれの機能を果たしていないということがよくあります。しかし、本市の場合いろいろな機関と連携する中でそれぞれ自分たちの役割が明確になり、自分たちは、どの部分を担っているのかよくわかり、互いの機能や役割が明確となり、就学前支援がうまく連携できています。

(6) 子育てサークルの活動

次に11ページ（当該137ページ参照）7番と8番のサークル関係についてですが、ここはポイントになると思います。親子教室や子育て支援の事業に参加して、ここで会った保護者のかたがサークルを作って活動しています。松田さんや坂本さんのような活発な市民のかたは少ないのですが、私たちの支援の中で生まれたサークルが少しずつ力をつけてい

ってくださいしているところです。

また、うちの支援センターではサークルリーダー会を年間4回持っているのですが、そこでお母さんたち、リーダーさんどうしが知り合いになられて、ぜひリーダーの交流会をやっていきたいということで、毎月リーダー交流会を持つようになりました。これには私どもが場所の提供をしたり、相談に乗ったりしながら続けています。

このメンバーが、家庭に引きこもっているお母さんたちにぜひサークルの楽しさを知らせてあげたいという思いになり、サークル紹介の冊子を作ったり、今年は年1回、開催されているこどものためのおまつり“子育てゆうゆうカーニバル”に「サークルママのお部屋」を1ブース担当し、サークルの紹介や遊びの提供をしました。今年は900名以上の参加があり、大盛況に終えることができました。

少しずつですが経験を積み交流を深めていくことで、支援を受ける側だけではなく、提供する喜びも少し感じてくれたように思います。私たちスタッフは、場の提供をしたり、相談を受けたりしながら、お母さんたちが力を出せる支えになるために応援しています。

(7) 子育て支援連絡会議

18番（当該137ページ参照）の子育て支援連絡会議は、柏原市の中でちょっと特徴的なものだと思います。これは市内の子育てにかかわる各機関がお互いの事業の内容を教え合い、効果的に連携が取れるように、うちの子育て支援センターが事務局となってコーディネーター役をしています。お互いの事業を知ることによって市民によりよい情報が提供でき、また、他機関とのコラボ、例えばファミリーサ

ポートセンターの援助会員の育成については、私どもの支援センターの親子分離の教室や講習会の場で実習をしていただいて、支援センターの職員が指導することで、質のよいかかわりをしていただけるようになりました。ほかの機関と組むことで、有効な支援、かわりをするようになってきました。

このように子育て支援連絡会議で連携していく中で、子育てに対する理解も深まって、サークルのお母さんたちが利用できる場も少しずつ増えてきています。

(8) 今後の課題

今後の課題としまして、市民が行っている支援の対象と同じ人に私たち行政の人間がかかわるのではなくて、行政が行う子育て支援は子育て支援の専門性を生かして質を高めることで、より効果的に支援していけるのではないかと思います。また、他機関と連携することで理解が深まり、よりよいサービスが提供できるように思います。そして、保護者、市民のかたの力を引き出す支援をしていくことがポイントになるのではないかと思います。支援、サービスを提供してもらうだけではなく、保護者自らが解決する力をつけられるような支えとなり、地域で子育て力の核となる一人ひとりになれることが大事ではないかと思います。5年後、10年後、20年後と、ちょっと遠くを視野に入ると、それが地域の教育力になっていくように思います。そのように根づいていけるような支援をしていきたいと思っています。

支援センターの職員も頑張っているのですが、今後もやはり市民のかたとの協働でよりよいものを提供していけるように、ま

た、効果を上げるサポートをしていけるようにしなければいけないと実感しています。子育て中のちょっとしたサポート、介入が本当に効果を上げているということ、保育の現場にいて実感する次第です。子供たちのために有効な支援のあり方を、今後ともニーズに合わせて探っていくのが私たちの使命ではないかなと感じています。以上です（拍手）。

（山縣） ありがとうございます。柏原市で行政が把握しているサークルは幾つぐらいあるのですか。

（川上） 24グループできていまして、そのうち子育て支援センターでかかわっているのは16グループです。

（山縣） かかわっているというのは、場所を提供しているということですか。

（川上） はい。

（山縣） 柏原市が支援している16グループについては、場所を定期的に貸しているということですが、それ以外に何か行政が支援しているものはありますか。

（川上） 場所の開拓です。直接お母さんたちが行ってもなかなか貸してもらえないので、支援連絡会議に出席していただいた機関のかたと個人的にいろいろお話をしながら、子育て中の親子を支援するためには仲間作りをする場所が要るということをこちらが訴えて、2か所、場所を提供して下さる機関があり使っていただけるようになりました。

（山縣） 先ほどの松田さんの話にあったような、情報を整備するとか、そういった行政的にはまだお手伝いできていないのでしょうか。

（川上） それはまだです。

（山縣） 先ほど松田さんは、社協のサロンの話のときに、専用拠点がうちはあるからと言われましたね。その専用拠点というのは、実際は何を指しているのですか。70ぐらいサロンがありますが、専用拠点があるからどんどん作ってもいいということでしたか。

（松田） 専用拠点と言ったのは、社会福祉協議会が持っている専用拠点です。

（山縣） それは幾つぐらいですか。

（松田） 地域ごとに必ず一つはあって、それにプラスしてどんどん増えています。世田谷は独居老人が多いのです。それで、空いている部屋を貸したいとか、そういう地域の申し出を上手に社協の人が拾ってきて、そこを専用拠点のようにしています。

（山縣） 住民の家を安く借りているとか、ただで借りているとか、そういうものを開拓しているということですか。

（松田） そうです。高齢者のサロンがかなりを占めているので、そこに入り込もうと思うと難しいということもあります。

（山縣） なるほど。ありがとうございます。では、最後になりますが、笹本さんからよろしくお願いします。

5. 大阪府

（笹本） 河内長野市の笹本と申します。名前は「育司」（育児）です。最近、仕事をしています。自分の名前に運命的なものを感じるようになりました（笑）。

(1) 大阪府内各市町村次世代育成支援行動計画

大阪府内の市町村の次世代育成支援の行動計画の策定状況ということでご報告させていただきます。ピンク色の資料の13～20ページ

(当該139～146ページ参照)に膨大な資料が載っています。13～17ページ(当該139～143ページ参照)はNPO等地域との関係一覧、18～20ページ(当該144～146ページ参照)は主要14事業の一覧です。

NPO等地域との関係一覧

NPO等地域との関係一覧という資料についてですが、これは行動計画策定の委員会に住民代表が参加をしているかどうかということをもとめたものです。「委員会へのNPO等参加」というのがいちばん左の端の表番号1番に書いてあります。それから表番号6番には「市民委員・公募委員数」についてまとめてあります。

これを大阪府内の43市町村についてまとめますと、1番のNPOの参加が43市町村中16市町村です。それから6番の公募委員の参加が43市町村中24市町村です。これを「NPOの団体あるいは公募委員のどちらかが参画している」という形でまとめますと、43市町村中32市町村が住民の参画を図っているということになります。市町村が住民の意見を反映させる方法として、策定委員会への住民参加を活用しているということが分かります。

もう一つは表番号12～17番までです。これはNPO関連と社会福祉協議会関連の実態把握をまとめた資料です。「実態を把握している、あるいは計画書に表現している」市町村を縦に積み上げていきますと、NPO関連では子育てサークルを中心に19市町村という数字が出てきます。社会福祉協議会の実態把握は割と少なくても8市町村です。大阪府内では、社会福祉協議会との関連が計画書にはあまり触れられていないということが分かりました。

主要14事業について

主要14事業といいますのは、数値目標を設定して、その数値を国へ報告することが義務づけられた事業で、事業番号1～14番の事業がこれに当たります。いちばん右側に14事業以外の事業で数値目標を設定しているものが、事業名だけなのですが、市町村ごとに載っております。ここは各市が、それ以外の事業で数値目標を設定したと見ていただいたらけっこうです。

この表の中で、13番の「地域子育て支援センター」と14番の「つどいの広場」に注目しました。積み上げていきますと、地域子育て支援センターは平成16年度の現状値が155か所です。平成21年度の目標値は244か所になっておりました。一つでも増設を計画している市町村は、43市町村中23か所になります。

次に、つどいの広場では、平成16年度の現状値がわずか7か所です。これがちょっとびっくりするのですが、平成21年度の目標値として154ということで、1けたの数字が3けたにという、大きな数字が挙がっております。この増設を計画している市町村は43市町村中34ということで、いかにつどいの広場に力が入っているかということがよく分かります。

(2) 次世代育成支援行動計画の評価

次世代育成支援行動計画の策定には私も少しばかり参画いたしました。どういうふうに評価するかということですが、従来の児童育成計画をご存じでしょうか。平成6年度に、国がエンゼルプランを打ち出しまして、その後には少子化対策を進めてきたわけですが、各市町村におきましても児童育成計画あるいは子育て支援計画を作っておられる市町村が

多々あります。

「子供の育ち」支援から「子育て家庭」への支援へ

従来の考え方と今回の次世代の考え方と、どのように違うかというあたりをちょっと私の思いでしゃべらせていただきたいのですが、従来の児童育成計画は、そもそも子供の育ち支援、あるいは仕事と子育ての両立支援に主眼を置いてやってきました。ですから、例えば児童受け入れの拡大、あるいは延長保育、一時保育、病後児保育という保育サービスの充実が中心であったのではないかと思います。

今回、この次世代育成支援行動計画の中では、まず子供の支援は確かに大事なのですが、それに加え子育て家庭への支援という中で、例えば子供が産まれて、その子供の成長と共に親が親として成長していく、そのあたりの支援の必要性が色濃くでています。

「仕事と子育ての両立支援」から「子育てをするすべての家庭」へ

今までは、施設を利用する人への支援などが中心だったのではないかと思います。しかしこの次世代では、子育てをするすべての家庭を対象とした支援が必要ではないでしょうか。ですから、施設を利用するかた、あるいは在宅で子育てをするかた、それら子育てをするすべての家庭に等しくサービスを提供するという方向が打ち出されたのではないかと思います。

府内市町村の行動計画書を走り読みで見ましたが、例えば計画の対象をだれに設定しているか、あるいは計画の理念、計画の方向性、計画の視点など、いろいろな表現が計

画書の中にあるのですが、そういった記述の中から私が今申しましたようなことが読み取れるのではないかと思います。

そうしたら、保育士はどうしたらいいのでしょうか。これも私の思いですが、例えば今までは子供の育ちを見てきただけという失礼になりますが、そういう施設保育をどの施設でもやってきたのではないのでしょうか。しかし、今後はその子供の育ちから見える、その家庭の子育てにも視線を向けなければいけないのではないかと感じるわけです。ですから、まさしく子育て支援の展開をしていかなければならないと感じます。

(3) 10のキーワードでみる行動計画の施策

「10のキーワードでみる行動計画の施策」は、私が選んだトップテンです。順不同で、どれが1番というのはありません。時間もありませんので、読み上げるだけで終わります。

1番が「子供の権利擁護」です。児童相談業務・虐待対応、その辺の施策の推進です。

2番が「子供の問題行動対策」です。いろいろな問題行動があります。健全育成にもつながります。3番は「居場所づくり」です。つどいの広場がこの辺に入るかと思います。4番は「障害のある児童への対応」です。5番は「育児不安の解消」です。6番は「食育」です。7番は私がずっと触れている「子育て・親育ち」です。親が親として成長するために行政はどんな支援をしていったらいいのかということです。8番は「養育困難家庭への訪問」です。9番が「地域との協働」です。行政が地域とどう協働していくか。重要なテーマです。最後に「安全・安心」です。例えば不審者対策、狂牛病、アスベスト、鳥イン

フルエンザというような不安材料がある中で、この辺の対応も大切です。

(4) 行動計画の進行管理について

計画の実現に向けてきちんと進行管理をするということは、当たり前のことなのですが、これがなかなか難しいので、「きちんと」というあたりをけっこう強調しなければいけないのではないかと思います。

以上で終わります（拍手）。

（山縣） ありがとうございます。笹本さんが言われましたように後ろに膨大な資料が載っておりますが、これは研究会のメンバーと大阪市立大学の院生たちが協力をしてくれて、あくまでも行動計画書に載っているという視点で書いてあるものです。「うちではもっとこんなことをやっている」というのがあっても、計画書に書いていないと拾いようがないので入っていません。その辺で、担当者のかたが見られると「おかしいな、うちのと違う」と思われるかもしれません。時にはものすごく膨大な資料を短期間で読みましたので、読み落としがあるかもしれませんけれども、これはいずれ徐々に充実させて、できたらデータベースとしてマッセのほうから各市町村に還元をさせていただきたいです。印刷物ではなくて、皆さんがたで加工できるような形でお返しできたらとメンバーのほうでは考えています。

今後もこのマッセの研究会は、できたら市町村から情報をもって加工できる形でデータとしてお返しします。そうすると、また市町村が工夫して使うことができるのではないかと考えていますので、ご協力いただきたい

と思います。今回は一方的な情報提供で若干不愉快なところがあるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

6. 行政との関係

残り時間が30分しかありませんが、今日のテーマに即して一つだけ私から、特にNPOグループの2人のかたにご質問をさせていただきます。厚生労働省の度山さんにも、角度はやや変わりますが、基本的には共通したことを質問したいと思います。

松田さんと坂本さんに共通しての質問です。最初に言いましたように、今日お二方に来てもらったのは、ある程度行政との関係がうまくいっているのではないかと考えているからですが、それなりにうまくいっている理由をどういうふうに思っておられるのでしょうか。恐らく、行政とつきあうためにこの辺は折れようかとか、歩み寄ろうとか、何か妥協しておられると思うのです。行政のほうは当事者ではないので分からないかもしれませんが、きっと行政なりにNPOは大変だということがあるのではないかと思います。その辺で感じておられるところがあれば、ちょっと教えてもらえればと思います。

（坂本） 最初のころは、行政に対し私たち自身の持って行ったニーズに対する反応がすごく遅かったです。できないならできないと、あるいはできないけれども検討したいと言ってほしいのですが、はっきりしないというのがまずあるのです。こちらの言うことも分かっていないということもあるのだと思います。

それから、行政の年度単位の予算の組み方のタイミングを逸すると、「1年待たないと

あなたの言っていることは反映できない」ということになりませんが、多くの市民、特にお母さんたちというのは、あまりそういうことは分からないのです。そういう中で妙ないら感が起こっています。「実は行政では、物事が進んでいく段取りとして年度のこのころに計画を立ててこうやっていくのだよ、いい話だと思うのだけれども、もうちょっとこのタイミングで言ってもらっていたら実現したかもしれない、来年のこのぐらいのときに言ってきてほしい」とか、そういう親切がまずないとは思いますが。

それから、行政のかたは、やはり外の世界を全然知りません。新座の人と話げたのは、文部科学省への出向など、割と外の世界を体験させる風習があって、外の世界を知ってきている人がいたというのが一つ大きかったと思うのです。私たちのほうに先にいろいろな国の情報が来たりしても不思議に思わないのです。

それから、共通の言語を探すのが下手です。自分の常識で話すので、業界用語も平気で使います。これは行政サービス全体についていえることなのかもしれません。しかし、新座についていえば、比較的わかりやすく説明してもらえました。でも周りの仲間に聞いてみると、そういうことでかりかり、きりきりして、ファーストコンタクトで失敗するケースがものすごく多いのです。

(山縣) 新座市が理解があったということですが、一般の自治体では異なるような気がします。多くの地域をみておられると思いますので、行政はつどいの広場に対してどういうふうに見ているのか少し教えていただけませんか。

(坂本) よく分かっていないというのが現状ではないでしょうか。ただ、行政の方もやらなければいけないということはすごく感じているのですが、どういう人を入れて、どういう運営をするかというのかが、あまりまだイメージできていない気がします。

(山縣) 先ほど笹本さんの話の中に、府内市町村では、今七つぐらいの自治体がつどいの広場事業を実際やっているということがありました。5年後の目標値が154か所ということで、34の自治体に広がっているということです。

つどいの広場はどうやったら見ることができるのでしょうか。

(坂本) 視察のご希望は大変多くて、協議会が毎年各地で、今年度は5か所、セミナーをしているのです。そのときに、すぐ満杯になってしまうのですけれども、大抵オブションで視察ツアーを組んでいます。現地を見てもらうのがいちばんなのですが、受け入れられるような体力のあるところも限られていますので、DVDを作りました。「びーのびーの」というつどいの広場ですが、そこはなかなかプレミアチケットで視察予約を取るのが大変なのです。うちの支援センターの「るーえん」も入っています。2800円です。それから協議会のホームページでも紹介しています。行くのも大変ですし、まずそういうのを見てもらって、こういうことなのだと分かっていただきたいと思います。そこではいろいろなつどいの広場の統計データなどを紹介していますので、分かりやすいと思います。最初の学習にはちょうどいいです。

あと、つどいの広場をやられるときは、絶対にうちの協議会の会員になってください。

つどいの広場仕様の保険を開発してしまっていて、一般の保険の10分の1です。これは絶対使わないと損で、各自治体でもそれを目当てにでも入ることが多いです。

(山縣) 市民のほうから相談があった場合に保険もあるということです。全社協の保険とは違う、つどいの広場専用の保険を契約しておられます。それはホームページのほうでまた見てください。

また、このDVDには利用者の声などいろいろなものが入っています。ビデオとDVDの両方を作っておられますので、ぜひ協議会活動の支援のためによろしくをお願いします。

では松田さん、行政とのつきあい方のあたりでちょっと苦労しているところとか、この辺はちょっと妥協したいなとか、あるいは行政がもうちょっとこの辺妥協してほしいなとか、何をやってほしいのかとか、ありますか。

(松田) 子育てではない分野でも、世田谷区はかなり協働が進んでいます。特に環境や国分寺崖線の保全など、すごくいろいろなことをやっていて、子育てのほうはそれを応用してやっと始めたというところがあります。では、行政がだれとやるのかといったときに、しかたなくうちとやっているという感じです。しかたなくという言い方はいけないのですが、なかなかそれについていけるNPOが、自分で言うのも何ですけども、まだ育っていないのです。それで、やるしかないか、というようなところでちょっと背伸びをしてやっていますので、そこはすごく申し訳ないなと思います。

行政のかたはすごく応援をしてくださっていますので、何かないかなと一生懸命やり方を考えてくださっているのですが、この間悩

んでいらしたのは、委託と補助の間がないということでした。何かやろうと思っても委託か補助しかないのです。でも、委託ではないし、補助ではないというところで、すごくいらいらしている感じです。委託関係に入ってしまうと、いい感じがすごくなくなってしまうのです。先ほどの「こそだてコンパス」に至るまでに、庁内で調整が取れなかったり、理解がなかなか得られなかったりしました。補助になってしまうと活動が見えてこなくなってしまうので、まだ外に「やっているぞ」と言い触らさないと気持ちが持っていけないというような、見せ掛けというか、はったりなところもかなりあります。

(山縣) 子育て支援関係の地域グループのほうから言うと、行政の窓口が見えないということですね。今日は保育、もしくは児童福祉系のかたがたくさんお見えになっていると思うのですが、全国を見たら必ずしもそこが窓口になっていないのです。坂本さんは、最初は公民館で、社会教育系の話をしておられました。大阪府内でも社会教育のところも窓口になっているところもけっこうあります。それから、最近増えてきたのが女性政策のところですが、社会教育のすぐそばのようなところですが、子育て支援を女性政策として展開しているところがあったりします。

あとは母子保健のところも窓口になっています。市町村レベルで言うと、今は福祉と合体して、保健福祉的な課が多くなっていますから係レベルの差ぐらいかもしれません。役所的にはそういうのはすぐ説明できるでしょうが、市民のほうから見たらどこに行っていけば分からないのです。行ってみたら「うちは違います」と言われて、「ここよ」と言っ

てもらえればまだしも、「違う」の一言で、ああ、うちではやっていないのだと思い込んでしまったり、非協力的なのだと思い込まれてしまったりするのです。役所のバリアフリーが住民のほうにはなかなか分かりにくいというあたりも難しいところなのかなという気がします。入り口のところで失敗してしまうと難しいのではないのでしょうか。

そこで、度山室長に一つだけ質問です。NPOを含めた市民活動との協働の時代だというのは何となくみんな分かっていると思うのですが、国のほうから見て、そこを実際にどれくらい信頼してやっていけるのでしょうか。行政はどれくらい信頼しているのでしょうか。はっきり言いますと、市町村行政でも、行政はNPOグループが思っているほどNPOを信頼していません。

市民もそうだと思います。まず一つはNPOがどんなものか分かっていないし、ややこしいことをしているのではないかとと思っている人がいっぱいいるし、行政的にもほとんどができ上がったばかりのグループだから、こんなできたてのグループに何百万の税金を使っていいのかとか、いろいろな不安があると思うのです。

その辺で、これは施策的にはずっと信頼をどんどん高めていくような方向で国は応援してくれるのでしょうか。それとも、できた後に失敗したら自分たちで責任を取れという話なのではないでしょうか。きっと市町村のレベルでは、NPO活動の大切さは分かるけれども、税金を注ぎ込んでやる活動がどうかということについて言うと疑問符を持っている人たちがいっぱいいるのではないかと思います。

(度山) なかなか答えるのが難しいのです

が。国と市町村とは立場は違いますが、私も行政マンです。先ほど配給行政などの話をしましたが、要は、自分がやることはこういうふうに決まっています、それと違う話を外からインプットされるというのは実は非常に辛いことです。今年の予算でこれをやるということが決まっているのに、それと違うことがどんどんインプットされると相当つらいです。そしてそういった方々と向き合えと言われるとより一層しんどいです。問題は、そこを逃げずに向き合えるかどうかということなのだと思います。

NPOの方々の集まり、子育てサークルの研修会、いろいろなところに私は出るようにしています。それはなぜかというと、これは心底そう思っているのですが、住民の相互の支え合いや援助の活動でしか得られないもの、あるいは届かない情報があると思っているからなのです。

私たちは時々、「行政だけではできませんから」と逃げ口上のように言います。お金がなくて行政はここまでしかできないから、「あとはみんなでやってよね」というような感じで言うのですが、やはりそれだとなかなか連携はうまくいかないと思います。もちろん市民の住民活動が大変活発なところとそうではないところ、本当に一生懸命掘り起こしてやらなければいけないようなところまで、いろいろ地域に差はあると思いますが、やはりそれなりに向き合っていかなければいけないのです。

行政が考えて組み立てて提供するというだけでは伝わらないもの、受け答えられないニーズがやはりあるということ、まず自分の中で理解をして、あるいは官の中で、あ

るいは関係するセクションの中で、あるいは首長さんにも共通理解を持っていただくということです。そしてどういう形で住民の活動と向き合えるかというのは、状況はそれぞれ違うと思います。

今日のお話をずっと聞いていて、幾つか面白いキーポイントとなる言葉が出てきたかと思えます。過剰な要望、期待をしない行政、耳打ちのできる関係等のフローチャートを作ることでお互いの役割を認識して連携ができる、あるいは直接的な支援はしていないけれども場所の提供や開拓をしているというお話もありました。

いろいろなかわり合いができると思えます。何も最初から500万円を市民活動に出すことはないと思います。例えばそういう予算が組めなくても、そういった活動と向き合っていく方法はあると思えます。先ほど全国何か所かで研修会をやっているということを言いましたが、住民の方々が、よその県の研修会に出ていくなどというのは大変なことです。ただ一緒に行きあげるとか、それだけでも随分違います。場所もなかなか見つからないのですから、空いている民家を上手に開拓してそういった場所を作ってあげるということも、りっぱなつきあい方だと思います。あるいは、先ほど支援センターのお話にありましたが、いろいろな講座を通じて住民の方々の力を高めるような取り組みからまず始めて、その中で育ってきた、これぞと思うところと関係を作っていく。そういうことが大切だと思います。

何回も繰り返しますが、私がこういうところに出てきているのは、生の声を聞けるからなのです。そういう話はやはり聞かないと、

何をしたいのか、どういうことが必要なのか、本当のニーズはどこにあるのかということが分かりません。みなさん方が一番住民に近い目線でお仕事をされていますので、ニーズをしっかりとらえておられると思います。

私たちは、そのようなニーズに対応し、一生懸命やっている市町村が報われるような活動を応援する仕掛けを作っていきたいのです。今は次世代育成支援の交付金が始まったばかりですが、皆さんとコミュニケーションしながらいい仕組みにしていきたいのです。このような交付金制度もこれからどんどんやり方を変えていって、一生懸命住民の皆さんと向き合って、住民の活力をうまく生かすようなまちづくりをしているとか、子育て支援をしているところをいっぱい応援できるようなことを、私たちとしても考えていきたい。私は本当にそのように考えています。

(山縣) 今日、我々研究会のメンバー主催で、皆さんがたにも参加していただいて、本当にありがとうございました。少しでも市町村の子供関係の施策に反映できるものが今日のシンポジウムの中にあつたらいいと思っています。

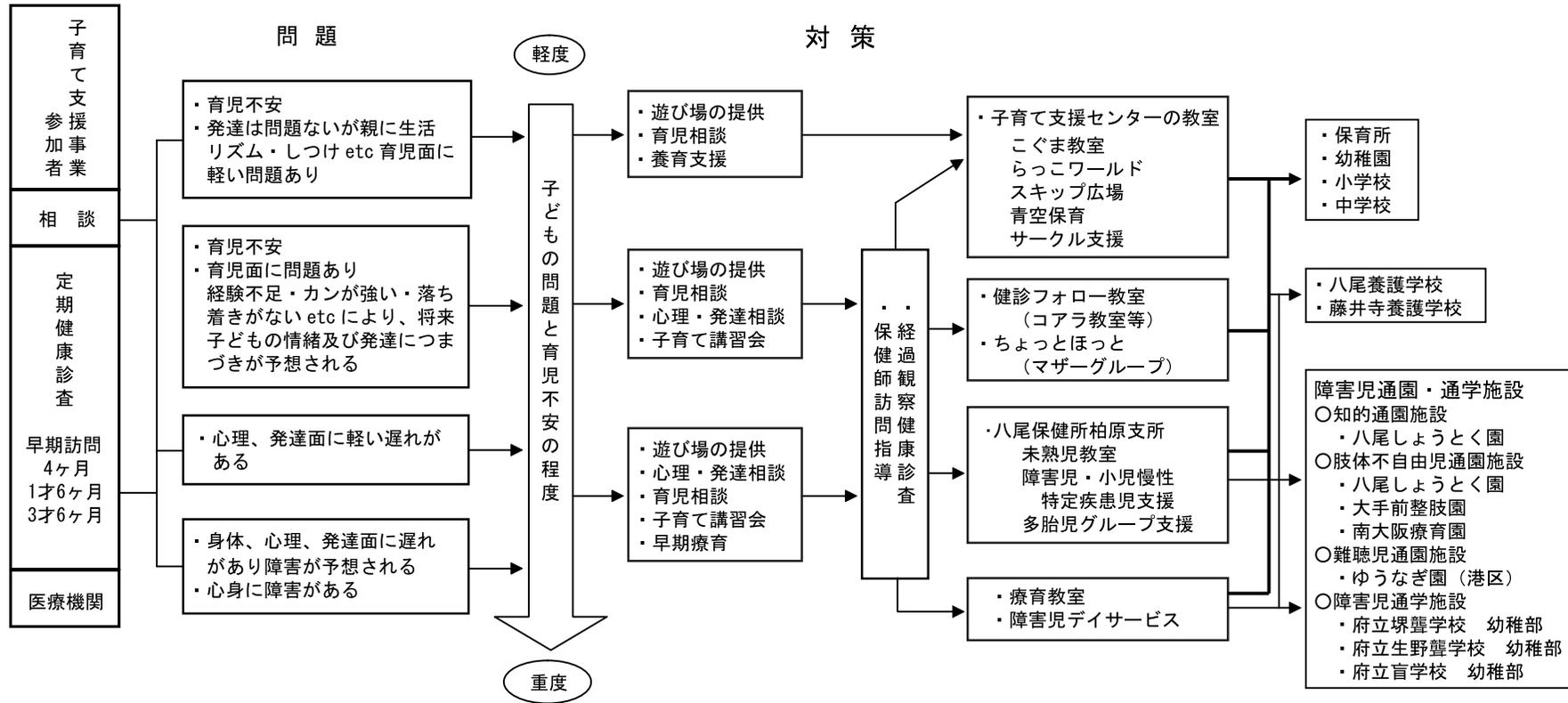
また、私たちのほうもいろいろ勉強させていただいて、府内市町村に反映できるものを考えていきたいと思っていますので、今後ともご協力をよろしくお願いしたいと思います。本当にありがとうございました(拍手)。

平成17年度 柏原市地域子育て支援センター スキップKIDS 年間事業計画予定表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	スキップ広場	毎週火曜日（9時45分～11時45分） 0歳児～未就園児の親子を中心にスキップKIDS施設を開放											
2	育児電話相談	月曜日～金曜日（8時45分～17時15分） 育児相談、保健相談、栄養相談、発達相談											
3	来所・訪問相談	月曜日～金曜日（8時45分～17時15分） 育児相談、保健相談、栄養相談、発達相談、進路相談、教育相談											
4	コアラ教室	← I期 毎週木曜日（10回） 20組の親子 →		← II期 毎週木曜日（10回） 20組の親子 →		← III期 毎週木曜日（10回） 20組の親子 →		← IV期 毎週木曜日（10回） 20組の親子 →					
5	こぐま教室	← I期 隔週水曜日（6回） 20組の親子 →		← II期 隔週水曜日（6回） 20組の親子 →		← III期 隔週水曜日（6回） 20組の親子 →		← IV期 隔週水曜日（6回） 20組の親子 →					
6	らっこワールド	← I期 毎週月曜日（8回） 20組の親子 →		← II期 毎週月曜日（8回） 20組の親子 →		← III期 毎週月曜日（8回） 20組の親子 →		← IV期 毎週月曜日（8回） 20組の親子 →					
7	子育てサークル支援	毎週火・木曜日（12時45分～14時45分）。[平成17年5月から毎週木・金曜日に変更。] スキップKIDS施設をサークルに貸し出し [週4つのサークルが利用]											
8	サークルリーダー会	リーダー会	リーダー交流会	リーダー会	リーダー交流会	リーダー交流会	リーダー会	リーダー交流会	リーダー交流会	リーダー交流会	リーダー交流会	リーダー会	リーダー交流会
9	子育て通信（情報） [KIDSメール]	月1回発行 発行部数640部（年間発行部数7680部） 配布先：親子教室参加者、保育所、市役所窓口、図書館、柏原市民病院、公民館、駅前スーパー等											
10	子育てコラム（広報）	掲 載		掲 載		掲 載		掲 載		掲 載		掲 載	
11	子育てほっと情報誌	発 刊								情報確認	編 集	構 成	発 刊
12	事業内容作成・配布												
13	保育ボランティア育成												
14	子育て講座・講習会			子育て講座			講 習 会		子育て講座			講 習 会	
15	マザーグループ	← I期 隔週金曜日（10回） 6組の親子（親子分離） →					← II期 隔週金曜日（10回） 6組の親子（親子分離） →						
16	ゆうゆうカーニバル	準備会議	カーニバル	反省会	準備会議		準備会議	準備会議	準備会議	準備会議	準備会議		準備会議
17	青空保育	← 毎月 第1・3水曜日 （於：大正公園） →				← 毎月 第1・3水曜日 （於：大正公園） →							第1・3 水曜日
18	子育て支援連絡会議			連絡会議				連絡会議				連絡会議	
19	療育教室入所判定会議	毎月下旬に開催 [出席機関：児童福祉課、健康福祉課、療育教室（社協）、八尾保健所]											

健全育成・障害（フローチャート図）

<把握> → <フォロー・紹介> → <通園・通学>



☆コアラ教室は、児童福祉課 子育て支援センターと健康福祉課の健全育成事業です。

府内各市町村次世代育成支援行動計画書(平成16年度策定)にかかるNPO等地域との関係一覧表

表番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	13	14	15	16	17	18	19
市町村名	委員会へのNPO等参加	組織名	委員会へのサービス利用者の参加	組織名	子どもの参画	市民委員・公募委員数	委員数	地域会議の開催	地域公聴会の開催	NPO関連の実態把握	NPO関連の実態把握(内容)	NPO関連の計画記述内容	社協関連の実態把握	社協関連の実態(内容)	社協関連の計画記述内容	トッ プ 施策 目標	トッ プ 推進 方向
大阪市	×			・PTA協議会	×	3	21	×	×		・子育てサークルが行政に期待する支援 ・子育てサークル発足年度、発足きっかけ	・地域住民による子育て支援を側面支援	×		×	子どもの権利、利益尊重	子どもの権利、利益を尊重する社会作り
豊中市	×			・PTA連合協議会 ・手をつなぐ親の会 ・母子寡婦福祉会 ・青少年団体連絡協議会	小6・中2にアンケート	3	20	×		×		×	×		・子育て支援ネットワーク事業 ・ボランティア派遣事業 ・子育てサークル、サロン情報提供 ・ボランティア体験プログラム紹介 ・世代間交流推進 ・福祉体験支援事業 ・小地域福祉ネットワーク事業	地域子育て・子育てネットワークづくり	子育て支援サービスの拠点整備
池田市		子育てサークルSMILE		・池田小学校PTA ・石橋南小学校PTA ・古江保育所保護者会 ・さつき保育園保護者会 ・池田旭丘幼稚園PTA	・中学生アンケート	2	28	×	×		・サークルの活動場所、実施日、対象者、参加費	×	×		×	子育て・親育ちを応援する環境づくり	次代の親を育てる環境整備・充実
箕面市	×			・保育所保護者会連合会 ・学童保育保護者連絡協議会 ・PTA連絡協議会	×	2	14	×	×	×		×	×		×	家庭における子育ての見直しと地域における子育て環境整備	家庭・地域における子育て・親育ち支援
吹田市		・大阪エフボランタリーネットワーク吹田支部 ・子育て支援サークルkirara		・こども会育成協議会 ・PTA協議会 ・若竹学園千里幼稚園母の会	×	2	17	×	×		・子育て交流室への登録サークル数	・子育てサークル育成、支援 ・子育て広場の協同整備 ・保育ボランティアグループの情報一元化 ・子育て支援ネットワーク構築		・子育てサロン実施地区数	・子育てサロン支援	子どもの健やかな育ちと学びへの支援	安心して妊娠・出産できるための支援と乳幼児の健康確保
茨木市	×			・PTA協議会 ・子ども会育成連絡協議会 ・公立保育所保護者会連絡会	・中学生アンケート ・児童会館、児童センターでの子どもアンケート	2	17	×	×	×		・育児ボランティア活動推進 ・育児サークルの育成	×		×	子育て支援ネットワーク化推進	各種相談機能充実
高槻市	×		×		×	0	14		×	×		・子育てサークル育成、支援 ・市民公益活動支援内容充実 ・子育てボランティア養成 ・世代間交流の場作り		・子育てサロン実施回数 ・相談事業内容、回数	×	地域における子育て支援	地域における様々な子育て支援サービス充実

府内各市町村次世代育成支援行動計画書(平成16年度策定)にかかるNPO等地域との関係一覧表

表番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	13	14	15	16	17	18	19
市町村名	委員会へのNPO等参加	組織名	委員会へのサービス利用者の参加	組織名	子どもの参加	市民委員・公募委員数	委員数	地域会議の開催	地域公聴会の開催	NPO関連の実態把握	NPO関連の実態把握(内容)	NPO関連の計画記述内容	社協関連の実態把握	社協関連の実態(内容)	社協関連の計画記述内容	トッ プ 施策 目標	トッ プ 推進 方向
豊能町		・子育て支援ボランティア		・PTA連絡協議会	×	1	11	×			・子育てサークル名称、活動場所時間、会費、活動内容	・保育ボランティア活動支援	×		×	保育などの子育て支援充実	保育サービス充実、多様化
能勢町		・子育て支援ボランティア		・PTA連絡協議会 ・みどり丘幼稚園保護者会 ・西保育所保護者会 ・東保育所保護者会	×	1	17	×		×		・子育てサークル支援	×		×	子どもの遊び場づくり	里山などの自然環境を活用した遊び場設置や遊び場情報提供
摂津市		・摂津市ネットワークチャオ		・PTA協議会	×	2	20	×	×	×		・子育てグループ活動支援 ・子育てグループネットワーク充実 ・子育てボランティア養成、支援 ・子育て支援ネットワーク推進会議の活動充実		・子育てサロン実施地区、内容	×	地域における子育て支援対策充実	子育て家庭に対する多様なサービス充実
島本町	×		×		×	0	14	(審議会)	×		・保育ボランティア人数、グループ数、内容	×		・保育サポーター内容	×	地域における子育て支援	住宅において子育て支援
枚方市	×			・こども会育成協議会	・高校生アンケート	0	16	×		×		・子育てサークル支援 ・子育てサークル地域ネットワーク支援	×		×	子どもの個性と創造性を育む環境整備	子どもの居場所づくり推進
守口市		・子育てサークルワービー ・守口市エイフボランタリーネットワーク		・PTA協議会	×	2	18	×	×		・子育てサークル数 ・子育てサークル交流会回数、参加サークル数	・子育てサークル支援	×		×	子どもの豊かな成長支援	子どもと母親の健康確保
門真市	×		×		×	2	7	(懇話会)	×	×		・子育てサークル支援 ・子育てサポーター養成 ・子育て支援ネットワークづくり	×		×	子育て支援サービス	地域における子育て支援充実
寝屋川市	×			・PTA協議会	・ガールスカウトヒアリング	2	14	×			・子育て支援ボランティアグループ数	・子育てサークル支援 ・子育て支援グループ育成支援	×		×	子どもの人権を尊重する市民づくり	子どもの人権を尊重する市民づくり
交野市		・子育てネットワークティンクル	×		×	2	14	×			・行政に求める支援策	・子育てネットワーク構築 ・子育てサークル支援	×		・子育てサロン交流会充実 ・子育て相談場所充実 ・子育てマップ提供 ・異年齢交流充実	交流支援ネットワーク形成	地域における子育て支援ネットワーク化

府内各市町村次世代育成支援行動計画書(平成16年度策定)にかかるNPO等地域との関係一覧表

表番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	13	14	15	16	17	18	19
市町村名	委員会へのNPO等参加	組織名	委員会へのサービス利用者の参加	組織名	子どもの参画	市民委員・公募委員数	委員数	地域会議の開催	地域公聴会の開催	NPO関連の実態把握	NPO関連の実態把握(内容)	NPO関連の計画記述内容	社協関連の実態把握	社協関連の実態(内容)	社協関連の計画記述内容	トッ プ 施策目標	トッ プ 推進方向
四條畷市	x		x		x	2	12	(福祉計画等検討委員会)			・子育てサークル数 ・レスパイト事業実施団体名、内容 ・障害児一時保育ボランティア団体名、内容 ・障害児ボランティア団体名、内容	x	x		x	すべての子育て家庭への支援	地域における子育てサービスの充実
大東市	x		x		x	2	19	(市民会議)	x	x		・託児ボランティア推進 ・親子サークル活動支援	x		x	子育て支援サービス充実	身近な地域での子育て支援サービス提供
東大阪市	x		x		・高校生アンケート ・中学生グループインタビュー	3	24	x			・子育てサークル数	・子育てサークル支援	x		・子育てサークル支援	子どもの権利の認識と尊重	子どもの権利条約の周知徹底
柏原市	x			・保育所連合父母の会 ・PTA協議会	・中学生アンケート	0	17	x		x		・子育てボランティア育成支援 ・子育てサークル育成支援	x		x	子どもの人権尊重	子どもの人権啓発推進
八尾市	x			・PTA協議会	・小、中学生アンケート調査 ・高校生グループインタビュー	4	28	x			・子育てボランティア団体数、メンバー数 ・子育てサークル数	・子育てサークル支援 ・読み聞かせボランティア養成	x		x	安心して子育てができるような子育て支援、保健サービス充実	子どもの人権を尊重する意識の醸成と児童虐待防止対策充実
羽曳野市	x			・PTA連絡協議会 ・こども会連絡協議会	x	2	20	x			・子育てサークル数 ・子育て支援グループ数 ・保育ボランティア登録者数	・子育てサークル活動拡充		・子育て情報誌	x	安全な妊娠、出産支援	周産期医療体制充実
藤井寺市	x			・PTA連絡協議会 ・こども会連絡協議会	x	0	7	x	x		・子育てサークル名、数	・子育てサークル育成支援	x	・育児ボランティア育成	x	子育て家庭への多様な支援	相談、情報提供充実
千早赤阪村		・ニッポンアクティブクラブナールク千早赤坂		・げんき保育園保護者会 ・PTA連絡協議会	x	0	15	x	x	x		x	x		・小地域ネットワーク活動推進	地域における子育て支援サービス充実	地域における子育て支援サービス充実
河南町		・河南町エイフボランティアネットワーク	x		x	0	15	x	x	x		・子育てサークル活動助成	x		x	子どもの人権を守る環境整備	人権尊重の意識醸成
太子町		・ベアベアクラブ ・子育てボランティア		・PTA	・中学生ヒアリング	0	12	x	x		・子育てサークル名、内容	・子育てサークル支援	x		・バリアフリーイベント	子どもの健やかな成長支援	次代の「親」育成推進
富田林市		・子ども家庭サポーター		・PTA連絡協議会 ・心身障害児父母の会	x	0	18	x		x		x	x		x	仕事と家庭の両立支援	保育サービス充実
松原市	x			・PTA協議会	x	1	19	x		x		・子育てサークル支援	x		x	子どものためもの相談・支援体制整備	相談支援体制推進

府内各市町村次世代育成支援行動計画書(平成16年度策定)にかかるNPO等地域との関係一覧表

表番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	13	14	15	16	17	18	19	
市町村名	委員会へのNPO等参加	組織名	委員会へのサービス利用者の参加	組織名	子どもの参画	市民委員・公募委員数	委員数	地域会議の開催	地域公聴会の開催	NPO関連の実態把握	NPO関連の実態把握(内容)	NPO関連の計画記述内容	社協関連の実態把握	社協関連の実態(内容)	社協関連の計画記述内容	トッ プ 施策目標	トッ プ 推進方向	
河内長野市	×			・PTA連絡協議会	・中高生アンケート ・小中学生へのヒアリング	2	18	×	×	×		・子育てサークル育成支援 ・子育てボランティア育成支援	×		×	子どもの権利擁護推進	子どもの人権尊重	
大阪狭山市		不明		・PTA連絡協議会 ・こども会育成連絡協議会	×	3	15	×	×	×		・子育てサークル、ボランティア、NPOの育成支援	×		×	子どもの人権を尊重する環境づくり	子どもの人権尊重の意識づくり	
泉大津市	×		×		×	2	20	×			・子育てサークル名、活動内容	・子育てサークル支援 ・子育てサークルのネットワーク化	×		・ボランティア体験学習	子育て家庭に対する多様なサービス充実	利用しやすい保育所づくり	
高石市	×			・保育所保護者代表 ・幼稚園保護者代表 ・小学校保護者代表	×	0	17	×	×	×		・子育て支援ネットワーク強化 ・子育てサークル支援	×		×	地域における子育て支援	地域における子育て支援サービス充実	
堺市	×			・PTA協議会 ・こども会育成協議会	×	3	26	×	×		・子育てサークル数	・子育てサークル育成	×		×		地域における子育て支援	
忠岡町	×		×		×	0	6	×	×	×		・子育てサークル支援	×		×	母と子の健康づくり支援	母子の健やかな心と身体の育成支援	
和泉市		・子育てサークルネットワーク推進協議会		・PTA協議会 ・留守家庭児童会 ・公立、民間保育園保護者代表 ・公立、民間幼稚園保護者代表	×	0	32	×		×		・子育てサークルネットワーク推進協議会活動促進 ・子育てボランティア、NPOの育成支援	×		×	人権豊かな心と生きる力を育む保育・教育推進	就学前保育、教育の充実	
岸和田市	×		×		×	0	20	×		×		・子育てサークル育成支援	×			・小地域ネットワーク活動推進(子育てサロン) ・子育て支援ボランティア育成	子どもの人権尊重と権利擁護	人権尊重に根ざした保育・教育の推進
貝塚市	×			・子ども会育成連合会 ・PTA協議会 ・学童保育保護者会 ・幼稚園保護者会 ・保育所保護者会	×	0	27	×	×		・子育てネットワーク活動内容 ・子育てサークル名、内容	・子育てサークル、ネットワークづくり支援 ・貝塚子育てネットワークの会との共催事業	×		×	親と子のこころとからだの健康支援	安心感のもてる妊娠・出産の支援	
熊取町		・子育てネットワーク		・PTA連絡協議会 ・子ども会育成連絡協議会 ・障害児を持つ親の会 ・町立保育所保護者会	×	0	25	×	×	×		・子育てサークル支援 ・子育てボランティア養成		・子育てサロン ・障害児野外レクリエーション ・保育ボランティア養成講座 ・ボランティア体験プログラム	・子育てサロン ・障害児野外レクリエーション ・保育ボランティア養成講座 ・ボランティア体験プログラム	子育てをしているすべての家庭を応援	家庭の子育てへの支援	
田尻町	×			・PTA連絡協議会	×	0	14	×	×	×		×	×	・ボランティア活動推進事業 ・小地域ネットワーク推進事業	・ボランティア活動推進事業 ・小地域ネットワーク推進事業	子どもの居場所づくりサポート	まちなかの居場所づくり	

府内各市町村次世代育成支援行動計画書(平成16年度策定)にかかるNPO等地域との関係一覧表

表番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	12	13	14	15	16	17	18	19
市町村名	委員会へのNPO等参加	組織名	委員会へのサービス利用者の参加	組織名	子どもの参加	市民委員・公募委員数	委員数	地域会議の開催	地域公聴会の開催	NPO関連の実態把握	NPO関連の実態把握(内容)	NPO関連の計画記述内容	社協関連の実態把握	社協関連の実態(内容)	社協関連の計画記述内容	トッ プ 策 目 標	トッ プ 推 進 方 向
阪南市	×		×		×	0	19	(作業部会)		×		・文化センター共催事業 ・子育てサークル事業 ・土曜あそび市 ・夏休み体験教室 ・NPOとの連携	×		・社会福祉協議会との連携	胎児・乳幼児期から健康な心と体をつくれます	妊婦一般健診
岬町		・子育てネットワーク準備会		・PTA連絡協議会 ・保育所保護者会 ・学童保育保護者会	×	0	15	(検討部会)	×		・子育てサークル名、内容 ・NPO名、内容	・子育て支援活動団体のネットワーク化		・キッズボランティア派遣事業 ・見守り隊	×	地域における子育て支援	地域における子育て支援サービス充実
泉佐野市	×		×		×	2	10	×	×		・子育てネットワーク活動内容	・子育てネットワーク支援		・子育てサロン	・子育てサロン ・世代間交流事業 ・ボランティア体験学習会	地域における子育て支援	地域における子育て支援サービス充実
泉南市		・育児サークル		・PTA協議会	・中高生アンケート	0	19	×		×		・子育てサークル育成支援 ・子育てサロン	×		×	安心できる妊娠出産支援	男女共同の妊娠出産支援

表番号1及び2 行動計画策定委員会におけるNPO等の参加があれば、なければ×。であれば、表番号2に組織名を記載。
 表番号3及び4 行動計画策定委員会におけるサービス利用者の参加があれば、なければ×。であれば、表番号4に組織名を記載。
 表番号8 ここでの「地域会議」とは、計画策定課程において、地域ごとの会議や検討会を開催していた場合を指す。
 表番号9 ここでの「地域公聴会」とは、計画策定課程において、地域において公聴会やヒアリング会を開催していた場合を指す。
 表番号12及び13 「NPO関連の実態把握」とは、社協に関連する記載以外で、地域住民の主体的活動やその支援に関するものを指す。
 表番号14 行動計画書のなかでのNPO関連の計画について記載されている内容
 表番号15及び16 「社協関連の実態把握」とは、社協及び社協に関連する事業の実態が記載されているもの及びその内容。

市内各市町村次世代育成支援行動計画書(平成16年度策定)にかかる主要14事業一覧

表番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	14事業以外の数値目標設定事業						
市町村名	通保 常育	延保 長育	夜保 間育	子育て 短期支援 (トワイイ ステイ)	休保 日育	放課後 健全 育成 (学童保育)	子育て 短期支援 (ショート ステイ)	乳幼児 健康支援 一時的 預かり (派遣型)	乳幼児 健康支援 一時的 預かり (施設型)	一時 保育	特保 定育	ファミ リサ ポート セン ター	地 域 子育 て支 援 セン ター	地 域 子育 て支 援 セン ター (現 状値)	地 域 子育 て支 援 セン ター (目 標値)	つど いの 広 場 (現 状値)	つど いの 広 場 (目 標値)	14事業以外の数値目標設定事業			
大 阪 市													23	70	1	35	<ul style="list-style-type: none"> 地域ふれあい子育て教室 児童いさい放課後事業 子どもの家事業 留守家庭児童対策事業 企業における男女共同参画啓発フォーラム開催 きらめき企業賞 妊婦教室等 父親の育児参加啓発事業 妊婦健診 新生児、未熟児訪問事業 乳幼児健診 思春期健康教室 	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導 親子料理教室 小学校区教育協議会 地域の読書環境整備事業 生涯学習に関する情報提供、相談事業 習熟度別授業など個に応じた指導 放課後チャレンジ教室 大阪感動探検隊 教育用コンピューター配置 英語でわくわく1、2、3事業 	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー配置 課題を抱えた青少年の居場所づくり 子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給 子育て安心マンション認定 優良環境住宅整備事業 アメニティ豊かな公園整備 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化 子ども110番の家設置 		
豊 中 市													5	9	0	1	<ul style="list-style-type: none"> 地域担当保育士配置 遊び場の提供 児童デイサービス 子育て支援センター相談事業 学童連絡会 スクールカウンセラー配置 在日外国人教育推進協議会 	<ul style="list-style-type: none"> 病院内学級 水道局出前教室 運動部活動指導協力者派遣事業 子育て出前講座 少年を守る日、一日指導センター長行事、街頭指導、夜間特別指導 	<ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室 母と子の交通安全教室 交通安全総点検 ノンステップバス導入補助 市営住宅管理 子ども110番の家運動 障害児通園施設事業 動く図書館施設サービス 		
池 田 市													3	5	0	5					
箕 面 市													1	3			<ul style="list-style-type: none"> 子育てサロン 食に関する健康教室、健康相談 地域での健康相談 未就学児の虫歯罹患率 男女共同参画をテーマとする講座等 	<ul style="list-style-type: none"> 自由な遊び場開放事業 子どもが参加できる場や機会 教学の森青少年野外活動センター ジュニア向けスポーツ事業 みのおかんきょう探偵団 図書館の子ども登録 	<ul style="list-style-type: none"> コンピューターを利用して指導できる教員 習熟度別少人数指導 総合学習における地域との協同 不登校児童減少 子ども110番ステッカー設置 		
吹 田 市													29	29	0	6					
茨 木 市													7	7	2	14					
高 槻 市													5	5	0	13	<ul style="list-style-type: none"> 子育て総合支援センター開設 				
豊 能 町													1	1	0	2					
能 勢 町													1	2	0	1					
摂 津 市													2	3	0	2					
島 本 町																	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診受診率 妊産婦一般健診受診率 				
枚 方 市													6	6	1	3	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援総合コーディネート事業 育児支援家庭訪問事業 24時間子育て電話相談事業 公園整備 ふれ愛フリースクエア 学校教育自己診断 	<ul style="list-style-type: none"> 妊産婦健診 母子訪問指導事業 母子講座、講習事業 予防接種事業 成人歯科検診(1歳半健診時) 乳幼児健診 	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診事後指導事業 母子健康相談事業 母子健康手帳交付事業 低年齢時保育事業 スクールカウンセラー配置 交通安全教室 子ども110番の家設置 		
守 口 市													5	5	0	2	<ul style="list-style-type: none"> 学校評議員設置 				
門 真 市													1	1	0	1					
寝 屋 川 市													3	3	0	3	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発推進事業 食育推進 北河内夜間救急センター事業 休日診療 親子ふれあい事業 子育て支援サークル育成 留守家庭児童会 	<ul style="list-style-type: none"> 病気明け保育 乳幼児医療助成 ひとり親家庭医療助成 児童デイサービス事業 早期療育訓練事業 障害児保育 子どもの居場所「地域子ども教室」 	<ul style="list-style-type: none"> 中央公民館運営事業 市営住宅立替改修事業 歩道設置整備事業 交通バリアフリー 交通安全施設整備事業 交通安全教室 防犯環境整備事業 防犯訓練、防犯教室 		

府内各市町村次世代育成支援行動計画書(平成16年度策定)にかかる主要14事業一覧

表番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14								
市町村名	通常保育	延長保育	夜間保育	子育て短期支援(トワイライト)	休日保育	放課後健全育成(学童保育)	子育て短期支援(ショートステイ)	乳幼児健康支援一時預かり(派遣型)	乳幼児健康支援一時預かり(施設型)	一時保育	特定期定育	ファミリーサポートセンター	地域子育て支援センター	つどいの広場	地域子育てセンター(現状値)	地域子育てセンター(目標値)	つどいの広場(現状値)	つどいの広場(目標値)	14事業以外の数値目標設定事業			
交野市															0	1	0	2				
四條畷市															1	3	0	2	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園預かり保育 ・乳幼児健診受診率、満足度 ・風呂場ドアを乳幼児が自分で開けられない工夫をしている家庭の割合 	<ul style="list-style-type: none"> ・心配蘇生を知っている親の割合 ・かかりつけ医を持つ親の割合 ・1歳半までの予防接種率 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児在宅福祉サービス充実 	
大東市															2	3	0	5	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭児童相談事業 ・育児相談会 ・障害児保育 ・両親教室 ・児童虐待対策事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー配置 ・学校施設、設備改修 ・地域子ども教室推進事業 ・児童センター運営 ・交通バリアフリー推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦訪問指導 ・乳幼児健診 ・予防接種 ・離乳食講習会 	
東大阪市															17	18	0	21				
柏原市															3	3	0	2				
八尾市															6	8	0	1	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診受診率 ・妊産婦乳幼児訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・両親教室 ・乳児相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種 	
羽曳野市															1	7	0	3	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークル数 ・家庭支援推進保育事業 ・子ども家庭サポーター ・子育てサロン ・防犯機器貸与 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年センター教室 ・子ども会活動 ・土曜子どもクラブ ・地域子ども教室 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー ・防犯灯設置 ・子ども110番の家設置 ・乳幼児健診受診率 	
藤井寺市															1	2	0	1	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健診 ・乳幼児健診 ・歯科検診 ・予防接種 ・健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦訪問指導 ・マタニティ教室 ・なかよし赤ちゃんルーム ・フレッシュママルーム ・こどもくらうぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域乳幼児教室 ・離乳食講習会 ・幼児クッキング ・親子クッキング 	
千早赤阪村															0	0	0	0				
河南町															0	1	0	0				
太子町															1	1	0	0	・幼稚園預かり保育			
富田林市															1	3		2	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園預かり保育 ・広報誌、インターネット情報提供 ・富田林市立幼児教育センター事業 ・両親講座 ・ブックスタート ・家庭教育学級 ・父子家庭等入学祝品支給 ・父子家庭等給付金支給 ・帰国、渡日児童生徒学校生活サポート事業 ・乳幼児対策委員会 ・子育てマップ作成 ・こどもあんぜんメール ・就園奨励費支給 ・学校週5日制に伴う事業 ・虐待、DVに関する教員研修 ・子どもへの暴力防止プログラム 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育事業 ・障害児学童クラブ運営補助 ・乳幼児健診 ・補装具交付、修理 ・日常生活用具給付、貸与 ・障害児給付金 ・重度障害者福祉タクシー料補助 ・在宅障害者基本健康診断 ・支援費サービス ・難病患者見舞金支給 ・授産施設通所交通費補助 ・すこやか教育電話相談 ・適応指導教室 ・不登校児童生徒対策 ・母子手帳交付 ・妊産婦健診 ・新生児、妊産婦訪問指導 ・出産育児一時金支給 ・幼児健全発達支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児訪問指導 ・乳幼児二次健診 ・相談事業 ・歯科疾患予防事業 ・予防接種 ・保健師等増員 ・小児医療体制充実 ・事故予防教室 ・小学校低学年での30人学級 ・子どもの居場所事業 ・夏休み子ども巡回映画大会 ・ジュニアリーダー養成事業 ・青少年学習活動推進事業 ・中学生乳幼児ふれあい事業 ・未就園児と保護者への支援事業 ・親と子の育ちの場提供 ・子育てサロン ・防犯灯設置 ・交通安全教室 	

府内各市町村次世代育成支援行動計画書(平成16年度策定)にかかる主要14事業一覧

表番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14								
市町村名	通常保育	延長保育	夜間保育	子育て短期支援(トワイライトステイ)	休日保育	放課後健全育成(学童保育)	子育て短期支援(ショートステイ)	乳幼児健康支援一時預かり(派遣型)	乳幼児健康支援一時預かり(施設型)	一時保育	特保定育	ファミリーサポートセンター	地域子育て支援センター	つどいの広場	地域子育てセンター(現状値)	地域子育てセンター(目標値)	つどいの広場(現状値)	つどいの広場(目標値)	14事業以外の数値目標設定事業			
松原市															4	4	0	2	・小児科地域連携 ・家庭教育学級、講座 ・道夢館ワークショップ	・交通安全教室 ・子ども110番の家 ・防犯灯整備	・放課後児童クラブへの障害児受け入れ	
河内長野市															4	4	0	4				
大阪狭山市															1	2	1	3				
泉大津市															1	1	0	1				
高石市															2	2	0	1				
堺市															8	13			・子育て支援地域ネットワーク ・子育てサロン等の子育て支援活動 ・子育て情報提供 ・子育て支援総合コーディネーター ・子育てアドバイザー派遣 ・まちかど子育てサポートルーム ・ババの育児教室 ・子育てサークル育成 ・認証保育所設置 ・幼稚園における預かり保育 ・保健センターの学校保健委員会への参加、協働での教育 ・妊婦教室 ・妊婦健診	・新生児訪問 ・第一子への電話、訪問 ・多胎児、低体重児への電話、訪問 ・育児負担の大きい親子のためのグループワーク ・乳幼児健診 ・乳幼児健診未受診者への電話、訪問 ・栄養指導 ・離乳食講習会 ・3歳児でのフッ素塗布 ・歯科保健指導 ・予防接種 ・かかりつけ医、歯科医 ・急病診療センター認知度 ・科学教室等講座、講習会 ・学習障害児等への巡回相談	・放課後児童対策 ・教育情報ネットワーク整備 ・ちびっこ老人憩いの広場整備 ・仕事と育児両立支援セミナー ・社会参加と子育て両立支援推進助成事業 ・交通安全教室 ・母子家庭等就業、自立支援センター事業 ・ファミリーサポートデイサービス事業 ・障害児生活支援事業 ・障害児自立生活訓練事業 ・障害児地域療育等支援事業 ・障害児通園施設整備	
忠岡町															1	1	0	0				
和泉市															2	4	1	4				
岸和田市															1	2	0	0				
貝塚市															2	2	0	1				
熊取町															0	1	0	5				
田尻町															1	1	1	1				
阪南市															1	1	0	1				
岬町															0	1	0	1				
泉佐野市															1	2	0	1				
泉南市															1	4	0	2	・妊婦一般健診 ・ちびっこ広場 ・育児支援家庭訪問事業	・家庭支援推進保育事業 ・児童公園改善	・子どもの居場所づくり ・子ども防犯教室	

は事業の有無を表す。 : 有 空欄: 無

(作成: マッセO S A K A 特別研究「少子社会における子育て・子育て支援研究会」)
(協力: 大阪市立大学、大阪府)

上記「府内各市町村次世代育成支援行動計画書にかかるNPO等地域との関係一覧表」及び「府内各市町村次世代育成支援行動計画書にかかる主要14事業一覧」は、各市町村の次世代育成支援行動計画書の記載内容を参考に、大阪市立大学及び大阪府の協力のもと、研究の一環として独自に作成したもので、各市町村にヒアリング等は実施しておりません。(少子社会における子育て・子育て支援研究会)

研究経過・委員名簿

研究活動の経過（平成17年度）

開催回数	日 程	開催場所	内 容
第 1 回	平成17年5月16日	第 7 研 修 室	昨年度研究会の総括・今年度の進め方について
第 2 回	平成17年7月6日	第 7 研 修 室	研究員よりテーマ及び研究計画発表
第 3 回	平成17年8月10日	第 7 研 修 室	研究員より研究報告・シンポジウム検討
第 4 回	平成17年9月14日	第 7 研 修 室	シンポジウム検討・視察先検討
第 5 回	平成17年11月10日	第 3 研 修 室	最終報告書素案検討
第 6 回	平成17年12月14日	第 7 研 修 室	最終報告書素案検討
シンポジウム	平成17年10月31日	映像研修広場	家庭や地域における子育て支援のあり方とは
先進事例調査	平成17年11月21日 ） 平成17年11月22日	水巻町役場（子育て支援センター・児童少年相談センター）	
		福岡市（こども部こども未来課・城南区子どもプラザ）	
		社会福祉法人 勝山園 勝山保育所	
		社会福祉法人 下関市社会福祉協議会	

研究会委員会名簿

市 町 村 名	所 属	名 前
豊 中 市	こども未来部保育課しいのみ学園	村 上 裕 子
箕 面 市	教育委員会子ども部子ども支援課	加 藤 玲 子
交 野 市	保健福祉部健康増進課	樋 掛 佳 代 子
東 大 阪 市	教育委員会学校教育推進室	杉 森 真 理 子
柏 原 市	健康福祉部児童福祉課	川 上 淳 子
河 内 長 野 市	保健福祉部児童課	笹 本 育 司

指導助言者

大阪市立大学大学院生活科学研究科教授	山 縣 文 治
--------------------	---------